

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2018年12月7日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼執行役社長 渡邊 国夫
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【電話番号】	03-3241-9511
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス） 2兆円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス） 2兆円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス） 2兆円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス） 2兆円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス） 2兆円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス） 2,000億円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス） 2,000億円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス） 2,000億円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド） 2兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・印度・フォーカス)

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・韓国・フォーカス)

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・台湾・フォーカス)

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・アセアン・フォーカス)

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・豪州・フォーカス)

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・インドネシア・フォーカス)

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・タイ・フォーカス)

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・フィリピン・フォーカス)

ノムラ・アジア・シリーズ(マネープール・ファンド)

(「ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・印度・フォーカス)」を「ノムラ・印度・フォーカス」、「ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・韓国・フォーカス)」を「ノムラ・韓国・フォーカス」、「ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・台湾・フォーカス)」を「ノムラ・台湾・フォーカス」、「ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・アセアン・フォーカス)」を「ノムラ・アセアン・フォーカス」、「ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・豪州・フォーカス)」を「ノムラ・豪州・フォーカス」、「ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・インドネシア・フォーカス)」を「ノムラ・インドネシア・フォーカス」、「ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・タイ・フォーカス)」を「ノムラ・タイ・フォーカス」、「ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・フィリピン・フォーカス)」を「ノムラ・フィリピン・フォーカス」、「ノムラ・アジア・シリーズ(マネープール・ファンド)」を「マネープール・ファンド」または「ノムラアジアシリーズ マネー」という場合があります。これらを総称して「各ファンド」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。

なお、全てのファンドを総称して「ノムラ・アジア・シリーズ」という場合があります。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当たり1円です。

信用格付

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

「ノムラ・インド・フォーカス」、「ノムラ・韓国・フォーカス」、「ノムラ・台湾・フォーカス」、「ノムラ・アセアン・フォーカス」、「ノムラ・豪州・フォーカス」、「マネープール・ファンド」

2兆円を上限とします。

「ノムラ・インドネシア・フォーカス」、「ノムラ・タイ・フォーカス」、「ノムラ・フィリピン・フォーカス」

2,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額 とします。

なお、午後3時までには、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜3.0%）以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。なお、「マネープール・ファンド」へのスイッチングの場合は無手数料とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

(6) 【申込単位】

1万口以上1口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位（購入コースには、分配金を受取る一般コースと、分配金が再投資される自動けいぞく投資コースがあります。原則、購入後に購入コースの変更はできません。）

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者が収益分配金を再投資する場合には1口単位とします。

(7) 【申込期間】

2018年12月8日から2019年9月10日まで

*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)
<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

取得申込日から起算して7営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を經由して、野村信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)
<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】**申込みの方法**

受益権の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。

お申込みの際には、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースをお申し出ください。(原則として、お買付け後のコース変更はできません。)

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、買付単位が上記と異なる場合等があります。販売会社によっては、一部のファンドのみのお取り扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(「マネープール・ファンド」は、スイッチング以外によるお買付はできません。)

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取り消し

金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます)、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込み(スイッチングのお申込みを含みます)の受付を中止すること、および既に受付けた取得申込み(スイッチングのお申込みを含みます)の受付を取り消す場合があります。

スイッチング

各ファンド間で乗換え(以下「スイッチング」といいます。)ができます。

スイッチングとは、各ファンドをご換金した場合の手取金をもって、そのご換金のお申込日の午後3時までにいずれか他のファンドの取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものをいいます。

スイッチングによる申込みは、1万口以上1口単位または1万円以上1円単位からできます。また、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者がスイッチングに際し、全額をご換金した場合の手取金の全額をもっていずれか他のファンドの取得申込みを行なう場合は、1口単位とします。

スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご注意ください。(詳しくは「第2部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。)

(販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。)

詳しくは販売会社までお問い合わせください。

申込不可日

各ファンド(「マネープール・ファンド」を除く)は、販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日(「申込不可日」といいます。)には、原則として取得、換金およびスイッチングの申込みができません。

- | | |
|------------------|--|
| ノムラ・印度・フォーカス | : 申込日当日が、インドのナショナル証券取引所の休場日と同日付の場合。 |
| ノムラ・韓国・フォーカス | : 申込日当日が、韓国証券取引所の休場日と同日付の場合。 |
| ノムラ・台湾・フォーカス | : 申込日当日が、台湾証券取引所の休場日と同日付の場合。 |
| ノムラ・アセアン・フォーカス | : 申込日当日が、シンガポール証券取引所またはマレーシア証券取引所の休場日と同日付の場合。 |
| ノムラ・豪州・フォーカス | : 申込日当日が、オーストラリア証券取引所の休場日(半休日を含みます。)と同日付の場合。 |
| ノムラ・インドネシア・フォーカス | : ・申込日当日がインドネシア証券取引所の休場日と同日付の場合
・インドネシアの連休等で、取得、換金の申込みの受付を行なわないものとして委託者が指定する日 |
| ノムラ・タイ・フォーカス | : 申込日当日がタイ証券取引所の休場日と同日付の場合 |
| ノムラ・フィリピン・フォーカス | : 申込日当日がフィリピン証券取引所の休場日と同日付の場合 |

申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替

機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとしします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

- 投資信託振替制度(「振替制度」と称する場合があります。)とは、
ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ノムラ・アジア・シリーズは、アジアの投資対象先にフォーカスするファンドとマネーボール・ファンドで構成されています。

ノムラ・インド・フォーカス	インドの企業の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
ノムラ・韓国・フォーカス	韓国の企業の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
ノムラ・台湾・フォーカス	台湾の企業の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
ノムラ・アセアン・フォーカス	アセアン加盟国（東南アジア諸国連合）の企業の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
ノムラ・豪州・フォーカス	オーストラリアの企業の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
ノムラ・インドネシア・フォーカス	インドネシアの企業の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
ノムラ・タイ・フォーカス	タイの企業の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
ノムラ・フィリピン・フォーカス	フィリピンの企業の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
マネーボール・ファンド	円建ての短期有価証券を実質的な主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

「ノムラ・インド・フォーカス」は「野村インド株マザーファンド」、「ノムラ・韓国・フォーカス」は「野村韓国株マザーファンド」、「ノムラ・台湾・フォーカス」は「野村台湾株マザーファンド」、「ノムラ・アセアン・フォーカス」は「野村アセアン株マザーファンド」、「ノムラ・豪州・フォーカス」は「野村豪州株マザーファンド」、「ノムラ・インドネシア・フォーカス」は「野村インドネシア株マザーファンド」、「ノムラ・タイ・フォーカス」は「野村タイ株マザーファンド」、「ノムラ・フィリピン・フォーカス」は「野村フィリピン株マザーファンド」、「マネーボール・ファンド」は「野村マネー マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

ノムラ・インド・フォーカス、ノムラ・インドネシア・フォーカス、ノムラ・タイ・フォーカス、ノムラ・フィリピン・フォーカスは、一般社団法人投資信託協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」に定められている「特化型運用」を行なうファンドに該当します。

上記4ファンドが実質的な投資対象とする各新興国市場には、寄与度（市場の時価総額に占める割合）が10%を超える、もしくはを超える可能性が高い銘柄（支配的な銘柄）が存在すると考えられます。

実質的な投資が支配的な銘柄に集中することが想定されますので、当該支配的な銘柄の発行体に経営破綻や経営・財務状況の悪化等が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

信託金の限度額

受益権の信託金限度額は、「ノムラ・インド・フォーカス」、「ノムラ・韓国・フォーカス」、「ノムラ・台湾・フォーカス」、「ノムラ・アセアン・フォーカス」、「ノムラ・豪州・フォーカス」、「マネープール・ファンド」については6,000億円、「ノムラ・インドネシア・フォーカス」、「ノムラ・タイ・フォーカス」、「ノムラ・フィリピン・フォーカス」については500億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に**網掛け表示**しております。

- （ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス））
- （ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス））
- （ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス））
- （ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス））
- （ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス））

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル () 日本 北米	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング		
不動産投信 その他資産 (投資信託証券) (株式一般)			ファンド・オブ・ファンズ	なし
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

（ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス））

（ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス））

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式 債券
追加型	海外	不動産投信
	内外	その他資産 () 資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル ()		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (株式一般))		アフリカ		
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

（ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス））

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式 債券
追加型	海外	不動産投信
	内外	その他資産 () 資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル ()		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (株式一般))		アフリカ		
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

（ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド））

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 () 資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本	ファミリーファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々	北米 欧州 アジア オセアニア	
不動産投信	その他 ()	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 (投資信託証券 (債券一般))			
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型			

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2013年2月21日現在）

< 商品分類表定義 >

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1) 株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲

げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

(5)資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。

(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。

(3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

(1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

[投資対象資産による属性区分]

株式

(1)一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。

(2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(3)中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

(1)一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。

(2)公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(3)社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(4)その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

(1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

(2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

(1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

(2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

(3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

(4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

(5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

(6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7)その他...上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

(1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (4) 欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数...上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]

- (1) ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

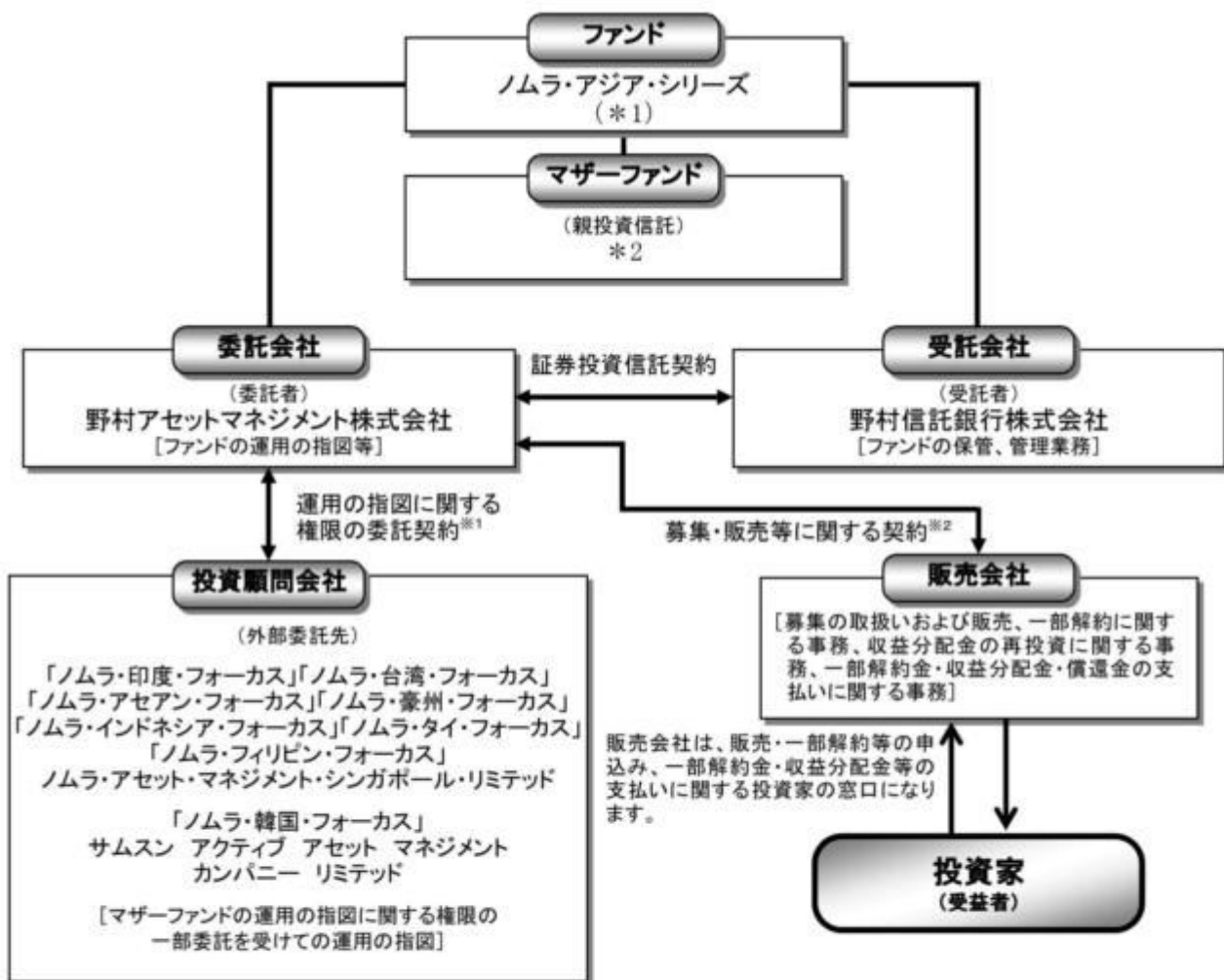
2009年9月16日	「ノムラ・印度・フォーカス」、「ノムラ・韓国・フォーカス」、「ノムラ・台湾・フォーカス」、「マネープール・ファンド」につき信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2009年12月7日	「ノムラ・アセアン・フォーカス」、「ノムラ・豪州・フォーカス」につき信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2010年12月6日	「ノムラ・インドネシア・フォーカス」、「ノムラ・タイ・フォーカス」、「ノムラ・フィリピン・フォーカス」につき信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

<各ファンド（マネーボール・ファンドを除く）>

注）以下の図表中*1、*2、*3については下記の表よりそれぞれあてはめてご覧ください。

*1	*2	*3
ノムラ・インド・フォーカス	野村インド株マザーファンド	インドの企業の株式
ノムラ・韓国・フォーカス	野村韓国株マザーファンド	韓国の企業の株式
ノムラ・台湾・フォーカス	野村台湾株マザーファンド	台湾の企業の株式
ノムラ・アセアン・フォーカス	野村アセアン株マザーファンド	アセアン加盟国の企業の株式
ノムラ・豪州・フォーカス	野村豪州株マザーファンド	オーストラリアの企業の株式
ノムラ・インドネシア・フォーカス	野村インドネシア株マザーファンド	インドネシアの企業の株式
ノムラ・タイ・フォーカス	野村タイ株マザーファンド	タイの企業の株式
ノムラ・フィリピン・フォーカス	野村フィリピン株マザーファンド	フィリピンの企業の株式



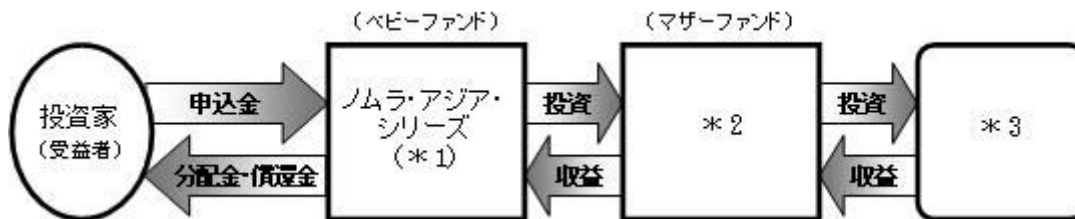
※1 「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3か月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

※2 「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3か月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

《ファミリーファンド方式について》

ファンドは*2を親投資信託（マザーファンド）とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様は投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファン

ドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。

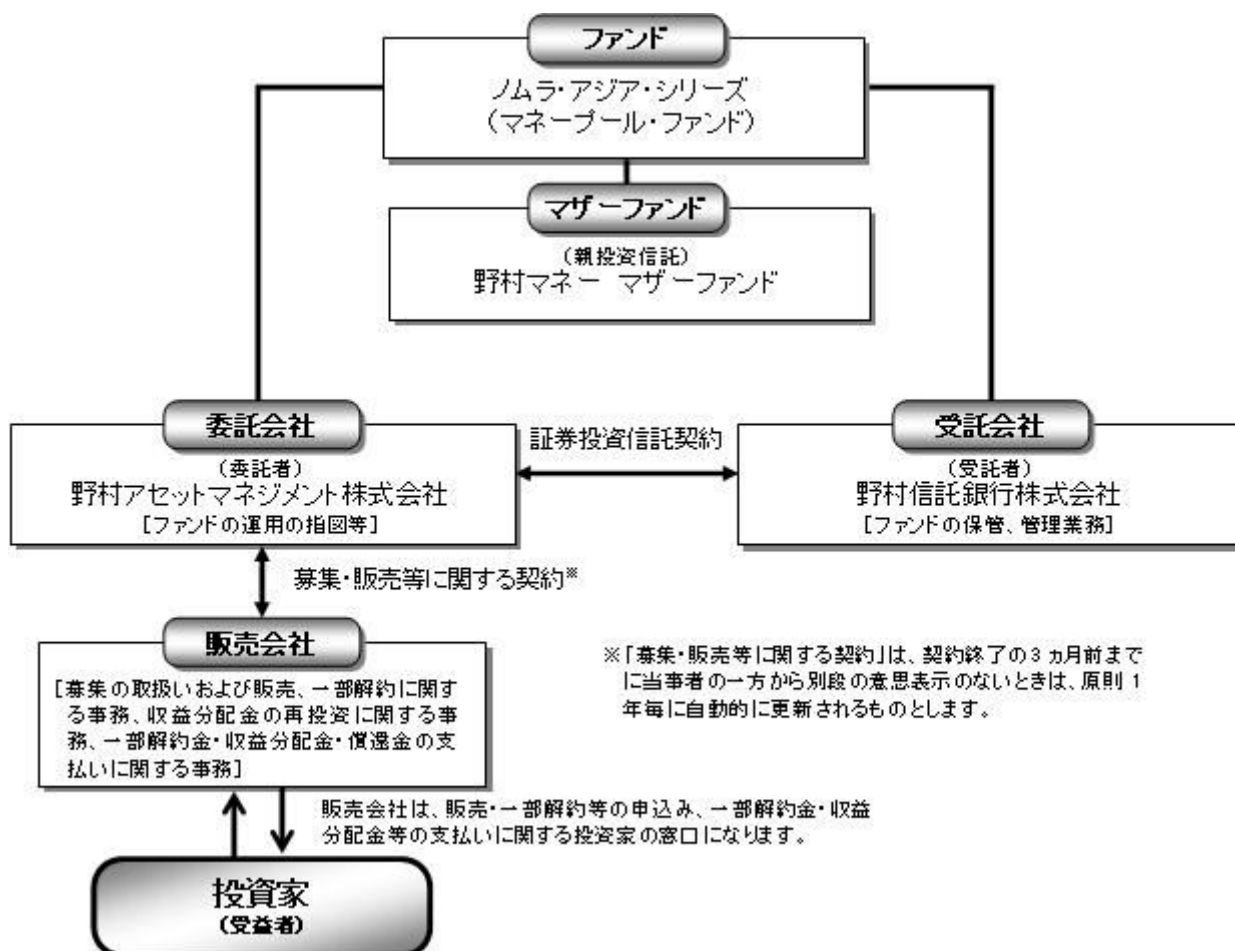


* マザーファンドの運用の方針等については、「第1 ファンドの状況 2 投資方針（参考）各マザーファンドの概要」をご参照ください。

* 「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。

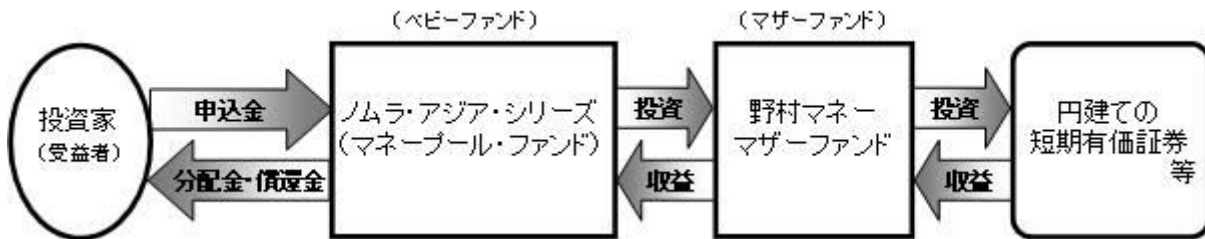
* ファンドは、マザーファンドのほかに、株式等に直接投資する場合があります。

<マネープール・ファンド>



《ファミリーファンド方式について》

ファンドは「野村マネー マザーファンド」を親投資信託（マザーファンド）とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



* マザーファンドの運用の方針等については、「第1 ファンドの状況 2 投資方針（参考）各マザーファンドの概要」をご参照ください。

* 「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。

* ファンドは、マザーファンドのほかに、公社債等に直接投資する場合があります。

委託会社の概況(2018年10月末現在)

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日

野村証券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

2003年6月27日

委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<ノムラ・印度・フォーカス>

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

- ・インドの株式や株価指数に係るオプションを表示する証券または証書、投資信託証券および償還金額等がインドの株式の価格や株価指数に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。また、インドの株式にかかる指数を対象とした先物取引、スワップ取引、オプション取引などのデリバティブを適宜活用します。

ファンドは、S&P BSE インド 200種指数(円換算ベース)をベンチマーク とします。

「S&P BSE インド 200種指数(円換算ベース)」は、S&P BSE 200指数(インドルピーベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。なお、ベンチマークは、インド株式市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。S&P BSE 200指数は、スタンダード・&・プアーズが発表している、ムンバイ証券取引所上場銘柄の主要200銘柄で構成される浮動株加重指数です。当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利はスタン

ダード&プアーズ ファイナンシャル サービスズ エル エル シーに帰属しております。

株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

- ・株式、株式や株価指数に係るオプションを表示する証券または証書、投資信託証券および償還金額等がインドの株式の価格や株価指数に連動する効果を有するリンク債等の合計の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。ただし、資金動向等によっては、金融商品取引所に上場している株価指数連動型上場投資信託（「ETF」といいます。）のうち、インドの株式に係る株価指数を対象とするものに主として投資する場合があります。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的にこれらの実質組入比率を引き下げることがあります。

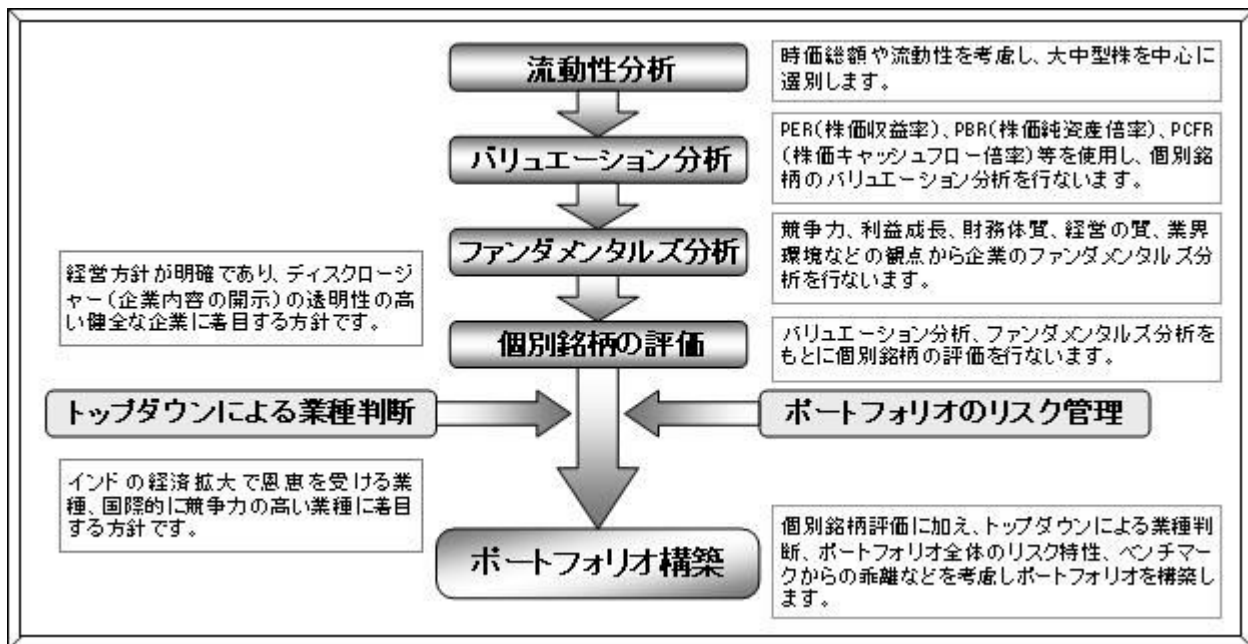
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

マザーファンドの運用にあたっては、NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

委託する範囲	: 海外の株式等の運用
委託先名称	: NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)
委託先所在地	: シンガポール共和国 シンガポール市
委託に係る費用	: 「野村インド株マザーファンド」の外部委託先の報酬は、委託会社が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の平均純資産総額に、年0.38%の率を乗じて得た額とします。

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

ポートフォリオ構築プロセス



上記のポートフォリオ構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

<ノムラ・韓国・フォーカス>

株式への投資にあたっては、企業訪問や独自のバリュエーションモデルを活用したファンダメンタルズ分析により、成長性や持続可能性のある投資銘柄を選別します。

* Samsung Active Asset Management Co., Ltd.の関係会社が発行する普通株式の、マザーファンドにおける株式ポートフォリオ内の時価総額比率は、ベンチマークであるKOSPI（韓国総合株価指数）における当該会社株式が占める比率と原則として概ね同じ比率となるよう投資を行なうことを基本とします。

ファンドは、KOSPI(韓国総合株価指数)(円換算ベース)をベンチマーク とします。

「KOSPI(韓国総合株価指数)(円換算ベース)」は、KOSPI(韓国ウォンベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。なお、ベンチマークは、韓国株式市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。

KOSPI(Korea Composite Stock Price Index)(韓国総合株価指数)は、韓国証券取引所によって所有される登録サービスマーク、登録商標です。

株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

- ・現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式の実質組入比率を引き下げる場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

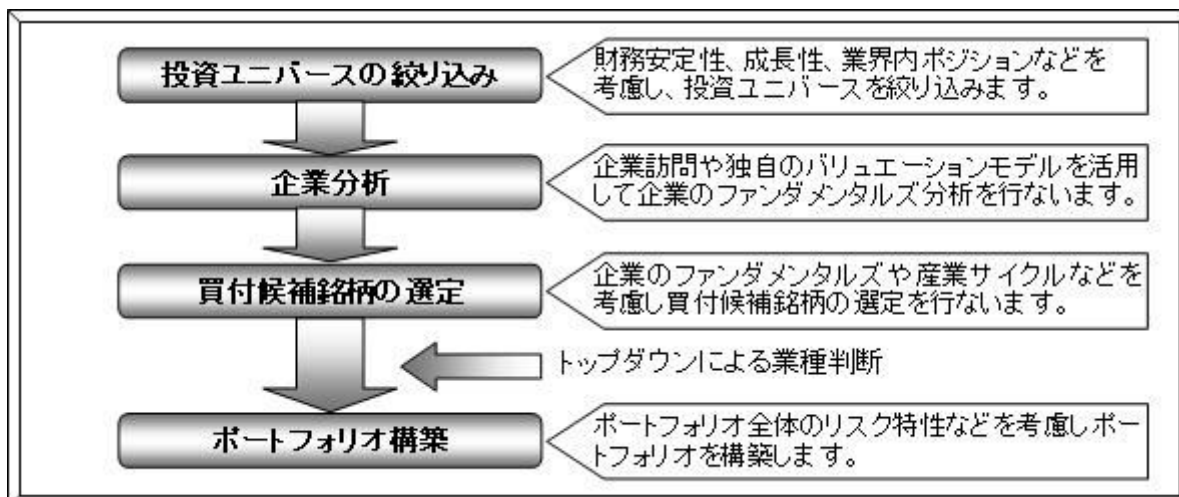
マザーファンドの運用にあたっては、Samsung Active Asset Management Co., Ltd.(サムスン アクティブ アセット マネジメント カンパニー リミテッド)に海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

委託する範囲	: 海外の株式等の運用
委託先名称	: Samsung Active Asset Management Co., Ltd. (サムスン アクティブ アセット マネジメント カンパニー リミテッド)
委託先所在地	: 大韓民国 ソウル市
委託に係る費用	: 「野村韓国株マザーファンド」の外部委託先の報酬は、委託会社が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の平均純資産総額に、次の率を乗じて得た額とします。

マザーファンドの平均純資産総額	率
100億円以下の部分	年0.45%
100億円超300億円以下の部分	年0.40%
300億円超500億円以下の部分	年0.37%
500億円超の部分	年0.35%

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

ポートフォリオ構築プロセス



上記のポートフォリオ構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

Samsung Active Asset Management Co., Ltd.について

「Samsung Active Asset Management Co., Ltd.」は、韓国のビジネスグループであるサムスングループのアセットマネジメント部門であり、投資信託業務および投資顧問業務を行なう韓国国内最大級の運用資産を有する資産運用会社です。

韓国国内において業界に先駆けてチーム運用を開始し、インハウスのアナリストによる産業・銘柄分析やファンダメンタルズ分析による企業価値評価に基づいた投資を特徴としています。

< ノムラ・台湾・フォーカス >

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

ファンドは、加権指数(円換算ベース)をベンチマーク とします。

「加権指数(円換算ベース)」は、加権指数(台湾ドルベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

なお、ベンチマークは、台湾株式市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。

加権指数(Taiwan Stock Exchange Capitalization Weighted Stock Index) (以下、「TAIEX」といいます。) は、台湾証券取引所によって所有される登録サービスマーク、登録商標です。TAIEXの使用許諾のない使用は禁止されています。台湾証券取引所は、TAIEXおよびこれに含まれるあらゆるデータの有用性、正確性、完全性その他について、いかなる保証もしません。台湾証券取引所は、正確なデータの提供に努めますが、TAIEXおよびこれに含まれるいかなるデータに関する誤りや脱落についても、また、データの利用により生じたいかなる損失についても、責任を負いません。

株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

- ・ 現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式の実質組入比率を引き下げる場合があります。

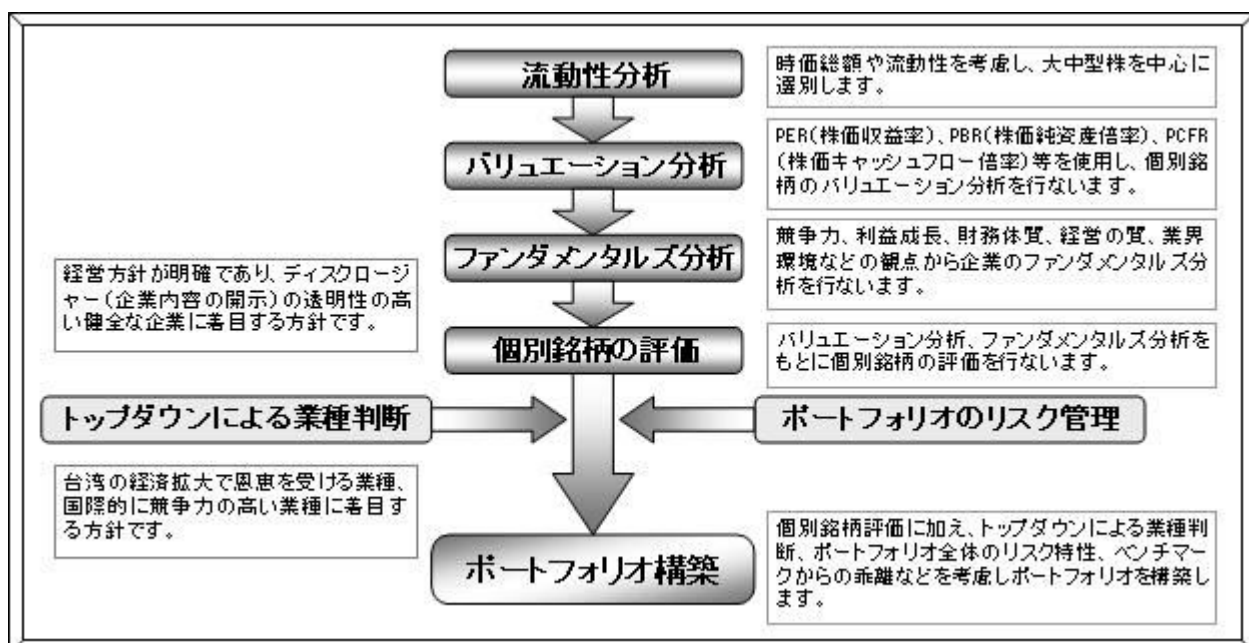
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

マザーファンドの運用にあたっては、NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド) に海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

委託する範囲	: 海外の株式等の運用
委託先名称	: NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)
委託先所在地	: シンガポール共和国 シンガポール市
委託に係る費用	: 「野村台湾株マザーファンド」の外部委託先の報酬は、委託会社が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の平均純資産総額に、年0.34%の率を乗じて得た額とします。

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

ポートフォリオ構築プロセス



上記のポートフォリオ構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

< ノムラ・アセアン・フォーカス >

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる国別配分、業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

ファンドは、MSCI AC ASEAN Index（税引後配当込み・円換算ベース）をベンチマークとします。

「MSCI AC ASEAN Index（税引後配当込み・円換算ベース）」は、MSCI AC ASEAN Index（税引後配当込み・ドルベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。なお、ベンチマークは、株式市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。

指数の著作権等について

・ MSCI AC ASEAN Index
MSCI AC ASEAN Indexは、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

- ・ 現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式の実質組入比率を引き下げる場合があります。

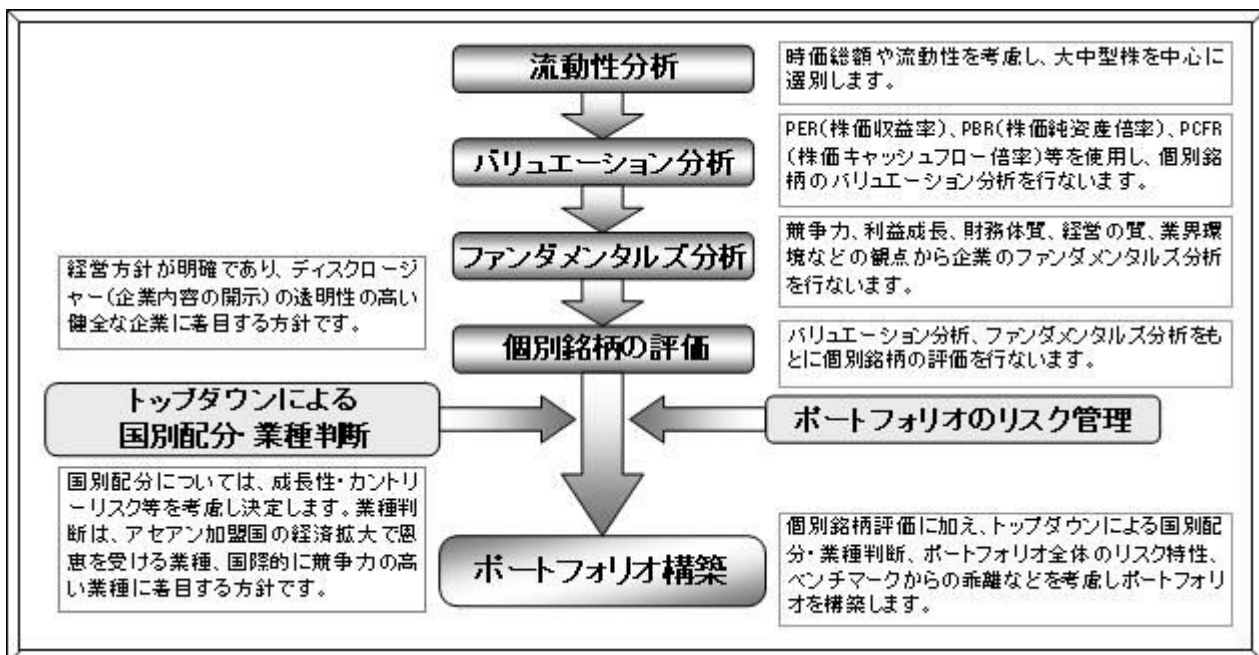
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

マザーファンドの運用にあたっては、NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

委託する範囲	: 海外の株式等の運用
委託先名称	: NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)
委託先所在地	: シンガポール共和国 シンガポール市
委託に係る費用	: 「野村アセアン株マザーファンド」の外部委託先の報酬は、委託会社が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の平均純資産総額に、年0.34%の率を乗じて得た額とします。

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

ポートフォリオ構築プロセス



上記のポートフォリオ構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

< ノムラ・豪州・フォーカス >

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

ファンドは、S&P/ASX200指数（円換算ベース）をベンチマークとします。

「S&P/ASX200指数（円換算ベース）」は、S&P/ASX200指数（豪ドルベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。なお、ベンチマークは、オーストラリア株式市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。

S&P/ASX200指数は、スタンダード&プアーズが発表している、オーストラリア証券取引所上場の時価総額上位200銘柄で構成される時価総額加重平均指数です。当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利はスタンダード&プアーズ ファイナンシャル サービスズ エル エル シーに帰属しております。

株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

- ・現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式の実質組入比率を引き下げることがあります。

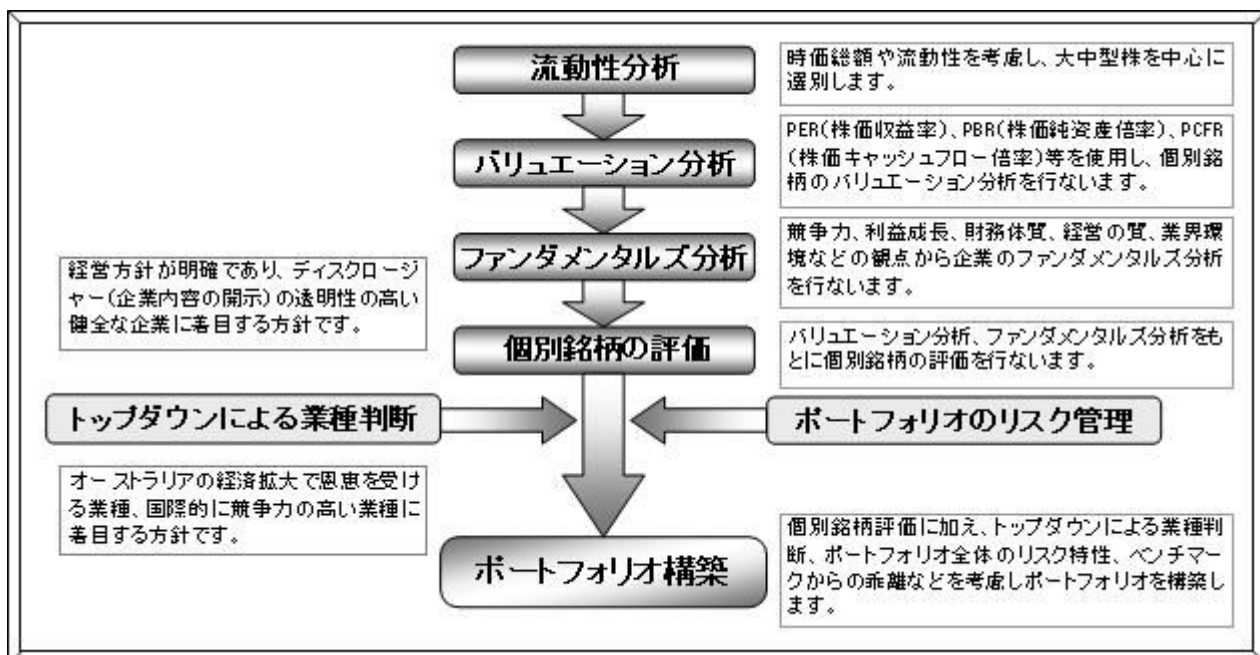
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

マザーファンドの運用にあたっては、NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

委託する範囲	: 海外の株式等の運用
委託先名称	: NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)
委託先所在地	: シンガポール共和国 シンガポール市
委託に係る費用	: 「野村豪州株マザーファンド」の外部委託先の報酬は、委託会社が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の平均純資産総額に、年0.32%の率を乗じて得た額とします。

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

ポートフォリオ構築プロセス



上記のポートフォリオ構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

<「ノムラ・インドネシア・フォーカス」「ノムラ・タイ・フォーカス」「ノムラ・フィリピン・フォーカス」>

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。ファンドは、以下をベンチマークとします。

ノムラ・インドネシア ・フォーカス	ジャカルタ総合指数（円換算ベース） ジャカルタ総合指数（円換算ベース）は、ジャカルタ総合指数（インドネシアルピアベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。
ノムラ・タイ・ フォーカス	MSCI Thailand Index（税引後配当込み・円換算ベース） MSCI Thailand Index（税引後配当込み・円換算ベース）は、MSCI Thailand Index（税引後配当込み・タイバーツベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。
ノムラ・フィリピン ・フォーカス	MSCI Philippines Index（税引後配当込み・円換算ベース） MSCI Philippines Index（税引後配当込み・円換算ベース）は、MSCI Philippines Index（税引後配当込み・フィリピンペソベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

指数の著作権等について

- ・ジャカルタ総合指数
ジャカルタ総合指数（JCI）は、インドネシア証券取引所が所有しています。インドネシア証券取引所は、JCIをベンチマークとして用いる利用者によって提供される、いかなる商品に関しても責任を負いません。また、インドネシア証券取引所は、JCIをベンチマークとして用いる利用者によってなされる、いかなる投資判断に関しても責任を負いません。これらの利用者は、JCIの利用に関して、第三者に対して責任を負います。
- ・MSCI Thailand Index、MSCI Philippines Index
MSCI Thailand Index、MSCI Philippines Indexは、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

- ・現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式の実質組入比率を引き下げる場合があります。

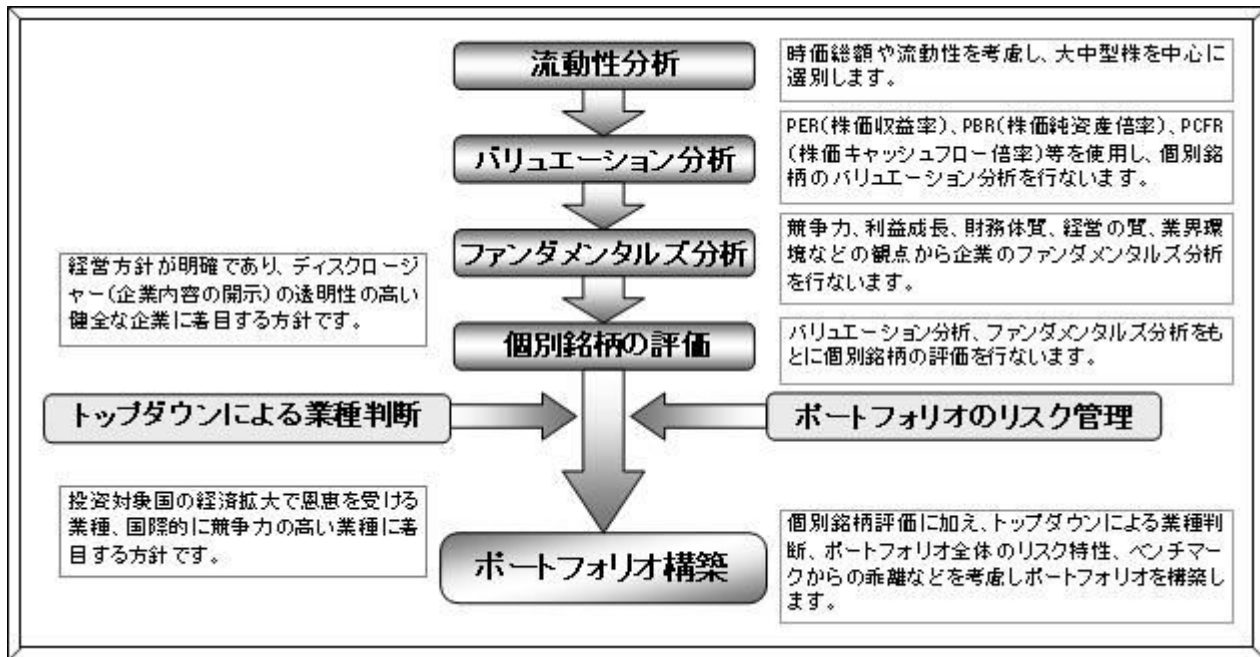
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

マザーファンドの運用にあたっては、NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に運用の指図に関する権限の一部を委託します。

委託する範囲	: 海外の株式等の運用
委託先名称	: NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)
委託先所在地	: シンガポール共和国 シンガポール市
委託に係る費用	: マザーファンドの外部委託先の報酬は、委託会社が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の平均純資産総額に、年0.34%の率を乗じて得た額とします。

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

ポートフォリオ構築プロセス



上記のポートフォリオ構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

<マネーボール・ファンド>

「野村マネー マザーファンド」への投資を通じて、残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

ノムラ・印度・フォーカス	インドの企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村インド株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にインドの企業の株式に投資を行いません。なお、株式等に直接投資する場合があります。
ノムラ・韓国・フォーカス	韓国の企業の株式を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村韓国株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的に韓国の企業の株式に投資を行いません。なお、株式等に直接投資する場合があります。
ノムラ・台湾・フォーカス	台湾の企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村台湾株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的に台湾の企業の株式に投資を行いません。なお、株式等に直接投資する場合があります。

ノムラ・アセアン・フォーカス	<p>アセアン（東南アジア諸国連合）[*]加盟国の企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。</p> <p>・ファンドは、「野村アセアン株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にアセアン加盟国の企業の株式に投資を行ないます。なお、株式等に直接投資する場合があります。</p> <p>[*]東南アジア地域の10カ国からなる地域協力機構です。加盟10カ国は、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ブルネイです。(2018年10月末現在)</p>
ノムラ・豪州・フォーカス	<p>オーストラリアの企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。</p> <p>・ファンドは、「野村豪州株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にオーストラリアの企業の株式に投資を行ないます。なお、株式等に直接投資する場合があります。</p> <p>オーストラリアの周辺諸国の企業の株式やオーストラリアの金融商品取引所に上場されているその他の国の企業の株式に実質的に投資する場合があります。</p>
ノムラ・インドネシア・フォーカス	<p>インドネシアの企業の株式を実質的な主要投資対象とします。</p> <p>・ファンドは、「野村インドネシア株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にインドネシアの企業の株式に投資を行ないます。なお、株式等に直接投資する場合があります。</p>
ノムラ・タイ・フォーカス	<p>タイの企業の株式を実質的な主要投資対象とします。</p> <p>・ファンドは、「野村タイ株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にタイの企業の株式に投資を行ないます。なお、株式等に直接投資する場合があります。</p>
ノムラ・フィリピン・フォーカス	<p>フィリピンの企業の株式を実質的な主要投資対象とします。</p> <p>・ファンドは、「野村フィリピン株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にフィリピンの企業の株式に投資を行ないます。なお、株式等に直接投資する場合があります。</p>
マネープール・ファンド	<p>円建ての短期有価証券を実質的な主要投資対象とします。</p> <p>・ファンドは、「野村マネー マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的に円建ての短期有価証券に投資を行ないます。なお、公社債等に直接投資する場合があります。</p>

Depository Receipt（預託証券）の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

<ノムラ・インド・フォーカス>

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

<ノムラ・韓国・フォーカス> <ノムラ・台湾・フォーカス> <ノムラ・アセアン・フォーカス> <ノムラ・豪州・フォーカス> <ノムラ・インドネシア・フォーカス> <ノムラ・タイ・フォーカス> <ノムラ・フィリピン・フォーカス> <マネープール・ファンド>

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

各マザーファンドの主要投資対象

野村インド株マザーファンド	インドの企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。
野村韓国株マザーファンド	韓国の企業の株式を主要投資対象とします。

野村台湾株マザーファンド	台湾の企業の株式(DR(預託証券)を含みます。)を主要投資対象とします。
野村アセアン株マザーファンド	アセアン加盟国の企業の株式(DR(預託証券)を含みます。)を主要投資対象とします。
野村豪州株マザーファンド	オーストラリアの企業の株式(DR(預託証券)を含みます。)を主要投資対象とします。
野村インドネシア株マザーファンド	インドネシアの企業の株式を主要投資対象とします。
野村タイ株マザーファンド	タイの企業の株式を主要投資対象とします。
野村フィリピン株マザーファンド	フィリピンの企業の株式を主要投資対象とします。
野村マネー マザーファンド	円建ての短期有価証券を主要投資対象とします。

投資対象について、詳しくは「(参考)各マザーファンドの概要」をご覧ください。

<野村インド株マザーファンド>

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

<野村韓国株マザーファンド> <野村台湾株マザーファンド> <野村アセアン株マザーファンド> <野村豪州株マザーファンド> <野村インドネシア株マザーファンド> <野村タイ株マザーファンド> <野村フィリピン株マザーファンド> <野村マネー マザーファンド>

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

<ノムラ・印度・フォーカス>

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 、 及び 」に定めるものに限ります。)に係る権利
 - ハ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
 - ニ. 金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
 - ロ. 次に掲げるものをすべてみだす資産
 - ・ リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
 - ・ 流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
 - ・ 前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村インド株マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券

3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するブリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 当該ファンドの 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除

く。)

3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記 に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記 各号以外のもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引

「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額についてあらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

< ノムラ・韓国・フォーカス >

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 、 及び 」に定めるものに限りません。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- 二. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村韓国株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
21. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
22. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。))により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(上記「(2)投資対象 当該ファンドの 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引

< ノムラ・台湾・フォーカス >

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 、 及び 」に定めるものに限ります。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村台湾株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。)
17. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
18. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第17号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
21. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券ならびに第17号の証券のうち第13号および第14号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(上記「(2)投資対象 当該ファンドの 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引

<ノムラ・アセアン・フォーカス>

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 、 及び 」に定めるものに限りません。)に係る権利
 - ハ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
 - ニ. 金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみだす資産

- ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村アセアン株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するブリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

20．外国法人が発行する譲渡性預金証書

21．外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

22．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（上記 に掲げるものを除く。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- 7．日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記 に定める証券または証書を除きます。）
- 8．流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
- 9．リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記 各号以外のもの

その他の投資対象

- 1．先物取引等
- 2．スワップ取引
- 3．直物為替先渡取引

< ノムラ・豪州・フォーカス >

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 、 及び 」に限りません。）に係る権利
 - ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみだす資産

- ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村豪州株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するブリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証券

20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記 に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記 に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記 各号以外のもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引

< ノムラ・インドネシア・フォーカス >

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 、 及び 」に定めるものに限ります。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

二．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

ロ．次に掲げるものをすべてみだす資産

- ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村インドネシア株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証書
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を含みます。）
- 6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券および新株予約権証券
- 12．外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するブリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
- 13．前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
- 14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 15．投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 16．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 17．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
- 18．受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
- 19．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 20．外国法人が発行する譲渡性預金証書

21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

22. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(上記 に掲げるものを除く。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書(上記 に定める証券または証書を除きます。)
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの(上記 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。)
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記 各号以外のもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引

「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額についてあらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」という。)を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

<ノムラ・タイ・フォーカス>

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 、 及び 」に限ります。)に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

ロ．次に掲げるものをすべてみだす資産

- ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村タイ株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証券
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を含みます。）
- 6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券および新株予約権証券
- 12．外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するブリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
- 13．前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
- 14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 15．投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 16．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 17．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
- 18．受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
- 19．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

20．外国法人が発行する譲渡性預金証書

21．外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

22．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（上記 に掲げるものを除く。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- 7．日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記 に定める証券または証書を除きます。）
- 8．流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
- 9．リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記 各号以外のもの

その他の投資対象

- 1．先物取引等
- 2．スワップ取引
- 3．直物為替先渡取引

< ノムラ・フィリピン・フォーカス >

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 、 及び 」に限りません。）に係る権利
 - ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみたく資産

- ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村フィリピン株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を含みます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するブリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利

の性質を有するもの

22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記 に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記 に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記 各号以外のもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引

<マネープール・ファンド>

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 及び 」に定めるものに限ります。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付

社債券については、転換社債型新株予約権付社債 に限ります。）

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。

5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
7. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
8. コマーシャル・ペーパー
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る)
12. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第7号の証券または証書および第9号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第6号までの証券および第9号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 当該ファンドの 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引

(参考)各マザーファンドの概要

(野村インド株マザーファンド)
運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

インドの企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。なお、インドの株式や株価指数に係るオプションを表示する証券または証書、投資信託証券および償還金額等がインドの株式の価格や株価指数に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。また、インドの株式にかかる指数を対象とした先物取引、スワップ取引、オプション取引などのデリバティブを適宜活用します。

株式（DR（預託証券）を含みます。）、株式や株価指数に係るオプションを表示する証券または証書、投資信託証券および償還金額等がインドの株式の価格や株価指数に連動する効果を有するリンク債等の合計の組入比率は、原則として高位を基本とします。ただし、資金動向等によっては、金融証券取引所に上場している株価指数連動型上場投資信託（以下「ETF」といいます。）のうち、インドの株式に係る株価指数を対象とするものに主として投資する場合があります。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的にこれらの組入比率を引き下げることがあります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（ETFを除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄のETFへの投資割合には制限を設けません。ただし、当該ETFが一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該ETFへの投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（野村韓国株マザーファンド）
運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2．運用方法

(1) 投資対象

韓国の企業の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、企業訪問や独自のバリュエーションモデルを活用したファンダメンタルズ分析により、成長性や持続可能性のある投資銘柄を選別します。

上記 に関わらず、Samsung Active Asset Management Co., Ltd.の関係会社が発行する普通株式の、当ファンドにおける株式ポートフォリオ内の時価総額比率は、ベンチマークであるKOSPI（韓国総合株価指数）における当該会社株式が占める比率と原則として概ね同じ比率となるよう投資を行なうことを基本とします。

株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げることがあります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

Samsung Active Asset Management Co., Ltd.（サムスン アクティブ アセット マネジメント カンパニー リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式（Samsung Active Asset Management Co., Ltd.の関係会社の株式を除きます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

（野村台湾株マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2．運用方法

(1) 投資対象

台湾の企業の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

株式（DR（預託証書）を含みます。）の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げる場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

（野村アセアン株マザーファンド）

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

アセアン（東南アジア諸国連合）加盟国の企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる国別配分、業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

株式（DR（預託証券）を含みます。）の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げることがあります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（上場不動産投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の上場不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（野村豪州株マザーファンド）

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

オーストラリアの企業の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とします。なお、オーストラリアの周辺諸国の企業の株式やオーストラリアの金融商品取引所に上場されているその他の国の企業の株式に投資する場合があります。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

株式（DR（預託証書）を含みます。）の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げる場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（上場不動産投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の上場不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（野村インドネシア株マザーファンド）

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

インドネシアの企業の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げることがあります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（野村タイ株マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2．運用方法

(1) 投資対象

タイの企業の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げることがあります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（野村フィリピン株マザーファンド）

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

フィリピンの企業の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向に

よっては、一時的に株式組入比率を引き下げることがあります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行いません。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行いません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（野村マネー マザーファンド） 運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保

を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資は行ないません。

外貨建資産への投資は行ないません。

有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

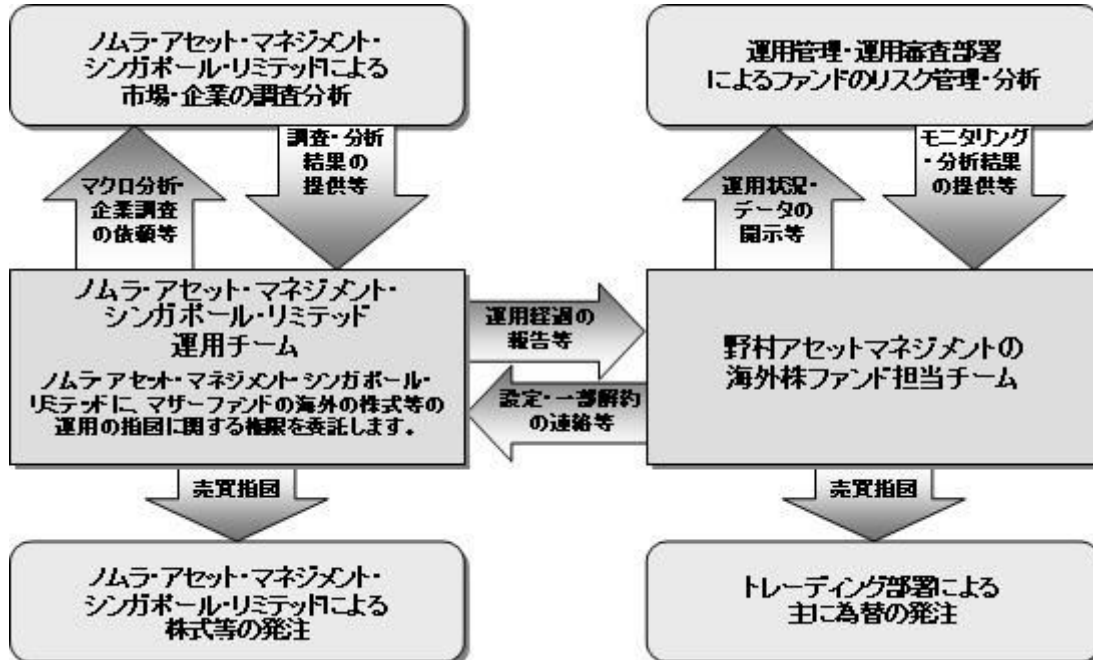
一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(3) 【運用体制】

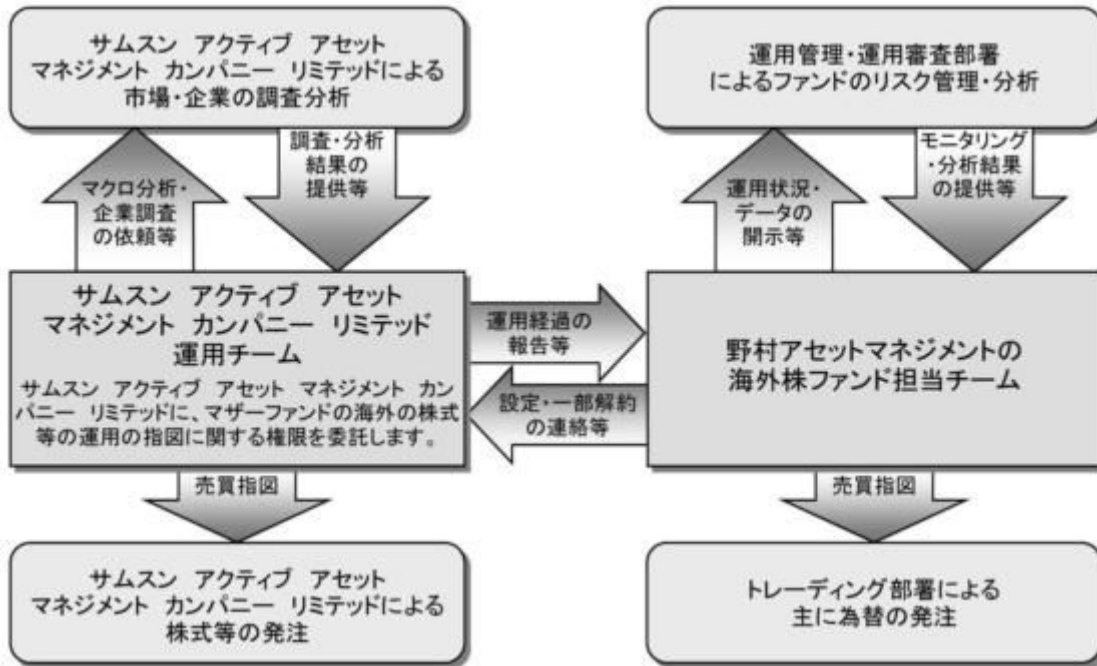
ファンドの運用体制は以下の通りです。

「ノムラ・印度・フォーカス」「ノムラ・台湾・フォーカス」「ノムラ・アセアン・フォーカス」「ノムラ・豪州・フォーカス」「ノムラ・インドネシア・フォーカス」「ノムラ・タイ・フォーカス」「ノムラ・フィリピン・フォーカス」



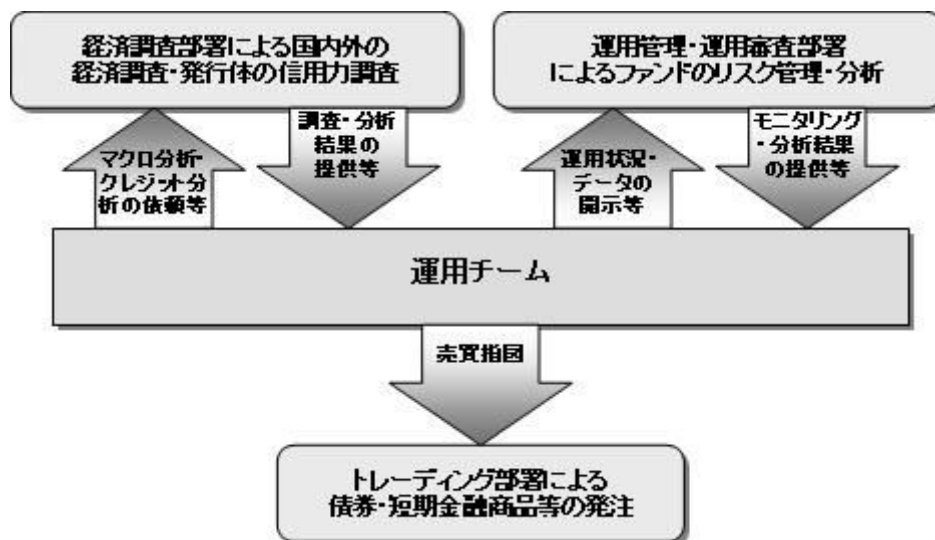
運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

「ノムラ・韓国・フォーカス」



運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

「マネープール・ファンド」



運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

<各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）>

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

<マネープール・ファンド>

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みま

す。)等の全額とします。

収益分配金額は、上記 の範囲内で基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

配当等収益(「マネープール・ファンド」の場合は「利子・配当等収益」とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

原則として**毎年9月12日**(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

< ノムラ・印度・フォーカス >

株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの使用(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

先物取引等の運用指図(約款第22条)

- ()委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに株式に係る有価証券店頭オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第4号八および二に掲げるものをいいます。以下同じ。)を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
- ()委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ()委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- ()上記()の店頭オプション取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ()委託者は、上記()の店頭オプション取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

スワップ取引の運用指図(約款第23条)

- ()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および金融商品取引法第28条第8項第4号ホに定める有価証券店頭指数等スワップ取引(これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ()スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ()委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

直物為替先渡取引の運用指図(約款第29条)

- ()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ()直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ()直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ()委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託の投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄のETFへの実質投資割合には制限を設けません。ただし、当該ETFが一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該ETFへの投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資する株式等の範囲(約款第19条)

()委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

()上記()の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲(約款第21条)

()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

()上記()の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第25条)

()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

- ()上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ()委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第26条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図および範囲(約款第27条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ()上記()の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ()上記()の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ()委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

資金の借入れ(約款第35条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の()の数が()の数を超えることとなる場合には、当該株式

を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

() 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

() 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

<ノムラ・韓国・フォーカス> <ノムラ・台湾・フォーカス>

株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第22条)

() 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。)

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

() 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所にお

ける通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

()委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第23条)

()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ()上記()においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ()スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ()委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲(約款第29条)

- ()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに為替変動リスクを回避するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ()直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ()直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して直物為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する直物為替先渡取引の一部解約（反対の売買による解消を含む。）を指図するものとします。
- ()上記()においてマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ()直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ()委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

<ノムラ・韓国・フォーカスの場合>

同一銘柄の株式（当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドにおける海外の株式等の運用の指図

に関する権限の委託先の関係会社の株式を除きます。)への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

<ノムラ・台湾・フォーカスの場合>

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

投資する株式等の範囲(約款第19条)

()委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

()上記()の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲(約款第21条)

()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

()上記()の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除きます。)の行使により取得可能な株券

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第25条)

()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

() 上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

() 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第26条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図(約款第27条)

() 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

() 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

資金の借入れ(約款第35条)

() 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

() 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

() 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

() 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の()の数()の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

() 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

() 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

< ノムラ・アセアン・フォーカス >

株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第22条)

()委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

()委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総

額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

()委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第23条)

()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

()スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

()スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、

上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- ()上記()においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ()スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ()委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲(約款第29条)

- ()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに為替変動リスクを回避するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ()直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ()直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して直物為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する直物為替先渡取引の一部解約(反対の売買による解消を含む。)を指図するものとします。
- ()上記()においてマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ()直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ()委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券（マザーファンド受益証券、上場不動産投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の上場不動産投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の上場不動産投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資する株式等の範囲(約款第19条)

- ()委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ()上記()の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲(約款第21条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- ()上記()の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第25条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ()上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ()委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第26条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図(約款第27条)

- ()委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- ()委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

資金の借入れ(約款第35条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の()の数が()の数を越えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- ()委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- ()当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

<ノムラ・豪州・フォーカス>

株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第22条)

()委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

()委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定す

る全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

()委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建て資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建て資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建て組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建て資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第23条)

()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

()スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

()スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

()上記()においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の

割合を乗じて得た額をいいます。

- ()スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ()委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲(約款第30条)

- ()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに為替変動リスクを回避するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ()直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ()直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して直物為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する直物為替先渡取引の一部解約（反対の売買による解消を含む。）を指図するものとします。
- ()上記()においてマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ()直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ()委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券（マザーファンド受益証券、上場不動産投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の上場不動産投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の上場不動産投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資する株式等の範囲(約款第19条)

- ()委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所

に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ()上記()の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲(約款第21条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- ()上記()の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第26条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ()上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ()委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第27条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図(約款第28条)

- ()委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- ()委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認め

ときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

資金の借入れ(約款第36条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の()の数が()の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- ()委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- ()当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

<ノムラ・インドネシア・フォーカス>

株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第22条)

()委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

()委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

()委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象と

する金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額をいいます。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第23条)

- () 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- () スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- () スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- () 上記()においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- () スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- () 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲(約款第29条)

- ()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに為替変動リスクを回避するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ()直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ()直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して直物為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する直物為替先渡取引の一部解約(反対の売買による解消を含む。)を指図するものとします。
- ()上記()においてマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ()直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ()委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

投資する株式等の範囲(約款第19条)

- ()委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ()上記()の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲(約款第21条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図を

することができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

()上記()の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除きます。)の行使により取得可能な株券

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第25条)

()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

()上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

()委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第26条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図(約款第27条)

()委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

()委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

資金の借入れ(約款第35条)

()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財

産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

() 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

() 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の()の数が()の数を越えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

() 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

() 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

<ノムラ・タイ・フォーカス>

株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第22条)

() 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内としま

す。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

()委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

()委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保

有外貨建資産の時価総額を差引いた額をいいます。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第23条)

- () 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- () スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- () スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- () 上記()においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- () スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- () 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲(約款第29条)

- () 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに為替変動リスクを回避するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- () 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- () 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産

の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して直物為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する直物為替先渡取引の一部解約（反対の売買による解消を含む。）を指図するものとします。

()上記()においてマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

()直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

()委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券（マザーファンド受益証券、上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の上場投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資する株式等の範囲(約款第19条)

()委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

()上記()の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲(約款第21条)

()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

()上記()の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券

4. 売り出しにより取得する株券

5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第25条)

() 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

() 上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

() 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第26条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図(約款第27条)

() 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

() 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

資金の借入れ(約款第35条)

() 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

() 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

() 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日

までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の()の数が()の数を越えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

()委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

()当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

<ノムラ・フィリピン・フォーカス>

株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第22条)

()委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等(株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、

この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。)ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

()委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

()委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額をいいます。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規

定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第23条)

- ()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ()上記()においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ()スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ()委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲(約款第29条)

- ()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに為替変動リスクを回避するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ()直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ()直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して直物為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する直物為替先渡取引の一部解約(反対の売買による解消を含む。)を指図するものとします。
- ()上記()においてマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

()直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

()委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券(マザーファンド受益証券、上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の上場投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資する株式等の範囲(約款第19条)

()委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

()上記()の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲(約款第21条)

()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

()上記()の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。)の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除きます。)の行使により取得可能な株券

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第25条)

()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

()上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

()委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第26条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図(約款第27条)

()委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

()委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

資金の借入れ(約款第35条)

()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の()の数が()の数を超えることとなる場合には、当該株式

を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

() 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

() 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

<マネープール・ファンド>

株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への投資は行ないません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第21条)

() 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

() 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前

述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第22条)

- ()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ()上記()においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ()スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ()委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資する株式の範囲(約款第19条)

- ()委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りでは

ありません。

- ()上記()の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第24条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ()上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ()委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

公社債の借入れ(約款第25条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- ()上記()の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ()信託財産の一部解約等の事由により、上記()の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ()上記()の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ(約款第31条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への投資は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

<各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）>

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なう新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なう新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

<マネープール・ファンド>

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。また、各ファンド（マネープール・ファンドを除く）においては、ベビーファンドの換金等に伴ない、マザーファンドの換金を行なう場合には、

原則として当該マザーファンドの信託財産に信託財産留保額を繰り入れます。

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

各ファンド（マネープール・ファンドを除く）に関する留意点

- ・ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。
- ・金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを中止すること、および既に受付けた購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを取り消す場合があります。（「ノムラ・豪州・フォーカス」を除く）

新興国に投資を行なうファンドに関する留意点

- ・ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。

上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。

「ノムラ・印度・フォーカス」「ノムラ・インドネシア・フォーカス」「ノムラ・タイ・フォーカス」「ノムラ・フィリピン・フォーカス」の実質的な投資対象候補銘柄には、寄与度が高い銘柄が存在する、または存在することとなる可能性が高いと考えられます。そのため、上記4ファンドは信用リスクを適正に管理する目的で一般社団法人投資信託協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」における「特化型運用」を行なうファンドに該当します。当該制限に従って「特化型運用」を行なうにあたり、特定の発行体が発行する銘柄に集中して実質的に投資することがありますので、個別の投資対象銘柄の発行体の経営破綻や経営・財務状況の悪化等による影響を大きく受ける可能性があります。

マネープール・ファンドは、マイナス利回りの資産への投資等を通じてファンド全体の損益がマイナスとなった場合は、ファンドの基準価額が下落することが想定されますのでご注意ください。

「ノムラ・印度・フォーカス」に関する留意点

ファンドが実質的な投資対象とする、インドの金融商品取引所で取引されている株式は、インドの税制に従って課税されます。インドの金融商品取引所において、非居住者（ファンドおよびマザーファンドも含まれます。）が、株式を売却した場合、その売買益に対してキャピタル・ゲイン税の他、その他の税が附加されます。

ファンドに係る法令・会計基準に則り、税制・税率を考慮して日々基準価額を計算しています。税制・税率の変更や税の還付もしくは追加納税等が発生した場合には、基準価額が影響を受ける場合があります。

また、インドの株式には、外国人機関投資家の上限保有比率等に制限のある銘柄があります。これらの銘柄を投資対象とする場合には、運用上の制約を受ける場合があります。

これらの記載は、2018年10月末現在で委託会社が確認できる情報に基づいたものです。

「ノムラ・韓国・フォーカス」に関する留意点

韓国の株式には、外国人投資家に対して、取得の制限や規制のある銘柄があります。これらの銘柄を投資対象とする場合には、外国人投資家との売買を利用するなどにより、取引所における取引値段よりも高い値段で売買を行なう場合があります。

これらの記載は、2018年10月末現在で委託会社が確認できる情報に基づいたものです。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

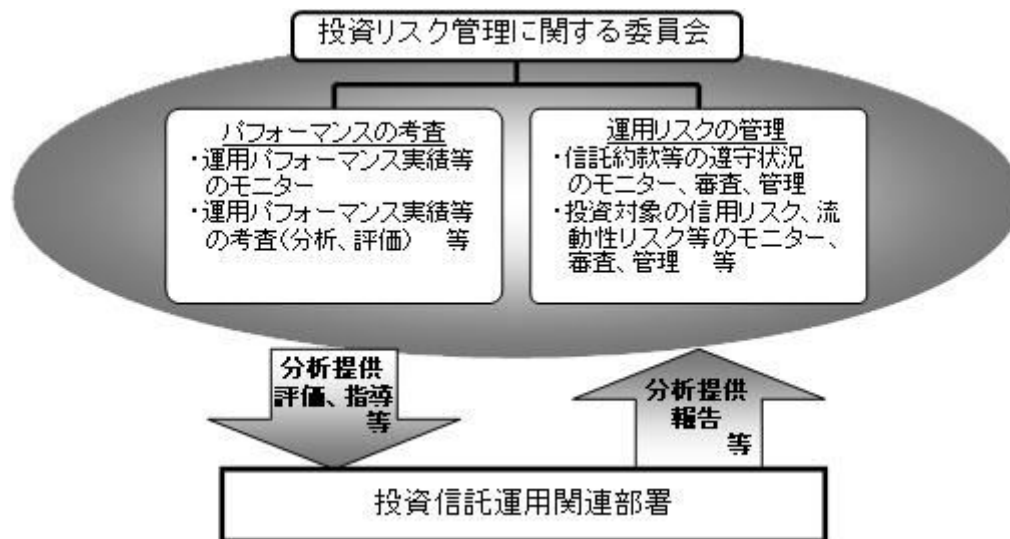
パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図



投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

■ リスクの定量的比較 (2013年11月末～2018年10月末：月次)

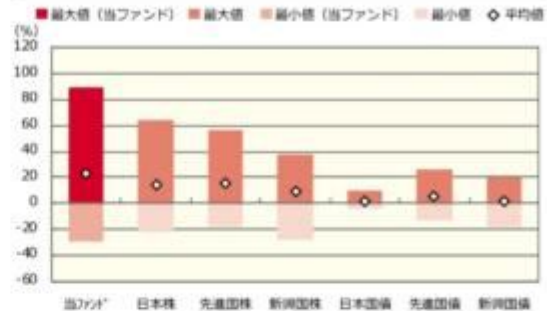
■ ノムラ・印度・フォーカス

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2013年11月 2014年10月 2015年10月 2016年10月 2017年10月 2018年10月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



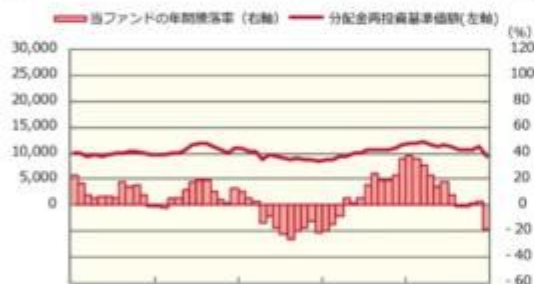
	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	89.3	64.2	57.1	37.2	9.3	26.6	19.3
最小値 (%)	△ 29.0	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	22.8	14.5	15.4	9.7	2.1	4.8	2.2

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2013年11月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2013年11月から2018年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2013年11月から2018年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

■ ノムラ・韓国・フォーカス

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2013年11月 2014年10月 2015年10月 2016年10月 2017年10月 2018年10月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	37.7	64.2	57.1	37.2	9.3	26.6	19.3
最小値 (%)	△ 26.6	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	5.8	14.5	15.4	9.7	2.1	4.8	2.2

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2013年11月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2013年11月から2018年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2013年11月から2018年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

ノムラ・台湾・フォーカス

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2013年11月 2014年10月 2015年10月 2016年10月 2017年10月 2018年10月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	40.8	64.2	57.1	37.2	9.3	26.6	19.3
最小値 (%)	△ 25.6	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	11.7	14.5	15.4	9.7	2.1	4.8	2.2

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2013年11月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2013年11月から2018年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2013年11月から2018年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

ノムラ・アセアン・フォーカス

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2013年11月 2014年10月 2015年10月 2016年10月 2017年10月 2018年10月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	23.6	64.2	57.1	37.2	9.3	26.6	19.3
最小値 (%)	△ 22.0	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	3.6	14.5	15.4	9.7	2.1	4.8	2.2

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2013年11月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2013年11月から2018年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2013年11月から2018年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

ノムラ・豪州・フォーカス

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	38.0	64.2	57.1	37.2	9.3	26.6	19.3
最小値 (%)	△ 28.0	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	6.2	14.5	15.4	9.7	2.1	4.8	2.2

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2013年11月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2013年11月から2018年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2013年11月から2018年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

ノムラ・インドネシア・フォーカス

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	40.2	64.2	57.1	37.2	9.3	26.6	19.3
最小値 (%)	△ 27.1	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	2.8	14.5	15.4	9.7	2.1	4.8	2.2

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2013年11月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2013年11月から2018年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2013年11月から2018年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

ノムラ・タイ・フォーカス

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2013年11月 2014年10月 2015年10月 2016年10月 2017年10月 2018年10月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	39.7	64.2	57.1	37.2	9.3	26.6	19.3
最小値 (%)	△ 24.0	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	8.5	14.5	15.4	9.7	2.1	4.8	2.2

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2013年11月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2013年11月から2018年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2013年11月から2018年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

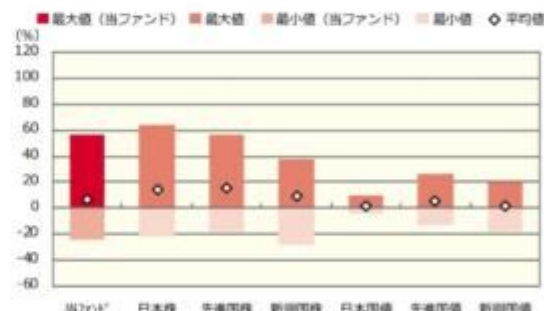
ノムラ・フィリピン・フォーカス

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2013年11月 2014年10月 2015年10月 2016年10月 2017年10月 2018年10月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	56.6	64.2	57.1	37.2	9.3	26.6	19.3
最小値 (%)	△ 24.5	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	6.7	14.5	15.4	9.7	2.1	4.8	2.2

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2013年11月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2013年11月から2018年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2013年11月から2018年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

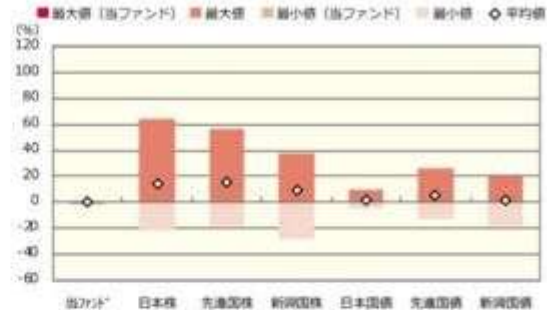
マネーパブル・ファンド

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2013年11月 2014年10月 2015年10月 2016年10月 2017年10月 2018年10月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	0.1	64.2	57.1	37.2	9.3	26.6	19.3
最小値 (%)	△ 0.0	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	0.0	14.5	15.4	9.7	2.1	4.8	2.2

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2013年11月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2013年11月から2018年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2013年11月から2018年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI 指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし、円ベース)
- 新興国債：JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

■ 代表的な資産クラスの指数の著作権等について ■

- 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) は、株式会社東京証券取引所 (東京証券取引所) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- MSCI-KOKUSAI 指数 (配当込み、円ベース)、MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI 指数 (配当込み、円ベース)、MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし、円ベース)・・・FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
- JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)・・・「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)」(ここでは「指数」と呼びます) についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や価格を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国の J.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMSLLC」と呼びます) (「指数スポンサー」) は、指数に関する証券、金融商品または取引 (ここでは「プロダクト」と呼びます) についての提供、保証または販売促進を行いません。証券減価は金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に関連させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLC は NASD, NYSE, SIPC の会員です。JPMorgan は JP Morgan Chase Bank, NA, JP SI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.24%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当

する率)(税抜3.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

なお、「マネープール・ファンド」へのスイッチングの場合は無手数料とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

<ノムラ・印度・フォーカス>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の189(税抜年10,000分の175)の率を乗じて得た額とし、信託報酬の配分については次の通り(税抜)とします。

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
年10,000分の90	年10,000分の80	年10,000分の5

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

「野村インド株マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、「野村インド株マザーファンド」を投資対象とする証券投資信託の委託会社が受ける報酬から、毎年3月および9月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の平均純資産総額に、年10,000分の38の率を乗じて得た額とします。

<ノムラ・韓国・フォーカス> <ノムラ・台湾・フォーカス> <ノムラ・アセアン・フォーカス> <ノムラ・インドネシア・フォーカス> <ノムラ・タイ・フォーカス> <ノムラ・フィリピン・フォーカス>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の178.2(税抜年10,000分の165)の率を乗じて得た額とし、信託報酬の配分については次の通り(税抜)とします。

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
年10,000分の80	年10,000分の80	年10,000分の5

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

「野村韓国株マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、「野村韓国株マザーファンド」を投資対象とする証券投資信託の委託会社が受ける報酬から、毎年3月および9月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の平均純資産総額に、次の率を乗じて得た額とします。

平均純資産総額	率
100億円以下の部分	年10,000分の45
100億円超300億円以下の部分	年10,000分の40
300億円超500億円以下の部分	年10,000分の37
500億円超の部分	年10,000分の35

「野村台湾株マザーファンド」、「野村アセアン株マザーファンド」、「野村インドネシア株マザーファンド」、「野村タイ株マザーファンド」、「野村フィリピン株マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、「野村台湾株マザーファンド」、「野村アセアン株マザーファンド」、「野村インドネシア株マザーファンド」、「野村タイ株マザーファンド」、「野村フィリピン株マザーファンド」を投資対象とする証券投資信託の委託会社が受ける報酬から、毎年3月および9月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の平均純資産総額に、年10,000分の34の率を乗じて得た額とします。

<ノムラ・豪州・フォーカス>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の167.4(税抜年10,000分の155)の率を乗じて得た額とし、信託報酬の配分については次の通り(税抜)とします。

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
年10,000分の75	年10,000分の75	年10,000分の5

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

「野村豪州株マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、「野村豪州株マザーファンド」を投資対象とする証券投資信託の委託会社が受ける報酬から、毎年3月および9月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の平均純資産総額に、年10,000分の32の率を乗じて得た額とします。

<マネープール・ファンド>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に次に掲げる率(「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とします。

また、信託報酬およびその配分については、「コールレート」に応じて次の通り(税抜)とします。

<コールレート>	信託報酬率	<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
0.4%未満	年10,000分の16.2 (税抜年10,000分の15)以内	年10,000分の 6.5以内	年10,000分の 7.0以内	年10,000分の 1.5以内
0.4%以上 0.65%未満	年10,000分の32.4 (税抜年10,000分の30)	年10,000分の13	年10,000分の14	年10,000分の3
0.65%以上	年10,000分の59.4 (税抜年10,000分の55)	年10,000分の22	年10,000分の28	年10,000分の5

前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの日々の信託報酬率は、当該各月の前月最終5営業日間の当該信託の日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートの最低レート(以下「コールレート」といいます。)に応じた上記の率とします。なお、月中において、日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートが信託報酬率を下回った場合には、その翌日以降の信託報酬率はそのコール・ローンのオーバーナイト物レートをコールレートとし、上記の率として見直す場合があります。

信託報酬の総額は、ファンドの純資産総額に上記の信託報酬率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬およびその配分については、「コールレート」に応じて上記(税抜)の通りとします。
 ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
 2018年12月7日現在の信託報酬率は年10,000分の0.1188(税抜年10,000分の0.11)となっております。

支払先の役務の内容

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

(4) 【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用、「ノムラ・印度・フォーカス」に係る現地の税務顧問に支払う費用はファンドから支払われます。(マネープール・ファンドを除く)

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用はファンドから支払われます。(マネープール・ファンド)

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額 をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に、「ノムラ・印度・フォーカス」「ノムラ・韓国・フォーカス」「ノムラ・台湾・フォーカス」「ノムラ・インドネシア・フォーカス」「ノムラ・タイ・フォーカス」「ノムラ・フィリピン・フォーカス」は0.5%、「ノムラ・アセアン・フォーカス」「ノムラ・豪州・フォーカス」は0.3%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。なお、「マネープール・ファンド」には信託財産留保額はありせん。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

* これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315% (国税(所得税及び復興特別所得税) 15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

< 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税 >

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315% (国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
・特定公社債 ^(注1) の利子 ・公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益分配金

(注1) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315% (国税15.315%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金（解約）時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

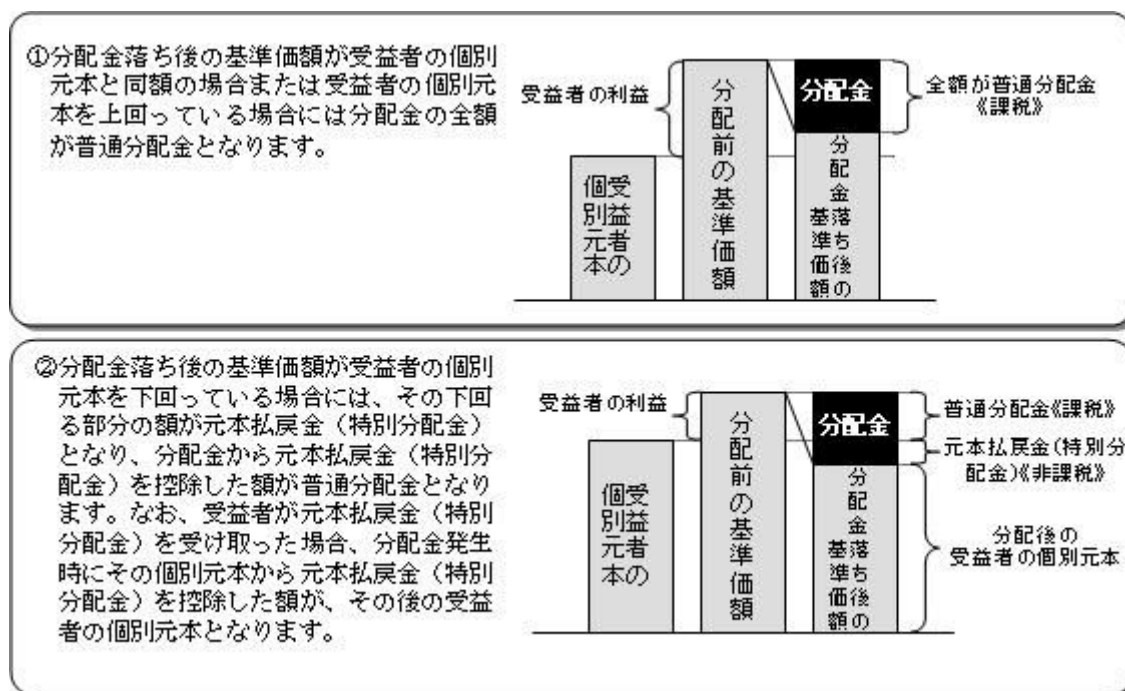
個別元本について

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2018年10月末現在）が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は2018年10月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	90,308,210,392	99.80
現金・預金・その他資産（負債控除後）		180,923,223	0.19
合計（純資産総額）		90,489,133,615	100.00

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	201,558,205	99.64
現金・預金・その他資産（負債控除後）		724,421	0.35
合計（純資産総額）		202,282,626	100.00

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	79,642,179	99.80
現金・預金・その他資産（負債控除後）		158,468	0.19
合計（純資産総額）		79,800,647	100.00

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,306,280,847	99.80
現金・預金・その他資産（負債控除後）		2,610,519	0.19
合計（純資産総額）		1,308,891,366	100.00

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	237,764,266	99.80
現金・預金・その他資産（負債控除後）		464,206	0.19
合計（純資産総額）		238,228,472	100.00

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	4,520,983,031	99.80
現金・預金・その他資産（負債控除後）		8,992,351	0.19
合計（純資産総額）		4,529,975,382	100.00

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,044,743,032	99.80
現金・預金・その他資産（負債控除後）		2,081,433	0.19
合計（純資産総額）		1,046,824,465	100.00

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	2,383,537,046	99.79
現金・預金・その他資産（負債控除後）		4,798,433	0.20
合計（純資産総額）		2,388,335,479	100.00

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	70,922,467	99.78
現金・預金・その他資産（負債控除後）		151,394	0.21
合計（純資産総額）		71,073,861	100.00

（参考）野村インド株マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	インド	85,243,930,585	92.70
現金・預金・その他資産（負債控除後）		6,706,599,795	7.29
合計（純資産総額）		91,950,530,380	100.00

（参考）野村韓国株マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	韓国	183,793,968	91.18
現金・預金・その他資産（負債控除後）		17,768,971	8.81
合計（純資産総額）		201,562,939	100.00

（参考）野村台湾株マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	台湾	75,468,966	94.76
現金・預金・その他資産（負債控除後）		4,172,016	5.23
合計（純資産総額）		79,640,982	100.00

（参考）野村アセアン株マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	シンガポール	397,851,518	30.45
	マレーシア	194,501,290	14.88
	タイ	331,306,737	25.36
	フィリピン	48,801,135	3.73
	インドネシア	238,569,488	18.26
	ベトナム	69,910,090	5.35
	小計	1,280,940,258	98.06
現金・預金・その他資産（負債控除後）		25,316,676	1.93
合計（純資産総額）		1,306,256,934	100.00

（参考）野村豪州株マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	オーストラリア	216,970,864	91.25
投資証券	オーストラリア	17,266,527	7.26
現金・預金・その他資産（負債控除後）		3,520,357	1.48
合計（純資産総額）		237,757,748	100.00

（参考）野村インドネシア株マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	インドネシア	4,325,199,432	95.66
現金・預金・その他資産（負債控除後）		195,837,095	4.33
合計（純資産総額）		4,521,036,527	100.00

（参考）野村タイ株マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	タイ	1,029,387,950	98.52
新株予約権証券	タイ	310,080	0.02
現金・預金・その他資産（負債控除後）		15,052,191	1.44
合計（純資産総額）		1,044,750,221	100.00

（参考）野村フィリピン株マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	フィリピン	2,333,724,167	97.91
現金・預金・その他資産（負債控除後）		49,782,979	2.08
合計（純資産総額）		2,383,507,146	100.00

（参考）野村マネー マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
地方債証券	日本	1,023,879,679	7.56
特殊債券	日本	3,351,810,657	24.76
社債券	日本	2,807,281,841	20.74
コマーシャルペーパー	日本	3,399,998,055	25.12
現金・預金・その他資産（負債控除後）		2,951,839,930	21.80
合計（純資産総額）		13,534,810,162	100.00

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
1	日本	親投資信託受益証券	野村インド株マザーファンド	32,178,232,814	3.2279	103,870,937,758	2.8065	90,308,210,392	99.80

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
----	---------

親投資信託受益証券	99.80
合 計	99.80

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・韓国・フォーカス)

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	野村韓国株マザーファンド	116,608,739	1.9146	223,259,092	1.7285	201,558,205	99.64

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.64
合 計	99.64

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・台湾・フォーカス)

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	野村台湾株マザーファンド	40,598,552	2.3970	97,314,730	1.9617	79,642,179	99.80

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.80
合 計	99.80

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・アセアン・フォーカス)

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	野村アセアン株マザーファンド	700,493,805	1.9461	1,363,230,994	1.8648	1,306,280,847	99.80

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.80
合 計	99.80

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （%）
1	日本	親投資信託 受益証券	野村豪州株マザーファンド	137,682,707	1.7850	245,763,632	1.7269	237,764,266	99.80

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.80
合 計	99.80

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （%）
1	日本	親投資信託 受益証券	野村インドネシア株マザーファン ド	3,181,998,192	1.4561	4,633,307,568	1.4208	4,520,983,031	99.80

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.80
合 計	99.80

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （%）
1	日本	親投資信託 受益証券	野村タイ株マザーファンド	493,851,587	2.1535	1,063,509,393	2.1155	1,044,743,032	99.80

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.80
合 計	99.80

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	野村フィリピン株マザーファンド	1,049,045,837	2.3666	2,482,774,949	2.2721	2,383,537,046	99.79

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.79
合計	99.79

ノムラ・アジア・シリーズ(マネープール・ファンド)

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	野村マネー マザーファンド	69,490,954	1.0205	70,915,519	1.0206	70,922,467	99.78

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.78
合計	99.78

(参考)野村インド株マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	4,280,741	3,100.61	13,272,951,159	2,964.76	12,691,380,389	13.80
2	インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	10,595,152	506.15	5,362,762,673	535.83	5,677,253,272	6.17
3	インド	株式	MARUTI SUZUKI INDIA LTD	自動車	446,779	13,146.85	5,873,739,509	10,380.35	4,637,722,393	5.04
4	インド	株式	LARSEN&TOUBRO LIMITED	建設・土木	2,275,580	2,060.95	4,689,873,668	1,970.43	4,483,888,166	4.87
5	インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	貯蓄・抵当・不動産金融	1,678,966	2,895.47	4,861,408,276	2,591.44	4,350,948,046	4.73
6	インド	株式	GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	パーソナル用品	3,069,577	1,289.84	3,959,287,754	1,106.46	3,396,387,189	3.69
7	インド	株式	ENDURANCE TECHNOLOGIES LTD	自動車部品	1,812,701	2,268.54	4,112,201,040	1,857.51	3,367,128,361	3.66

8	インド	株式	DABUR INDIA LTD	パーソナル用品	5,337,563	682.86	3,644,822,395	614.34	3,279,091,797	3.56
9	インド	株式	MPHASIS LTD	情報技術サービス	1,845,000	1,879.68	3,468,011,564	1,480.40	2,731,347,225	2.97
10	インド	株式	BANDHAN BANK LTD	銀行	4,173,798	961.38	4,012,637,225	596.13	2,488,126,202	2.70
11	インド	株式	PAGE INDUSTRIES LTD	繊維・アパレル・贅沢品	54,000	51,952.59	2,805,439,860	45,025.64	2,431,384,560	2.64
12	インド	株式	ICICI LOMBARD GENERAL INSURANCE COMPANY	保険	1,792,660	1,392.98	2,497,148,490	1,240.85	2,224,426,643	2.41
13	インド	株式	BAJAJ FINANCE LTD	消費者金融	574,383	3,896.85	2,238,289,156	3,652.34	2,097,843,442	2.28
14	インド	株式	GLAXOSMITHKLINE CONSUMER	食品	194,582	11,073.58	2,154,720,803	10,761.96	2,094,083,701	2.27
15	インド	株式	ITC LTD	タバコ	4,500,000	460.66	2,072,970,000	432.37	1,945,676,250	2.11
16	インド	株式	RBL BANK LTD	銀行	2,275,097	807.13	1,836,304,331	815.99	1,856,473,464	2.01
17	インド	株式	HDFC STANDARD LIFE INSURANCE	保険	3,084,717	677.91	2,091,186,756	573.18	1,768,128,937	1.92
18	インド	株式	INDUSIND BANK LTD	銀行	806,548	2,831.07	2,283,397,879	2,114.66	1,705,578,826	1.85
19	インド	株式	NATCO PHARMA LTD	医薬品	1,463,158	1,286.11	1,881,785,793	1,146.84	1,678,015,436	1.82
20	インド	株式	BRITANNIA INDUSTRIES LTD	食品	196,941	9,207.07	1,813,251,050	8,444.24	1,663,018,055	1.80
21	インド	株式	VARROC ENGINEERING LTD	自動車部品	1,407,195	1,540.48	2,167,763,108	1,155.68	1,626,267,118	1.76
22	インド	株式	CADILA HEALTHCARE LTD	医薬品	2,924,616	633.79	1,853,606,998	539.78	1,578,671,159	1.71
23	インド	株式	HCL TECHNOLOGIES LTD	情報技術サービス	1,009,438	1,681.90	1,697,778,819	1,557.51	1,572,217,350	1.70
24	インド	株式	INDIABULLS HOUSING FINANCE LTD	貯蓄・抵当・不動産金融	1,298,658	1,751.88	2,275,102,717	1,192.18	1,548,237,341	1.68
25	インド	株式	AVENUE SUPERMARTS LTD	食品・生活必需品小売り	721,659	2,335.54	1,685,463,461	1,974.08	1,424,612,599	1.54
26	インド	株式	MCLEOD RUSSEL INDIA LIMITED	食品	6,475,220	249.78	1,617,396,640	209.40	1,355,943,444	1.47
27	インド	株式	BRIGADE ENTERPRISES LTD	不動産管理・開発	5,377,139	309.84	1,666,079,634	248.00	1,333,530,472	1.45
28	インド	株式	EICHER MOTORS LTD	自動車	37,132	43,507.87	1,615,534,600	32,590.53	1,210,151,653	1.31
29	インド	株式	ZEE ENTERTAINMENT ENTERPRISE	メディア	1,515,741	722.30	1,094,819,725	688.89	1,044,190,186	1.13
30	インド	株式	KOTAK MAHINDRA BANK LTD	銀行	539,402	1,869.92	1,008,638,588	1,741.89	939,578,950	1.02

種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国外	メディア	1.13
		不動産管理・開発	1.69
		建設資材	0.44
		建設・土木	5.58
		自動車部品	5.43
		自動車	6.35
		家庭用耐久財	0.59
		繊維・アパレル・贅沢品	2.64
		食品・生活必需品小売り	1.54
		食品	5.56
		タバコ	2.11
		パーソナル用品	7.25
		医薬品	4.07
		銀行	27.57
		保険	4.34
		情報技術サービス	4.68
		貯蓄・抵当・不動産金融	7.70
消費者金融	2.28		
資本市場	1.67		
合計			92.70

(参考) 野村韓国株マザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	9,224	4,482.47	41,346,350	4,213.82	38,868,322	19.28
2	韓国	株式	LG CHEMICALS LTD	化学	201	33,929.50	6,819,830	33,680.75	6,769,831	3.35
3	韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	872	7,621.70	6,646,123	6,785.90	5,917,305	2.93
4	韓国	株式	POSCO	金属・鉱業	216	29,054.00	6,275,664	25,273.00	5,458,968	2.70
5	韓国	株式	S-OIL CORPORATION	石油・ガス・消耗燃料	458	12,537.00	5,741,946	11,890.25	5,445,735	2.70

6	韓国	株式	SK TELECOM CO LTD	無線通信サービス	179	27,342.49	4,894,307	26,765.50	4,791,025	2.37
7	韓国	株式	Woori Bank	銀行	3,070	1,611.90	4,948,533	1,532.30	4,704,161	2.33
8	韓国	株式	SK HOLDINGS CO LTD	コングロマリット	171	26,566.49	4,542,871	25,521.74	4,364,219	2.16
9	韓国	株式	KB FINANCIAL GROUP INC	銀行	857	5,084.45	4,357,374	4,850.62	4,156,986	2.06
10	韓国	株式	HYUNDAI MOBIS	自動車部品	201	22,138.74	4,449,888	19,054.24	3,829,904	1.90
11	韓国	株式	HYUNDAI MOTOR CO LTD	自動車	355	12,736.00	4,521,280	10,696.25	3,797,169	1.88
12	韓国	株式	SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	ライフサイエンス・ツール/サービス	94	46,416.75	4,363,175	39,601.00	3,722,494	1.84
13	韓国	株式	CELLTRION INC	バイオテクノロジー	164	27,312.75	4,479,291	22,437.25	3,679,709	1.82
14	韓国	株式	KT & G CORP	タバコ	319	10,198.75	3,253,402	10,049.50	3,205,791	1.59
15	韓国	株式	SAMSUNG C&T CORP	コングロマリット	272	12,537.00	3,410,064	10,795.75	2,936,444	1.45
16	韓国	株式	HANA FINANCIAL HOLDINGS	銀行	740	4,198.89	3,107,185	3,835.72	2,838,436	1.40
17	韓国	株式	HYUNDAI GLOVIS CO LTD	航空貨物・物流サービス	259	12,735.99	3,298,623	10,646.49	2,757,443	1.36
18	韓国	株式	HYUNDAI MIPO DOCKYARD CO., LTD.	機械	300	9,402.75	2,820,825	9,054.50	2,716,350	1.34
19	韓国	株式	SAMSUNG LIFE INSURANCE CO	保険	287	9,154.00	2,627,198	8,994.80	2,581,508	1.28
20	韓国	株式	NCSOFT CORPORATION	娯楽	59	42,287.49	2,494,962	41,839.74	2,468,545	1.22
21	韓国	株式	DOOSAN CORP	コングロマリット	204	13,532.00	2,760,528	11,989.75	2,445,909	1.21
22	韓国	株式	HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES	機械	199	12,338.00	2,455,262	12,288.25	2,445,362	1.21
23	韓国	株式	HANMI PHARMACEUTICAL CO., LTD	医薬品	64	47,293.75	3,026,800	37,760.25	2,416,656	1.19
24	韓国	株式	SAMSUNG SDI CO,LTD	電子装置・機器・部品	98	24,825.24	2,432,874	23,382.50	2,291,485	1.13
25	韓国	株式	MERITZ SECURITIES	資本市場	5,810	402.47	2,338,395	386.06	2,243,009	1.11
26	韓国	株式	HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES HOLDINGS CO LTD	機械	63	36,964.25	2,328,748	34,476.74	2,172,035	1.07
27	韓国	株式	PAN OCEAN CO LTD	海運業	4,640	507.45	2,354,568	464.66	2,156,046	1.06
28	韓国	株式	POSCO CHEMTECH COMPANY LTD	建設資材	325	6,666.49	2,166,612	6,596.84	2,143,976	1.06
29	韓国	株式	SAMSUNG SDS CO LTD	情報技術サービス	110	24,178.50	2,659,635	18,755.74	2,063,132	1.02
30	韓国	株式	INDUSTRIAL BK OF KOREA	銀行	1,420	1,528.41	2,170,356	1,432.80	2,034,576	1.00

種類別及び業種別投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1.35
		メディア	0.69
		娯楽	2.41
		石油・ガス・消耗燃料	2.70
		化学	3.35
		建設資材	1.52

金属・鉱業	3.64
建設・土木	1.61
電気設備	0.39
コングロマリット	4.83
機械	4.45
商社・流通業	0.47
商業サービス・用品	0.24
航空貨物・物流サービス	1.36
海運業	1.06
自動車部品	3.34
自動車	1.88
繊維・アパレル・贅沢品	0.60
ホテル・レストラン・レジャー	0.90
インターネット販売・通信販売	0.98
複合小売り	1.86
専門小売り	0.60
タバコ	1.59
パーソナル用品	1.83
バイオテクノロジー	1.82
医薬品	2.14
銀行	6.81
保険	2.20
情報技術サービス	1.40
コンピュータ・周辺機器	19.28
電子装置・機器・部品	1.77
半導体・半導体製造装置	4.55
無線通信サービス	2.37
ガス	0.89
消費者金融	0.27
資本市場	2.01
ライフサイエンス・ツール/サービス	1.84
合 計	91.18

(参考) 野村台湾株マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・ 半導体製 造装置	15,000	951.60	14,274,000	816.18	12,242,700	15.37
2	台湾	株式	ST SHINE OPTICAL CO LTD	ヘルスケ ア機器・ 用品	3,000	2,236.26	6,708,780	2,034.96	6,104,880	7.66
3	台湾	株式	CHINA STEEL CHEMICAL CORP	化学	11,000	514.23	5,656,530	446.52	4,911,720	6.16

4	台湾	株式	CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	保険	42,456	108.88	4,622,822	104.85	4,451,894	5.58
5	台湾	株式	KING SLIDE WORKS CO LTD	機械	4,000	1,409.10	5,636,400	1,077.87	4,311,480	5.41
6	台湾	株式	TCI CO LTD	パーソナル用品	2,644	2,093.52	5,535,267	1,522.56	4,025,649	5.05
7	台湾	株式	FORMOSA PLASTIC	化学	10,720	406.26	4,355,108	360.87	3,868,591	4.85
8	台湾	株式	POYA CO LTD	複合小売り	3,432	1,110.81	3,812,300	977.21	3,353,819	4.21
9	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR CO LTD	半導体・半導体製造装置	20,000	251.44	5,028,840	158.29	3,165,900	3.97
10	台湾	株式	E INK HOLDINGS INC	電子装置・機器・部品	33,000	116.93	3,858,921	86.01	2,838,330	3.56
11	台湾	株式	BROGENT TECHNOLOGIES INC	ソフトウェア	5,266	620.36	3,266,868	512.39	2,698,298	3.38
12	台湾	株式	CATHAY FINANCIAL HOLDING CO LTD	保険	14,241	184.82	2,632,164	176.96	2,520,102	3.16
13	台湾	株式	FORMOSA SUMCO TECHNOLOGY COR	半導体・半導体製造装置	7,000	588.52	4,119,696	352.09	2,464,644	3.09
14	台湾	株式	ASPEED TECHNOLOGY INC	半導体・半導体製造装置	1,439	2,657.15	3,823,653	1,544.51	2,222,564	2.79
15	台湾	株式	SILERGY CORP	半導体・半導体製造装置	1,396	2,104.50	2,937,882	1,370.66	1,913,455	2.40
16	台湾	株式	TONG HSING ELECTRONIC INDUST	電子装置・機器・部品	6,000	291.70	1,750,212	313.66	1,881,972	2.36
17	台湾	株式	EGIS TECHNOLOGY INC	電子装置・機器・部品	4,000	448.35	1,793,400	342.57	1,370,304	1.72
18	台湾	株式	ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LTD	半導体・半導体製造装置	6,000	259.49	1,556,964	224.35	1,346,148	1.69
19	台湾	株式	YAGEO CORPORATION	電子装置・機器・部品	1,198	1,998.36	2,394,036	1,090.68	1,306,635	1.64
20	台湾	株式	FORMOSA PETROCHEMICAL CORP	石油・ガス・消耗燃料	3,000	459.33	1,377,990	433.71	1,301,130	1.63
21	台湾	株式	FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	繊維・アパレル・贅沢品	1,768	671.60	1,187,406	695.39	1,229,467	1.54
22	台湾	株式	POSIFLEX TECHNOLOGY INC	電子装置・機器・部品	3,552	398.93	1,417,034	337.81	1,199,929	1.50
23	台湾	株式	CTCI CORP	建設・土木	7,000	177.51	1,242,570	157.74	1,104,222	1.38
24	台湾	株式	EMEMORY TECHNOLOGY INC	半導体・半導体製造装置	1,000	1,138.26	1,138,260	801.54	801,540	1.00
25	台湾	株式	ALL RING TECH CO LTD	電子装置・機器・部品	5,000	203.86	1,019,310	153.90	769,515	0.96
26	台湾	株式	LAND MARK OPTOELECTRONICS CORPORATION	半導体・半導体製造装置	1,000	1,044.93	1,044,930	689.91	689,910	0.86
27	台湾	株式	TAIWAN PAIHO LIMITED	繊維・アパレル・贅沢品	3,000	249.24	747,738	158.66	475,983	0.59
28	台湾	株式	MACRONIX INTERNATIONAL	半導体・半導体製造装置	8,027	103.02	827,013	57.46	461,247	0.57
29	台湾	株式	MACAUTO INDUSTRIAL CO LTD	自動車部品	1,000	294.99	294,996	255.83	255,834	0.32

30	台湾	株式	NANOPLUS LTD	化学	2,143	152.58	326,991	84.50	181,104	0.22
----	----	----	--------------	----	-------	--------	---------	-------	---------	------

種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国外	石油・ガス・消耗燃料	1.63
		化学	11.25
		建設・土木	1.38
		機械	5.41
		自動車部品	0.32
		繊維・アパレル・贅沢品	2.14
		複合小売り	4.21
		パーソナル用品	5.05
		ヘルスケア機器・用品	7.66
		保険	8.75
		ソフトウェア	3.38
		電子装置・機器・部品	11.76
半導体・半導体製造装置	31.77		
合 計			94.76

(参考) 野村アセアン株マザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	シンガ ポール	株式	DBS GROUP HLDGS	銀行	76,000	1,981.86	150,621,542	1,864.12	141,673,728	10.84
2	マレーシ ア	株式	CIMB GROUP HOLDINGS BERHAD	銀行	575,549	160.25	92,234,259	151.05	86,937,021	6.65
3	シンガ ポール	株式	SINGAPORE TECH ENGINEERING	航空宇宙・ 防衛	268,000	268.99	72,089,427	277.98	74,499,712	5.70
4	タイ	株式	CP ALL PCL-FOREIGN	食品・生活 必需品小売 り	320,000	221.85	70,992,000	223.55	71,536,000	5.47
5	シンガ ポール	株式	KEPPEL CORP.	コングロマ リット	125,000	519.99	64,999,200	496.28	62,035,400	4.74
6	タイ	株式	PTT PCL(F)	石油・ガ ス・消耗燃 料	370,000	165.75	61,327,500	167.45	61,956,500	4.74
7	マレーシ ア	株式	GENTING BHD	ホテル・レ ストラン・ レジャー	280,000	220.61	61,772,698	194.36	54,421,528	4.16
8	インドネ シア	株式	BANK CENTRAL ASIA	銀行	265,000	183.15	48,534,750	173.90	46,083,500	3.52
9	タイ	株式	INDORAMA VENTURES- FOREIGN	化学	228,000	192.10	43,798,800	177.65	40,504,200	3.10
10	インドネ シア	株式	GUDANG GARAM TBK	タバコ	74,000	543.16	40,193,840	535.76	39,646,240	3.03
11	タイ	株式	BANGKOK BANK(F)	銀行	52,000	735.60	38,251,647	717.40	37,304,800	2.85
12	インドネ シア	株式	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	自動車	600,000	53.64	32,188,820	56.98	34,188,000	2.61
13	タイ	株式	AIRPORTS OF THAILAND PCL(F)	運送インフ ラ	160,000	210.80	33,728,000	212.50	34,000,000	2.60

14	フィリピン	株式	AYALA LAND LTD	不動産管理・開発	390,000	86.32	33,664,870	80.81	31,517,070	2.41
15	インドネシア	株式	BANK TABUNGAN PENSUNAN NASI	銀行	2,250,000	12.13	27,306,000	12.65	28,471,500	2.17
16	タイ	株式	CH.KARNCHANG PUBLIC CO LTD (F)	建設・土木	320,000	89.25	28,560,000	85.85	27,472,000	2.10
17	インドネシア	株式	BANK RAKYAT INDONESIA	銀行	1,190,000	22.06	26,252,564	22.42	26,682,180	2.04
18	マレーシア	株式	SIME DARBY BERHAD	コングロマリット	415,000	72.81	30,219,594	59.55	24,714,910	1.89
19	タイ	株式	CENTRAL PATTANA(F)	不動産管理・開発	94,000	273.70	25,727,800	262.65	24,689,100	1.89
20	シンガポール	株式	SATS LTD	運送インフラ	62,000	405.52	25,142,835	396.53	24,585,232	1.88
21	シンガポール	株式	FIRST RESOURCES LTD	食品	180,000	134.08	24,135,552	125.09	22,516,704	1.72
22	ベトナム	株式	HDBANK	銀行	125,000	181.79	22,723,750	162.68	20,335,000	1.55
23	マレーシア	株式	PADINI HOLDINGS BERHAD	専門小売り	118,000	157.54	18,590,593	152.13	17,951,741	1.37
24	シンガポール	株式	HAW PAR CORP LTD	医薬品	16,000	1,107.03	17,712,487	1,040.80	16,652,877	1.27
25	シンガポール	株式	MM2 ASIA LTD	娯楽	520,000	28.61	14,880,320	29.84	15,518,048	1.18
26	シンガポール	株式	CAPITALAND LIMITED	不動産管理・開発	60,000	266.53	15,992,256	256.72	15,403,584	1.17
27	シンガポール	株式	CITY DEVELOPMENTS LTD	不動産管理・開発	24,000	704.77	16,914,508	640.99	15,383,961	1.17
28	インドネシア	株式	MAYORA INDAH PT	食品	760,000	20.64	15,690,960	18.94	14,397,440	1.10
29	インドネシア	株式	UNITED TRACTORS TBK PT	石油・ガス・消耗燃料	58,000	241.98	14,034,840	241.98	14,034,840	1.07
30	タイ	株式	LAND & HOUSES PUB - NVDR	不動産管理・開発	391,860	38.76	15,188,494	35.01	13,722,937	1.05

種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国外	メディア	1.39
		娯楽	1.18
		不動産管理・開発	8.48
		石油・ガス・消耗燃料	5.81
		化学	3.10
		航空宇宙・防衛	5.70
		建設・土木	2.10
		コングロマリット	6.64
		航空貨物・物流サービス	0.75
		旅客航空輸送業	0.80
		運送インフラ	4.48
		自動車	2.61
		ホテル・レストラン・レジャー	4.16
		専門小売り	1.37
食品・生活必需品小売り	6.01		
食品	2.82		

	タバコ	3.03
	パーソナル用品	0.51
	医薬品	2.58
	銀行	31.52
	電子装置・機器・部品	0.73
	無線通信サービス	0.89
	資本市場	0.89
	ライフサイエンス・ツール/サービス	0.39
合 計		98.06

(参考) 野村豪州株マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	オーストラリア	株式	RIO TINTO LTD	金属・鉱業	3,689	5,722.71	21,111,102	6,138.35	22,644,410	9.52
2	オーストラリア	株式	BHP BILLITON LIMITED	金属・鉱業	8,610	2,503.91	21,558,674	2,585.33	22,259,715	9.36
3	オーストラリア	株式	NATIONAL AUSTRALIA BANK	銀行	9,600	2,224.37	21,353,969	2,014.82	19,342,333	8.13
4	オーストラリア	投資証券	STOCKLAND TRUST GROUP		58,794	337.00	19,814,048	293.67	17,266,527	7.26
5	オーストラリア	株式	WESTPAC BANKING CORP	銀行	7,750	2,237.89	17,343,675	2,153.64	16,690,722	7.02
6	オーストラリア	株式	WOOLWORTHS GROUP LTD	食品・生活必需品小売り	6,732	2,290.04	15,416,613	2,271.59	15,292,373	6.43
7	オーストラリア	株式	FORTESCUE METALS GROUP LTD	金属・鉱業	39,950	299.72	11,973,841	325.77	13,014,687	5.47
8	オーストラリア	株式	CSL LIMITED	バイオテクノロジー	855	16,931.56	14,476,486	15,040.18	12,859,359	5.40
9	オーストラリア	株式	QBE INSURANCE	保険	13,855	880.23	12,195,626	887.45	12,295,681	5.17
10	オーストラリア	株式	CORPORATE TRAVEL MANAGEMENT	ホテル・レストラン・レジャー	4,630	2,551.63	11,814,057	2,217.83	10,268,570	4.31
11	オーストラリア	株式	WOODSIDE PETROLEUM	石油・ガス・消耗燃料	3,200	2,920.81	9,346,598	2,734.57	8,750,653	3.68
12	オーストラリア	株式	SYDNEY AIRPORT	運送インフラ	16,458	587.35	9,666,718	517.54	8,517,805	3.58
13	オーストラリア	株式	KINA SECURITIES LTD	各種金融サービス	100,000	77.03	7,703,040	85.05	8,505,440	3.57
14	オーストラリア	株式	INVOCARE LTD	各種消費者サービス	7,586	1,003.00	7,608,758	967.69	7,340,930	3.08
15	オーストラリア	株式	BLUESCOPE STEEL LTD	金属・鉱業	6,200	1,330.37	8,248,351	1,153.04	7,148,902	3.00
16	オーストラリア	株式	TABCORP HOLDINGS	ホテル・レストラン・レジャー	17,500	385.95	6,754,202	372.31	6,515,488	2.74
17	オーストラリア	株式	BANK OF QUEENSLAND LTD	銀行	6,550	922.76	6,044,078	780.73	5,113,816	2.15
18	オーストラリア	株式	JB HI-FI LTD	専門小売り	2,625	1,989.14	5,221,518	1,867.18	4,901,360	2.06
19	オーストラリア	株式	BORAL LTD	建設資材	10,000	551.24	5,512,488	442.92	4,429,248	1.86

20	オーストラリア	株式	PRIMERO GROUP LIMITED	建設・土木	140,000	33.71	4,719,460	31.29	4,381,104	1.84
21	オーストラリア	株式	METALS X LTD	金属・鉱業	109,974	40.52	4,456,279	37.31	4,103,306	1.72
22	オーストラリア	株式	AMP LIMITED	各種金融サービス	14,000	263.98	3,695,855	185.35	2,594,962	1.09

種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国外	石油・ガス・消耗燃料	3.68
		建設資材	1.86
		金属・鉱業	29.09
		建設・土木	1.84
		運送インフラ	3.58
		ホテル・レストラン・レジャー	7.05
		専門小売り	2.06
		食品・生活必需品小売り	6.43
		バイオテクノロジー	5.40
		銀行	17.30
		各種金融サービス	4.66
		保険	5.17
各種消費者サービス	3.08		
投資証券			7.26
合計			98.51

(参考) 野村インドネシア株マザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	インドネシア	株式	BANK CENTRAL ASIA	銀行	2,893,000	183.15	529,852,950	173.90	503,092,700	11.12
2	インドネシア	株式	HM SAMPOERNA TBK PT	タバコ	14,205,300	28.12	399,453,036	28.63	406,811,381	8.99
3	インドネシア	株式	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	自動車	5,680,900	53.48	303,820,709	56.98	323,697,682	7.15
4	インドネシア	株式	BANK MANDIRI	銀行	6,625,346	48.65	322,356,210	48.28	319,904,832	7.07
5	インドネシア	株式	BANK RAKYAT INDONESIA	銀行	13,427,100	22.03	295,807,203	22.42	301,062,436	6.65
6	インドネシア	株式	UNILEVER INDONESIA TBK PT	家庭用品	845,600	337.85	285,689,473	329.30	278,456,080	6.15
7	インドネシア	株式	TELEKOMUNIKASI	各種電気通信サービス	9,807,930	25.01	245,315,946	28.12	275,798,992	6.10
8	インドネシア	株式	GUDANG GARAM TBK	タバコ	349,800	543.16	189,997,368	535.76	187,408,848	4.14
9	インドネシア	株式	BANK TABUNGAN PENSUNAN NASI	銀行	11,884,900	12.13	144,235,147	12.65	150,391,525	3.32
10	インドネシア	株式	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	食品	2,286,500	65.86	150,588,890	64.01	146,358,865	3.23

11	インドネシア	株式	BANK DANAMON PT	銀行	2,643,000	49.21	130,062,030	54.02	142,774,860	3.15
12	インドネシア	株式	ACE HARDWARE INDONESIA	専門小売り	10,843,200	9.28	100,700,799	10.13	109,928,362	2.43
13	インドネシア	株式	INDUSTRI JAMU DAN FARMASI SI	パーソナル用品	17,780,400	6.10	108,549,341	5.99	106,575,717	2.35
14	インドネシア	株式	UNITED TRACTORS TBK PT	石油・ガス・消耗燃料	357,200	241.98	86,435,256	241.98	86,435,256	1.91
15	インドネシア	株式	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK PT	建設資材	1,264,700	64.93	82,123,295	64.01	80,953,447	1.79
16	インドネシア	株式	MAYORA INDAH PT	食品	4,140,000	20.64	85,474,440	18.94	78,428,160	1.73
17	インドネシア	株式	RAMAYANA LESTARI SENTOSA PT	複合小売り	8,788,800	9.62	84,548,256	8.73	76,743,802	1.69
18	インドネシア	株式	MITRA ADIPERKASA TBK PT	複合小売り	12,565,000	5.92	74,384,800	6.03	75,779,515	1.67
19	インドネシア	株式	SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	食品・生活必需品小売り	12,529,400	6.03	75,564,811	5.69	71,392,521	1.57
20	インドネシア	株式	INDOCEMENT TUNGGAL PRAKARSA	建設資材	566,100	127.28	72,053,208	122.84	69,539,724	1.53
21	インドネシア	株式	INDO TAMBANGRAYA MEGAH TBK P	石油・ガス・消耗燃料	351,300	186.48	65,510,424	192.03	67,460,139	1.49
22	インドネシア	株式	BLUE BIRD TBK PT	陸運・鉄道	3,133,100	22.91	71,780,039	21.01	65,845,229	1.45
23	インドネシア	株式	BANK CIMB NIAGA TBK PT	銀行	9,226,500	6.69	61,789,871	6.29	58,034,685	1.28
24	インドネシア	株式	VALE INDONESIA TBK	金属・鉱業	2,769,300	26.20	72,575,684	20.94	57,994,681	1.28
25	インドネシア	株式	PAKUWON JATI TBK PT	不動産管理・開発	16,629,700	3.88	64,606,384	3.41	56,853,618	1.25
26	インドネシア	株式	CIPUTRA DEVELOPMENT TBK PT	不動産管理・開発	8,878,783	5.47	48,620,215	6.06	53,876,455	1.19
27	インドネシア	株式	JASA MARGA (PERSERO) TBK PT	運送インフラ	1,531,544	32.18	49,300,401	30.70	47,033,716	1.04
28	インドネシア	株式	INDOFOOD SUKSES MAK TBK	食品	890,500	45.32	40,361,912	42.18	37,561,290	0.83
29	インドネシア	株式	BFI FINANCE INDONESIA TBK PT	消費者金融	9,000,000	4.73	42,624,000	3.81	34,299,000	0.75
30	インドネシア	株式	PRODIA WIDYAHUSADA TBK PT	ライフサイエンス・ツール/サービス	1,732,100	21.75	37,683,568	17.76	30,762,096	0.68

種類別及び業種別投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	不動産管理・開発	2.44
		石油・ガス・消耗燃料	3.40
		建設資材	3.32
		金属・鉱業	1.28
		建設・土木	0.52
		陸運・鉄道	1.45
		運送インフラ	1.04
		自動車	7.15
		複合小売り	3.37

	専門小売り	2.43
	食品・生活必需品小売り	1.57
	食品	5.80
	タバコ	13.14
	家庭用品	6.15
	パーソナル用品	2.35
	銀行	32.63
	各種電気通信サービス	6.10
	消費者金融	0.75
	ライフサイエンス・ツール/サービス	0.68
合 計		95.66

(参考) 野村タイ株マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	タイ	株式	PTT PCL(F)	石油・ガス・消耗燃料	1,170,000	165.75	193,927,500	167.45	195,916,500	18.75
2	タイ	株式	CP ALL PCL-FOREIGN	食品・生活必需品小売り	665,000	221.85	147,530,250	223.55	148,660,750	14.22
3	タイ	株式	AIRPORTS OF THAILAND PCL(F)	運送インフラ	466,000	210.80	98,232,800	212.50	99,025,000	9.47
4	タイ	株式	KASIKORNBANK PCL(F)	銀行	125,000	702.58	87,823,383	671.50	83,937,500	8.03
5	タイ	株式	INDORAMA VENTURES-FOREIGN	化学	451,000	192.10	86,637,100	177.65	80,120,150	7.66
6	タイ	株式	BANGKOK BANK(F)	銀行	111,000	713.44	79,192,591	717.40	79,631,400	7.62
7	タイ	株式	CENTRAL PATTANA(F)	不動産管理・開発	220,000	273.70	60,214,000	262.65	57,783,000	5.53
8	タイ	株式	CH.KARNCHANG PUBLIC CO LTD (F)	建設・土木	390,000	89.25	34,807,500	85.85	33,481,500	3.20
9	タイ	株式	PTT EXPLORATION & PRODUCTION (F)	石油・ガス・消耗燃料	70,000	469.20	32,844,000	457.30	32,011,000	3.06
10	タイ	株式	HUMANICA PCL-FOREIGN	ソフトウェア	728,000	35.02	25,494,560	35.70	25,989,600	2.48
11	タイ	株式	PLAN B MEDIA PCL-F	メディア	1,170,000	22.81	26,695,457	21.76	25,459,200	2.43
12	タイ	株式	IRPC PUBLIC COMPANY LIMITED (F)	石油・ガス・消耗燃料	1,200,000	22.78	27,336,000	20.57	24,684,000	2.36
13	タイ	株式	BANGKOK CHAIN HOSPITAL-F	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	325,000	65.28	21,216,000	65.62	21,326,500	2.04
14	タイ	株式	SIAM WELLNESS GROUP PCL-F	各種消費者サービス	420,000	52.70	22,134,000	44.20	18,564,000	1.77
15	タイ	株式	WHA CORP PCL-FOREIGN	不動産管理・開発	1,110,000	13.39	14,869,560	13.80	15,322,440	1.46
16	タイ	株式	SOMBOON ADV TECH - FOREIGN	自動車部品	160,000	75.82	12,131,200	68.68	10,988,800	1.05
17	タイ	株式	TISCO FINANCIAL GROUP-NVDR	銀行	40,000	276.25	11,050,000	265.20	10,608,000	1.01

18	タイ	株式	ERAWAN GROUP PCL/THE-FOREIGN	ホテル・レストラン・レジャー	420,000	26.35	11,067,000	24.65	10,353,000	0.99
19	タイ	株式	ADVANCED INFO SERVICE (F)	無線通信サービス	14,000	678.30	9,496,200	652.80	9,139,200	0.87
20	タイ	株式	LAND & HOUSES PUB - NVDR	不動産管理・開発	253,600	38.76	9,829,536	35.02	8,881,072	0.85
21	タイ	株式	MUANGTHAI CAPITAL PCL - F	消費者金融	35,000	135.15	4,730,250	170.85	5,979,750	0.57
22	タイ	株式	VINYTHAI PUBLIC(F)	化学	80,000	85.85	6,868,000	73.78	5,902,400	0.56
23	タイ	株式	NETBAY PCL-FOREIGN	ソフトウェア	50,000	103.53	5,176,849	107.10	5,355,000	0.51
24	タイ	株式	JWD INFOLOGISTICS PCL/F	航空貨物・物流サービス	180,000	25.50	4,590,000	24.31	4,375,800	0.41
25	タイ	株式	SYNERGETIC AUTO PERFORMANCE-F	陸運・鉄道	210,000	20.40	4,284,000	20.06	4,212,600	0.40
26	タイ	株式	UNIQUE ENGINEERING & CONSTRUCTION PCL/F	建設・土木	100,060	41.47	4,150,488	41.47	4,150,488	0.39
27	タイ	株式	HANA MICROELECTRONICS PCL-FOREIG	電子装置・機器・部品	32,000	138.55	4,433,600	119.00	3,808,000	0.36
28	タイ	株式	JMT NETWORK SERVICES PCL-F	商業サービス・用品	110,000	42.50	4,675,000	33.83	3,721,300	0.35
29	タイ	新株予約権証券	JMT NETWORK SERV-CW21		47,500	7.68	364,990	6.52	310,080	0.02

種類別及び業種別投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	メディア	2.43
		不動産管理・開発	7.84
		石油・ガス・消耗燃料	24.17
		化学	8.23
		建設・土木	3.60
		商業サービス・用品	0.35
		航空貨物・物流サービス	0.41
		陸運・鉄道	0.40
		運送インフラ	9.47
		自動車部品	1.05
		ホテル・レストラン・レジャー	0.99
		食品・生活必需品小売り	14.22
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	2.04
		銀行	16.67
		ソフトウェア	3.00
		電子装置・機器・部品	0.36
		無線通信サービス	0.87
消費者金融	0.57		
各種消費者サービス	1.77		
新株予約権証券			0.02
合計			98.55

（参考）野村フィリピン株マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	フィリピン	株式	AYALA LAND LTD	不動産管理・開発	4,870,000	88.17	429,391,771	80.81	393,559,310	16.51
2	フィリピン	株式	SM PRIME HLDGS	不動産管理・開発	4,413,775	77.01	339,937,879	71.21	314,315,952	13.18
3	フィリピン	株式	AYALA CORPORATION	各種金融サービス	147,653	1,889.50	278,991,082	1,899.00	280,393,047	11.76
4	フィリピン	株式	SM INVESTMENTS CORP	コングロマリット	135,787	2,004.50	272,185,042	1,865.24	253,275,344	10.62
5	フィリピン	株式	BDO UNIBANK INC	銀行	574,002	248.98	142,915,018	259.52	148,970,739	6.25
6	フィリピン	株式	BLOOMBERRY RESORTS CORP	ホテル・レストラン・レジャー	7,046,900	18.96	133,671,941	17.06	120,289,878	5.04
7	フィリピン	株式	ROBINSONS RETAIL HOLDINGS INC	食品・生活必需品小売り	707,110	170.80	120,777,570	164.58	116,376,164	4.88
8	フィリピン	株式	METROPOLITAN BANK & TRUST	銀行	783,662	144.37	113,139,258	136.09	106,652,480	4.47
9	フィリピン	株式	GLOBE TELECOM INC	無線通信サービス	18,000	4,473.20	80,517,600	4,325.50	77,859,000	3.26
10	フィリピン	株式	JG SUMMIT HOLDINGS INC	コングロマリット	750,000	115.20	86,404,500	99.48	74,614,875	3.13
11	フィリピン	株式	JOLLIBEE FOODS CORPORATION	ホテル・レストラン・レジャー	120,000	582.36	69,883,200	557.04	66,844,800	2.80
12	フィリピン	株式	GT CAPITAL HOLDINGS INC	各種金融サービス	36,674	1,835.70	67,322,462	1,593.05	58,423,516	2.45
13	フィリピン	株式	INTERNATIONAL CONTAINER TERMINAL SVCS	運送インフラ	280,000	194.12	54,353,600	192.01	53,762,800	2.25
14	フィリピン	株式	ABOITIZ POWER CORP	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	770,000	77.22	59,464,020	67.94	52,315,340	2.19
15	フィリピン	株式	METRO PACIFIC INVESTMENTS CO	各種金融サービス	4,951,000	10.86	53,800,042	10.12	50,143,728	2.10
16	フィリピン	株式	WILCON DEPOT INC	専門小売り	1,194,200	22.78	27,213,430	23.84	28,473,311	1.19
17	フィリピン	株式	MEGAWIDE CONSTRUCTION CORP	建設・土木	738,500	36.29	26,801,642	37.51	27,705,418	1.16
18	フィリピン	株式	SHAKEYS PIZZA ASIA VENTURES	ホテル・レストラン・レジャー	989,200	26.33	26,048,406	21.90	21,665,261	0.90
19	フィリピン	株式	MACROASIA CORPORATION	運送インフラ	591,500	39.07	23,114,163	36.50	21,591,524	0.90
20	フィリピン	株式	CONCEPCION INDUSTRIAL CORPOR	建設関連製品	238,880	90.62	21,648,380	80.17	19,153,398	0.80
21	フィリピン	株式	DMCI HOLDINGS INC	コングロマリット	666,250	25.74	17,150,607	25.10	16,728,871	0.70
22	フィリピン	株式	UNIVERSAL ROBINA CORP	食品	60,000	314.39	18,863,400	274.30	16,458,000	0.69
23	フィリピン	株式	MEGAWORLD CORP	不動産管理・開発	1,541,800	9.07	13,988,751	9.17	14,151,411	0.59

種類別及び業種別投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	不動産管理・開発	30.29
		建設関連製品	0.80
		建設・土木	1.16
		コングロマリット	14.45
		運送インフラ	3.16
		ホテル・レストラン・レジャー	8.76
		専門小売り	1.19
		食品・生活必需品小売り	4.88
		食品	0.69
		銀行	10.72
		各種金融サービス	16.31
		無線通信サービス	3.26
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	2.19
合計			97.91

(参考)野村マネー マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	日本	コマーシャルペーパー	日産Fサービス	1,000,000,000		1,000,002,123		1,000,002,123			7.38
2	日本	コマーシャルペーパー	三菱UFJニコス	1,000,000,000		1,000,000,384		1,000,000,384			7.38
3	日本	特殊債券	商工債券 利付第765回い号	900,000,000	100.07	900,718,739	100.07	900,718,739	0.25	2019/2/27	6.65
4	日本	特殊債券	農林債券 利付第762回い号	700,000,000	100.02	700,165,430	100.02	700,165,430	0.3	2018/11/27	5.17
5	日本	社債券	トヨタ自動車 第8回社債間限定同等特約付	600,000,000	100.25	601,534,769	100.25	601,534,769	2.01	2018/12/20	4.44
6	日本	社債券	NTTデータ 第22回社債間限定同順位特約付	600,000,000	100.23	601,432,986	100.23	601,432,986	1.78	2018/12/20	4.44
7	日本	特殊債券	しんきん中金債券 利付第288回	600,000,000	100.02	600,151,158	100.02	600,151,158	0.3	2018/11/27	4.43
8	日本	社債券	中部電力 第426回	500,000,000	100.62	503,148,704	100.62	503,148,704	2.75	2019/1/25	3.71
9	日本	社債券	三菱UFJ信託銀行 第5回特定社債間限定同順位特約付	500,000,000	100.02	500,112,137	100.02	500,112,137	0.285	2018/11/28	3.69
10	日本	コマーシャルペーパー	ホンダファイナンス	500,000,000		500,002,280		500,002,280			3.69
11	日本	社債券	北海道電力 第265回	300,000,000	100.29	300,890,229	100.29	300,890,229	2	2018/12/25	2.22
12	日本	地方債証券	東京都 公募第663回	300,000,000	100.19	300,598,360	100.19	300,598,360	1.55	2018/12/20	2.22
13	日本	特殊債券	農林債券 利付第763回い号	300,000,000	100.04	300,147,100	100.04	300,147,100	0.3	2018/12/27	2.21
14	日本	地方債証券	大阪府 公募(5年)第100回	300,000,000	100.02	300,071,760	100.02	300,071,760	0.244	2018/11/28	2.21

15	日本	地方債証券	大阪府 公募第 3 2 2 回	252,000,000	100.39	252,997,645	100.39	252,997,645	1.62	2019/1/29	1.86
16	日本	社債券	みずほ銀行 第 3 5 回特定社債 間限定同順位特 約付	200,000,000	100.06	200,137,835	100.06	200,137,835	0.285	2019/1/25	1.47
17	日本	特殊債券	日本学生支援債 券 財投機関債 第 4 5 回	200,000,000	100.00	200,002,000	100.00	200,002,000	0.001	2018/11/20	1.47
18	日本	コマーシャル ペーパー	三井住友 F & L	200,000,000		199,998,504		199,998,504			1.47
19	日本	コマーシャル ペーパー	三井住友 F & L	200,000,000		199,998,504		199,998,504			1.47
20	日本	コマーシャル ペーパー	三井住友 F & L	200,000,000		199,998,504		199,998,504			1.47
21	日本	コマーシャル ペーパー	三井住友 F & L	200,000,000		199,998,504		199,998,504			1.47
22	日本	特殊債券	日本学生支援債 券 財投機関債 第 4 6 回	190,000,000	100.00	190,009,700	100.00	190,009,700	0.001	2019/2/20	1.40
23	日本	特殊債券	日本高速道路保 有・債務返済機 構債券 財投機 関債第 4 4 回	130,000,000	100.22	130,289,540	100.22	130,289,540	1.62	2018/12/20	0.96
24	日本	特殊債券	国際協力機構債 券 第 1 6 回財 投機関債	120,000,000	100.04	120,052,416	100.04	120,052,416	0.3	2018/12/26	0.88
25	日本	地方債証券	名古屋市 公募 (5 年) 第 1 9 回	100,000,000	100.06	100,064,736	100.06	100,064,736	0.25	2019/1/31	0.73
26	日本	特殊債券	商工債券 利付 (3 年) 第 1 9 2 回	100,000,000	100.04	100,040,748	100.04	100,040,748	0.17	2019/1/25	0.73
27	日本	社債券	伊藤忠商事 第 7 4 回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	100.02	100,025,181	100.02	100,025,181	0.33	2018/11/29	0.73
28	日本	コマーシャル ペーパー	三井住友 F & L	100,000,000		99,999,252		99,999,252			0.73
29	日本	特殊債券	日本政策金融公 庫債券 政府保 証第 2 7 回	60,000,000	100.33	60,199,670	100.33	60,199,670	0.372	2019/8/19	0.44
30	日本	特殊債券	商工債券 利付 第 7 6 4 回い号	50,000,000	100.06	50,034,156	100.06	50,034,156	0.3	2019/1/25	0.36

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
地方債証券	7.56
特殊債券	24.76
社債券	20.74
コマーシャルペーパー	25.12
合 計	78.19

【投資不動産物件】

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・印度・フォーカス)

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・韓国・フォーカス)

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

該当事項はありません。

（参考）野村インド株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村韓国株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村台湾株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村アセアン株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村豪州株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村インドネシア株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村タイ株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村フィリピン株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

該当事項はありません。

（参考）野村インド株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村韓国株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村台湾株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村アセアン株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村豪州株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村インドネシア株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村タイ株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村フィリピン株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

（ 3 ） 【運用実績】

【純資産の推移】

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）

2018年10月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	(2010年 9月13日)	14,217	14,509	1.1194	1.1424
第2計算期間	(2011年 9月12日)	6,552	6,552	0.9109	0.9109
第3計算期間	(2012年 9月12日)	4,925	4,925	0.8241	0.8241
第4計算期間	(2013年 9月12日)	3,495	3,495	0.9435	0.9435
第5計算期間	(2014年 9月12日)	6,198	6,282	1.4796	1.4996
第6計算期間	(2015年 9月14日)	12,375	12,664	1.7084	1.7484
第7計算期間	(2016年 9月12日)	11,617	11,862	1.6609	1.6959
第8計算期間	(2017年 9月12日)	105,846	108,864	2.2797	2.3447
第9計算期間	(2018年 9月12日)	105,596	108,546	2.1480	2.2080
	2017年10月末日	108,029		2.3346	
	11月末日	108,060		2.3662	
	12月末日	109,749		2.4437	
	2018年 1月末日	114,483		2.4135	
	2月末日	111,508		2.2828	
	3月末日	108,545		2.1997	
	4月末日	115,482		2.3074	
	5月末日	113,825		2.2404	
	6月末日	112,404		2.2088	
	7月末日	118,040		2.3490	
	8月末日	116,145		2.3462	
	9月末日	102,430		2.0571	
	10月末日	90,489		1.8621	

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス）

2018年10月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	(2010年 9月13日)	5,601	5,633	1.0496	1.0556
第2計算期間	(2011年 9月12日)	1,173	1,194	1.0726	1.0926
第3計算期間	(2012年 9月12日)	916	933	1.0971	1.1171

第4計算期間	(2013年 9月12日)	518	541	1.3440	1.4040
第5計算期間	(2014年 9月12日)	440	463	1.3776	1.4476
第6計算期間	(2015年 9月14日)	406	426	1.3398	1.4048
第7計算期間	(2016年 9月12日)	280	290	1.1042	1.1432
第8計算期間	(2017年 9月12日)	399	415	1.2551	1.3051
第9計算期間	(2018年 9月12日)	275	284	1.2215	1.2635
	2017年10月末日	320		1.3884	
	11月末日	337		1.4386	
	12月末日	323		1.4508	
	2018年 1月末日	325		1.4612	
	2月末日	303		1.3788	
	3月末日	300		1.3649	
	4月末日	306		1.4080	
	5月末日	302		1.3659	
	6月末日	293		1.2823	
	7月末日	292		1.2842	
	8月末日	290		1.2877	
	9月末日	298		1.3037	
	10月末日	202		1.1007	

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス）

2018年10月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	(2010年 9月13日)	1,361	1,361	1.0102	1.0102
第2計算期間	(2011年 9月12日)	236	237	1.0115	1.0145
第3計算期間	(2012年 9月12日)	177	177	0.9953	0.9953
第4計算期間	(2013年 9月12日)	155	157	1.4059	1.4289
第5計算期間	(2014年 9月12日)	190	194	1.6158	1.6458
第6計算期間	(2015年 9月14日)	142	144	1.6027	1.6327
第7計算期間	(2016年 9月12日)	119	121	1.5218	1.5468
第8計算期間	(2017年 9月12日)	101	103	1.9016	1.9466
第9計算期間	(2018年 9月12日)	97	99	1.8076	1.8476
	2017年10月末日	103		1.9486	
	11月末日	110		2.0464	
	12月末日	108		2.0408	
	2018年 1月末日	113		2.0490	
	2月末日	110		1.9529	
	3月末日	106		1.9745	
	4月末日	102		1.8929	

5月末日	108		2.0065	
6月末日	101		1.9501	
7月末日	104		2.0308	
8月末日	104		1.9423	
9月末日	99		1.8250	
10月末日	79		1.4751	

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

2018年10月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	(2010年 9月13日)	3,059	3,131	1.1432	1.1702
第2計算期間	(2011年 9月12日)	1,444	1,472	1.1188	1.1408
第3計算期間	(2012年 9月12日)	1,441	1,473	1.1328	1.1578
第4計算期間	(2013年 9月12日)	3,776	3,835	1.4026	1.4246
第5計算期間	(2014年 9月12日)	2,737	2,788	1.6119	1.6419
第6計算期間	(2015年 9月14日)	1,867	1,895	1.3370	1.3570
第7計算期間	(2016年 9月12日)	1,398	1,414	1.3079	1.3229
第8計算期間	(2017年 9月12日)	1,341	1,364	1.4793	1.5043
第9計算期間	(2018年 9月12日)	1,366	1,385	1.4135	1.4335
	2017年10月末日	1,428		1.5376	
	11月末日	1,457		1.5594	
	12月末日	1,453		1.6268	
	2018年 1月末日	1,725		1.6946	
	2月末日	1,605		1.6664	
	3月末日	1,556		1.6010	
	4月末日	1,583		1.6232	
	5月末日	1,505		1.5310	
	6月末日	1,392		1.4356	
	7月末日	1,458		1.4963	
	8月末日	1,446		1.4850	
	9月末日	1,448		1.4916	
	10月末日	1,308		1.3508	

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

2018年10月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	(2010年 9月13日)	2,914	2,914	0.9783	0.9783

第2計算期間	(2011年 9月12日)	702	702	0.9333	0.9333
第3計算期間	(2012年 9月12日)	578	578	0.9630	0.9630
第4計算期間	(2013年 9月12日)	325	330	1.3402	1.3582
第5計算期間	(2014年 9月12日)	199	203	1.5388	1.5688
第6計算期間	(2015年 9月14日)	285	288	1.2719	1.2869
第7計算期間	(2016年 9月12日)	182	184	1.2135	1.2285
第8計算期間	(2017年 9月12日)	265	270	1.5386	1.5686
第9計算期間	(2018年 9月12日)	244	248	1.4262	1.4462
	2017年10月末日	273		1.5613	
	11月末日	279		1.5439	
	12月末日	301		1.6351	
	2018年 1月末日	302		1.6101	
	2月末日	284		1.5494	
	3月末日	259		1.4149	
	4月末日	259		1.4620	
	5月末日	263		1.4877	
	6月末日	273		1.5003	
	7月末日	265		1.5289	
	8月末日	258		1.5052	
	9月末日	260		1.5012	
	10月末日	238		1.3762	

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

2018年10月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	(2011年 9月12日)	3,144	3,171	1.0450	1.0540
第2計算期間	(2012年 9月12日)	6,865	6,865	0.9951	0.9951
第3計算期間	(2013年 9月12日)	3,156	3,181	1.1262	1.1352
第4計算期間	(2014年 9月12日)	3,079	3,124	1.3735	1.3935
第5計算期間	(2015年 9月14日)	2,306	2,317	1.0629	1.0679
第6計算期間	(2016年 9月12日)	3,673	3,718	1.2331	1.2481
第7計算期間	(2017年 9月12日)	5,770	5,854	1.3868	1.4068
第8計算期間	(2018年 9月12日)	4,765	4,804	1.1985	1.2085
	2017年10月末日	5,549		1.3930	
	11月末日	5,469		1.4065	
	12月末日	6,221		1.4831	
	2018年 1月末日	6,135		1.4759	
	2月末日	5,826		1.4366	
	3月末日	5,375		1.3319	

4月末日	4,990		1.2776	
5月末日	5,064		1.2973	
6月末日	4,925		1.1958	
7月末日	5,127		1.2819	
8月末日	5,042		1.2624	
9月末日	4,943		1.2326	
10月末日	4,529		1.1661	

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

2018年10月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	(2011年 9月12日)	367	367	0.9192	0.9192
第2計算期間	(2012年 9月12日)	592	597	1.0466	1.0556
第3計算期間	(2013年 9月12日)	2,913	2,956	1.4225	1.4435
第4計算期間	(2014年 9月12日)	1,731	1,764	1.5970	1.6270
第5計算期間	(2015年 9月14日)	1,215	1,232	1.3822	1.4022
第6計算期間	(2016年 9月12日)	917	928	1.2962	1.3112
第7計算期間	(2017年 9月12日)	866	881	1.6520	1.6820
第8計算期間	(2018年 9月12日)	1,123	1,146	1.6906	1.7256
	2017年10月末日	1,021		1.7819	
	11月末日	1,051		1.8132	
	12月末日	1,401		1.8804	
	2018年 1月末日	1,682		1.9611	
	2月末日	1,604		1.9721	
	3月末日	1,633		1.8961	
	4月末日	1,739		1.9503	
	5月末日	1,436		1.8135	
	6月末日	1,267		1.6633	
	7月末日	1,220		1.7556	
	8月末日	1,205		1.7939	
	9月末日	1,221		1.8487	
	10月末日	1,046		1.6568	

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

2018年10月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	(2011年 9月12日)	366	366	0.9381	0.9381

第2計算期間	(2012年 9月12日)	405	414	1.1400	1.1660
第3計算期間	(2013年 9月12日)	3,795	3,873	1.6441	1.6781
第4計算期間	(2014年 9月12日)	2,955	3,033	2.0752	2.1302
第5計算期間	(2015年 9月14日)	2,244	2,311	2.1756	2.2406
第6計算期間	(2016年 9月12日)	1,641	1,683	1.9279	1.9779
第7計算期間	(2017年 9月12日)	3,356	3,439	2.0109	2.0609
第8計算期間	(2018年 9月12日)	2,672	2,733	1.7337	1.7737
	2017年10月末日	3,937		2.1013	
	11月末日	4,035		2.1316	
	12月末日	3,950		2.2200	
	2018年 1月末日	3,604		2.1359	
	2月末日	3,315		2.0185	
	3月末日	3,022		1.8544	
	4月末日	2,975		1.8308	
	5月末日	2,810		1.7775	
	6月末日	2,760		1.6829	
	7月末日	2,986		1.8708	
	8月末日	2,889		1.8632	
	9月末日	2,719		1.7415	
	10月末日	2,388		1.6593	

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

2018年10月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	(2010年 9月13日)	95	95	1.0003	1.0013
第2計算期間	(2011年 9月12日)	46	46	1.0002	1.0012
第3計算期間	(2012年 9月12日)	57	57	1.0002	1.0012
第4計算期間	(2013年 9月12日)	203	203	1.0009	1.0009
第5計算期間	(2014年 9月12日)	664	664	1.0006	1.0016
第6計算期間	(2015年 9月14日)	1,832	1,832	1.0011	1.0011
第7計算期間	(2016年 9月12日)	86	86	1.0012	1.0012
第8計算期間	(2017年 9月12日)	59	59	1.0009	1.0009
第9計算期間	(2018年 9月12日)	86	86	1.0006	1.0006
	2017年10月末日	59		1.0009	
	11月末日	58		1.0009	
	12月末日	58		1.0008	
	2018年 1月末日	53		1.0008	
	2月末日	156		1.0008	
	3月末日	105		1.0008	

4月末日	97	1.0008
5月末日	69	1.0007
6月末日	65	1.0007
7月末日	65	1.0007
8月末日	61	1.0007
9月末日	66	1.0006
10月末日	71	1.0006

【分配の推移】

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・印度・フォーカス)

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2009年 9月16日～2010年 9月13日	0.0230円
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	0.0000円
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	0.0000円
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0000円
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0200円
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0400円
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0350円
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0650円
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0600円

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・韓国・フォーカス)

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2009年 9月16日～2010年 9月13日	0.0060円
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	0.0200円
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	0.0200円
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0600円
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0700円
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0650円
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0390円
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0500円
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0420円

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・台湾・フォーカス)

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2009年 9月16日～2010年 9月13日	0.0000円

第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	0.0030円
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	0.0000円
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0230円
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0300円
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0300円
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0250円
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0450円
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0400円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2009年12月 7日～2010年 9月13日	0.0270円
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	0.0220円
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	0.0250円
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0220円
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0300円
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0200円
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0150円
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0250円
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0200円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2009年12月 7日～2010年 9月13日	0.0000円
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	0.0000円
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	0.0000円
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0180円
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0300円
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0150円
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0150円
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0300円
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0200円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2010年12月 6日～2011年 9月12日	0.0090円
第2計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	0.0000円

第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0090円
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0200円
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0050円
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0150円
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0200円
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0100円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2010年12月 6日～2011年 9月12日	0.0000円
第2計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	0.0090円
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0210円
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0300円
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0200円
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0150円
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0300円
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0350円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2010年12月 6日～2011年 9月12日	0.0000円
第2計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	0.0260円
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0340円
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0550円
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0650円
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0500円
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0500円
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0400円

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2009年 9月16日～2010年 9月13日	0.0010円
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	0.0010円
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	0.0010円
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0000円
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0010円
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0000円

第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0000円
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0000円
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0000円

【収益率の推移】

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2009年 9月16日～2010年 9月13日	14.2%
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	18.6%
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	9.5%
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	14.5%
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	58.9%
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	18.2%
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.7%
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	41.2%
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	3.1%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2009年 9月16日～2010年 9月13日	5.6%
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	4.1%
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	4.1%
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	28.0%
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	7.7%
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	2.0%
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	14.7%
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	18.2%
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.7%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2009年 9月16日～2010年 9月13日	1.0%

第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	0.4%
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	1.6%
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	43.6%
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	17.1%
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	1.0%
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	3.5%
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	27.9%
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	2.8%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2009年12月 7日～2010年 9月13日	17.0%
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	0.2%
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	3.5%
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	25.8%
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	17.1%
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	15.8%
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	1.1%
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	15.0%
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	3.1%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2009年12月 7日～2010年 9月13日	2.2%
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	4.6%
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	3.2%
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	41.0%
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	17.1%
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	16.4%
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	3.4%
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	29.3%
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	6.0%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2010年12月 6日～2011年 9月12日	5.4%
第2計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	4.8%
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	14.1%
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	23.7%
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	22.2%
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	17.4%
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	14.1%
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	12.9%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2010年12月 6日～2011年 9月12日	8.1%
第2計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	14.8%
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	37.9%
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	14.4%
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	12.2%
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	5.1%
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	29.8%
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	4.5%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2010年12月 6日～2011年 9月12日	6.2%
第2計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	24.3%
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	47.2%
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	29.6%
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	8.0%
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	9.1%
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	6.9%
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	11.8%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2009年 9月16日～2010年 9月13日	0.1%
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	0.1%
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	0.1%
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.1%
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.1%
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0%
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0%
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0%
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2009年 9月16日～2010年 9月13日	41,913,657,989	29,212,484,421	12,701,173,568
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	2,871,286,316	8,379,491,664	7,192,968,220
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	1,534,413,806	2,750,683,297	5,976,698,729
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	1,098,756,616	3,371,095,543	3,704,359,802
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	2,252,014,020	1,766,697,543	4,189,676,279
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	5,811,057,108	2,757,084,246	7,243,649,141
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	2,121,142,597	2,369,984,603	6,994,807,135
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	41,814,521,361	2,380,122,892	46,429,205,604
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	13,067,380,869	10,335,431,574	49,161,154,899

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2009年 9月16日～2010年 9月13日	21,832,759,141	16,495,405,252	5,337,353,889
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	767,635,482	5,011,258,317	1,093,731,054
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	598,235,506	856,180,893	835,785,667

第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	27,007,319	476,855,369	385,937,617
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	36,344,638	102,179,959	320,102,296
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	108,450,737	124,877,889	303,675,144
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	15,015,555	64,933,703	253,756,996
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	104,926,671	40,374,225	318,309,442
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	27,184,802	120,203,575	225,290,669

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・台湾・フォーカス)

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2009年 9月16日～2010年 9月13日	5,224,860,016	3,876,679,988	1,348,180,028
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	64,789,991	1,178,842,398	234,127,621
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	105,199,357	161,468,069	177,858,909
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	30,805,072	98,128,467	110,535,514
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	64,620,223	57,220,398	117,935,339
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	561,540,173	590,813,370	88,662,142
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	33,531,909	43,730,702	78,463,349
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	9,895,631	35,087,850	53,271,130
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	11,338,008	10,697,726	53,911,412

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・アセアン・フォーカス)

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2009年12月 7日～2010年 9月13日	7,613,406,561	4,937,035,741	2,676,370,820
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	1,936,029,184	3,321,252,523	1,291,147,481
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	596,090,217	614,573,739	1,272,663,959
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	3,547,598,370	2,127,898,558	2,692,363,771
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	316,019,976	1,309,729,772	1,698,653,975
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	370,257,682	672,324,884	1,396,586,773
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	103,138,191	430,095,447	1,069,629,517
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	205,795,333	368,514,201	906,910,649
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	608,974,650	549,345,370	966,539,929

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・豪州・フォーカス)

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2009年12月 7日～2010年 9月13日	6,082,956,031	3,103,836,109	2,979,119,922

第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	362,195,472	2,588,796,098	752,519,296
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	194,883,806	346,343,726	601,059,376
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	73,881,929	431,821,545	243,119,760
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	166,750,209	280,285,846	129,584,123
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	134,698,880	40,075,651	224,207,352
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	10,952,856	84,810,113	150,350,095
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	43,473,808	21,315,805	172,508,098
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	42,848,429	43,850,585	171,505,942

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・インドネシア・フォーカス)

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2010年12月 6日～2011年 9月12日	5,088,482,814	2,079,584,688	3,008,898,126
第2計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	8,730,581,912	4,840,282,115	6,899,197,923
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	2,512,441,242	6,608,697,638	2,802,941,527
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	1,117,450,429	1,678,049,247	2,242,342,709
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	1,273,773,890	1,346,083,061	2,170,033,538
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	1,414,971,456	605,530,653	2,979,474,341
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	3,300,542,142	2,118,730,174	4,161,286,309
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	2,087,655,755	2,273,261,784	3,975,680,280

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・タイ・フォーカス)

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2010年12月 6日～2011年 9月12日	883,709,568	484,031,925	399,677,643
第2計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	541,007,079	374,808,564	565,876,158
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	3,637,021,780	2,154,538,115	2,048,359,823
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	508,045,029	1,472,126,686	1,084,278,166
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	515,774,907	720,831,243	879,221,830
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	63,340,338	234,670,176	707,891,992
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	37,550,570	221,119,082	524,323,480
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	537,024,318	396,690,926	664,656,872

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・フィリピン・フォーカス)

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2010年12月 6日～2011年 9月12日	444,400,710	53,268,937	391,131,773

第2計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	308,957,677	344,574,527	355,514,923
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	4,118,230,011	2,165,296,927	2,308,448,007
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	1,242,050,772	2,126,329,233	1,424,169,546
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	452,872,580	845,506,186	1,031,535,940
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	278,216,644	458,468,161	851,284,423
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	1,188,817,023	371,018,422	1,669,083,024
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	768,776,013	896,503,148	1,541,355,889

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ(マネープール・ファンド)

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2009年 9月16日～2010年 9月13日	2,861,994,046	2,766,715,362	95,278,684
第2計算期間	2010年 9月14日～2011年 9月12日	339,758,658	388,776,454	46,260,888
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	230,169,292	219,366,913	57,063,267
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	956,621,533	810,608,784	203,076,016
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	1,129,813,378	669,295,362	663,594,032
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	2,193,521,798	1,026,171,942	1,830,943,888
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	664,628,465	2,409,076,490	86,495,863
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	190,094,251	216,953,378	59,636,736
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	745,246,922	718,572,692	86,310,966

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

参考情報

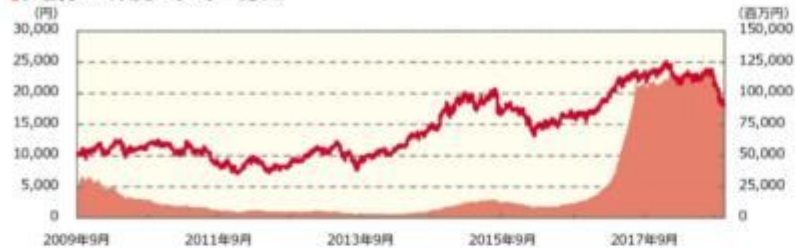


運用実績（2018年10月31日現在）

■ 基準価額・純資産の推移（日次：設定来）

— 基準価額（分配後、1万口あたり）（左軸） — 純資産総額（右軸）

■ ノムラ・印度・フォーカス

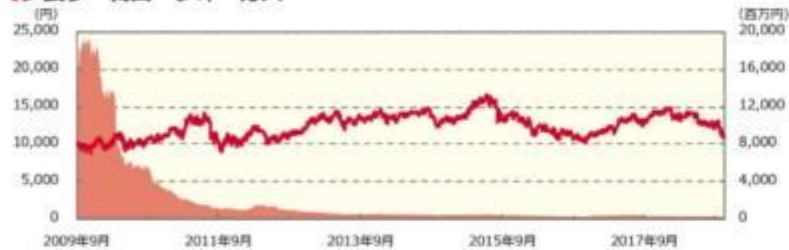


■ ノムラ・印度・フォーカス

（1万口あたり、課税前）

2018年9月	600 円
2017年9月	650 円
2016年9月	350 円
2015年9月	400 円
2014年9月	200 円
設定来累計	2,430 円

■ ノムラ・韓国・フォーカス



■ ノムラ・韓国・フォーカス

2018年9月	420 円
2017年9月	500 円
2016年9月	390 円
2015年9月	650 円
2014年9月	700 円
設定来累計	3,720 円

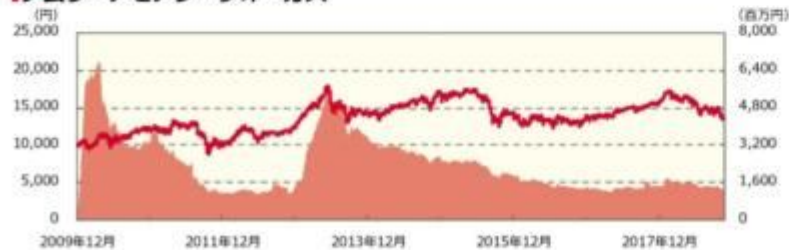
■ ノムラ・台湾・フォーカス



■ ノムラ・台湾・フォーカス

2018年9月	400 円
2017年9月	450 円
2016年9月	250 円
2015年9月	300 円
2014年9月	300 円
設定来累計	1,960 円

■ ノムラ・アセアン・フォーカス



■ ノムラ・アセアン・フォーカス

2018年9月	200 円
2017年9月	250 円
2016年9月	150 円
2015年9月	200 円
2014年9月	300 円
設定来累計	2,060 円

■ノムラ・豪州・フォーカス



■ノムラ・豪州・フォーカス

2018年9月	200 円
2017年9月	300 円
2016年9月	150 円
2015年9月	150 円
2014年9月	300 円
設定来累計	1,280 円

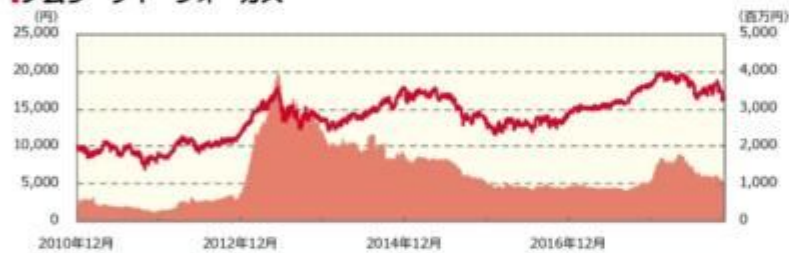
■ノムラ・インドネシア・フォーカス



■ノムラ・インドネシア・フォーカス

2018年9月	100 円
2017年9月	200 円
2016年9月	150 円
2015年9月	50 円
2014年9月	200 円
設定来累計	880 円

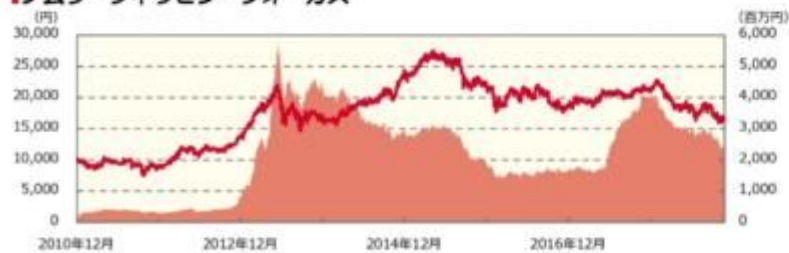
■ノムラ・タイ・フォーカス



■ノムラ・タイ・フォーカス

2018年9月	350 円
2017年9月	300 円
2016年9月	150 円
2015年9月	200 円
2014年9月	300 円
設定来累計	1,600 円

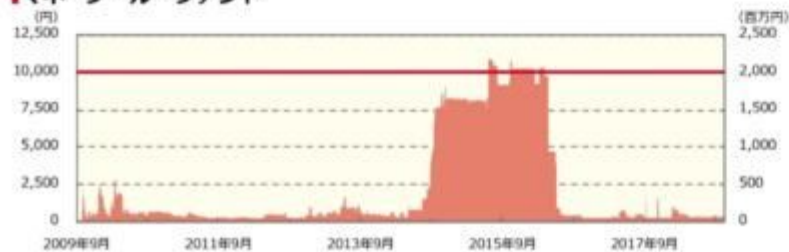
■ノムラ・フィリピン・フォーカス



■ノムラ・フィリピン・フォーカス

2018年9月	400 円
2017年9月	500 円
2016年9月	500 円
2015年9月	650 円
2014年9月	550 円
設定来累計	3,200 円

■マネーボール・ファンド



■マネーボール・ファンド

2018年9月	0 円
2017年9月	0 円
2016年9月	0 円
2015年9月	0 円
2014年9月	10 円
設定来累計	40 円

■ 主要な資産の状況

■ ノムラ・印度・フォーカス

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	HDFC BANK LIMITED	銀行	13.8
2	ICICI BANK LTD	銀行	6.2
3	MARUTI SUZUKI INDIA LTD	自動車	5.0
4	LARSEN&TOUBRO LIMITED	建設・土木	4.9
5	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	貯蓄・抵当・不動産金融	4.7
6	GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	パーソナル用品	3.7
7	ENDURANCE TECHNOLOGIES LTD	自動車部品	3.7
8	DABUR INDIA LTD	パーソナル用品	3.6
9	Mphasis LTD	情報技術サービス	3.0
10	BANDHAN BANK LTD	銀行	2.7

■ ノムラ・韓国・フォーカス

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	19.2
2	LG CHEMICALS LTD	化学	3.3
3	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	2.9
4	POSCO	金属・鉱業	2.7
5	S-OIL CORPORATION	石油・ガス・消耗燃料	2.7
6	SK TELECOM CO LTD	無線通信サービス	2.4
7	WOORI BANK	銀行	2.3
8	SK HOLDINGS CO LTD	コングロマリット	2.2
9	KB FINANCIAL GROUP INC	銀行	2.1
10	HYUNDAI MOBIS	自動車部品	1.9

■ ノムラ・台湾・フォーカス

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	15.3
2	ST SHINE OPTICAL CO LTD	ヘルスケア機器・用品	7.6
3	CHINA STEEL CHEMICAL CORP	化学	6.1
4	CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	保険	5.6
5	KING SLIDE WORKS CO LTD	機械	5.4
6	TCI CO LTD	パーソナル用品	5.0
7	FORMOSA PLASTIC	化学	4.8
8	POYA CO LTD	複合小売り	4.2
9	TAIWAN SEMICONDUCTOR CO LTD	半導体・半導体製造装置	4.0
10	E INK HOLDINGS INC	電子装置・機器・部品	3.6

ノムラ・アセアン・フォーカス

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	DBS GROUP HLDGS	銀行	10.8
2	CIMB GROUP HOLDINGS BERHAD	銀行	6.6
3	SINGAPORE TECH ENGINEERING	航空宇宙・防衛	5.7
4	CP ALL PCL-FOREIGN	食品・生活必需品小売り	5.5
5	KEPPEL CORP.	コングロマリット	4.7
6	PTT PCL(F)	石油・ガス・消耗燃料	4.7
7	GENTING BHD	ホテル・レストラン・レジャー	4.2
8	BANK CENTRAL ASIA	銀行	3.5
9	INDORAMA VENTURES-FOREIGN	化学	3.1
10	GUDANG GARAM TBK	タバコ	3.0

実質的な国/地域別投資比率（上位）

順位	国/地域 (通貨別)	投資比率 (%)
1	シンガポール	30.4
2	タイ	25.3
3	インドネシア	18.2
4	マレーシア	14.9
5	ベトナム	5.3

ノムラ・豪州・フォーカス

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	RIO TINTO LTD	金属・鉱業	9.5
2	BHP BILLITON LIMITED	金属・鉱業	9.3
3	NATIONAL AUSTRALIA BANK	銀行	8.1
4	STOCKLAND TRUST GROUP	—	7.2
5	WESTPAC BANKING CORP	銀行	7.0
6	WOOLWORTHS GROUP LTD	食品・生活必需品小売り	6.4
7	FORTESCUE METALS GROUP LTD	金属・鉱業	5.5
8	CSL LIMITED	バイオテクノロジー	5.4
9	QBE INSURANCE	保険	5.2
10	CORPORATE TRAVEL MANAGEMENT	ホテル・レストラン・レジャー	4.3

■ノムラ・インドネシア・フォーカス

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	BANK CENTRAL ASIA	銀行	11.1
2	HM SAMPOERNA TBK PT	タバコ	9.0
3	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	自動車	7.1
4	BANK MANDIRI	銀行	7.1
5	BANK RAKYAT INDONESIA	銀行	6.6
6	UNILEVER INDONESIA TBK PT	家庭用品	6.1
7	TELEKOMUNIKASI	各種電気通信サービス	6.1
8	GUDANG GARAM TBK	タバコ	4.1
9	BANK TABUNGAN PENSIUNAN NASI	銀行	3.3
10	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	食品	3.2

■ノムラ・タイ・フォーカス

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	PTT PCL(F)	石油・ガス・消耗燃料	18.7
2	CP ALL PCL-FOREIGN	食品・生活必需品小売り	14.2
3	AIRPORTS OF THAILAND PCL(F)	運送インフラ	9.5
4	KASIKORN BANK PCL(F)	銀行	8.0
5	INDORAMA VENTURES-FOREIGN	化学	7.6
6	BANGKOK BANK(F)	銀行	7.6
7	CENTRAL PATTANA(F)	不動産管理・開発	5.5
8	CH.KARNCHANG PUBLIC CO LTD (F)	建設・土木	3.2
9	PTT EXPLORATION & PRODUCTION (F)	石油・ガス・消耗燃料	3.1
10	HUMANICA PCL-FOREIGN	ソフトウェア	2.5

■ノムラ・フィリピン・フォーカス

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	AYALA LAND LTD	不動産管理・開発	16.5
2	SM PRIME HLDGS	不動産管理・開発	13.2
3	AYALA CORPORATION	各種金融サービス	11.7
4	SM INVESTMENTS CORP	コングロマリット	10.6
5	BDO UNIBANK INC	銀行	6.2
6	BLOOMBERRY RESORTS CORP	ホテル・レストラン・レジャー	5.0
7	ROBINSONS RETAIL HOLDINGS INC	食品・生活必需品小売り	4.9
8	METROPOLITAN BANK & TRUST	銀行	4.5
9	GLOBE TELECOM INC	無線通信サービス	3.3
10	JG SUMMIT HOLDINGS INC	コングロマリット	3.1

■マネーボール・ファンド

実質的な銘柄別投資比率（上位）

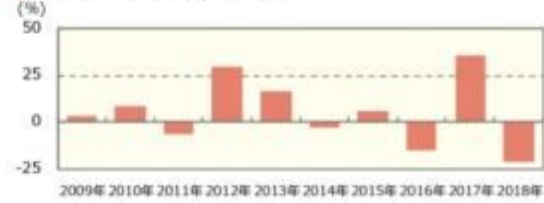
順位	銘柄	種類	投資比率（%）
1	日産Fサービス	コマーシャルペーパー	7.4
2	三菱UFJニコス	コマーシャルペーパー	7.4
3	商工債券 利付第765回い号	特殊債券	6.6
4	農林債券 利付第762回い号	特殊債券	5.2
5	トヨタ自動車 第8回社債間限定同等特約付	社債券	4.4
6	NTTデータ 第22回社債間限定同順位特約付	社債券	4.4
7	しんきん中金債券 利付第288回	特殊債券	4.4
8	中部電力 第426回	社債券	3.7
9	三菱UFJ信託銀行 第5回特定社債間限定同順位特約付	社債券	3.7
10	ホンダファイナンス	コマーシャルペーパー	3.7

■ 年間収益率の推移 (暦年ベース)

■ ノムラ・インド・フォーカス



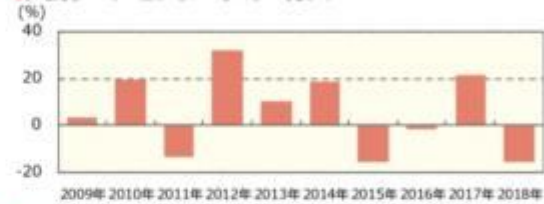
■ ノムラ・韓国・フォーカス



■ ノムラ・台湾・フォーカス



■ ノムラ・アセアン・フォーカス



■ ノムラ・豪州・フォーカス



■ ノムラ・インドネシア・フォーカス



■ ノムラ・タイ・フォーカス



■ ノムラ・フィリピン・フォーカス



■ マネーボール・ファンド



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2018年は年初から運用実績作成基準日までのファンドの収益率。
- ＜各ファンド（ノムラ・インドネシア・フォーカス、ノムラ・タイ・フォーカス、ノムラ・フィリピン・フォーカスを除く）、マネーボール・ファンド＞
 - ・「マネーボール・ファンド」にベンチマークはありません。
 - ・2009年は設定日から年末までのファンドの収益率。
- ＜ノムラ・インドネシア・フォーカス、ノムラ・タイ・フォーカス、ノムラ・フィリピン・フォーカス＞
 - ・2009年はベンチマークの年間収益率。（出所：MSCI他）
 - ・2010年は設定日から年末までのファンドの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれま
す。

取得申込みの受付けについては、午後3時までに取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付けにかかる販
売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

ただし、各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）は、販売会社の営業日であっても、申込不可日
には原則として取得およびスイッチングの申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤ
ル」でもご確認いただけます。）

ファンドの申込（販売）手続きについてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、1万口以上1口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位（購入コースには、分配金
を受取る一般コースと、分配金が再投資される自動けいぞく投資コースがあります。）とします。ただし、
「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。（原則とし
て、お買付け後のコース変更はできません。）なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースの
みの取扱いとなる場合や、取得申込単位が前記と異なる場合等があります。販売会社によっては、一部のファン
ドのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。（なお、「マネープー
ル・ファンド」は、スイッチング以外による取得申込みはできません。）

積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約 を締結した場合、当該契約で規定する取
得申込の単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用するこ
とがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

スイッチングによる申込みは、1万口以上1口単位または1万円以上1円単位からできます。また、「自動けい
ぞく投資コース」を選択した受益者が、スイッチングに際し、当該投資者が保有する各ファンドの受益権の全
てをご換金した場合の手取金の全額をもって「ノムラ・アジア・シリーズ」を構成する他のファンドの取得申
込みを行なう場合は、1口単位とします。

（販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。）詳しく
は販売会社までお問い合わせください。

各ファンド（「ノムラ・豪州・フォーカス」、「マネープール・ファンド」を除く）については、金融商品
取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止
その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や
資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もし
しくは流動性の極端な減少等）があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得
申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込み（スイ
ッチングの申込みを含みます。）の受付けを取り消す場合があります。

「ノムラ・豪州・フォーカス」については、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、
決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受
益権の取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込

み(スイッチングの申込みを含みます。)の受付けを取り消す場合があります。

「マネープール・ファンド」については、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込み(スイッチングの申込みを含みます。)の受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込み(スイッチングの申込みを含みます。)の受付けを取り消す場合があります。

< 申込手数料 >

()取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.24%(税抜3.0%)以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。なお、「マネープール・ファンド」へのスイッチングの場合は無手数料とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

()収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、委託者に1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時まで、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

ただし、各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）は、販売会社の営業日であっても、申込不可日には、原則として換金の申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

換金価額は、各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）については、換金のお申込み日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額、「マネープール・ファンド」については、換金のお申込み日の翌営業日の基準価額となります。

信託財産留保額は、基準価額に、「ノムラ・インド・フォーカス」「ノムラ・韓国・フォーカス」「ノムラ・台湾・フォーカス」「ノムラ・インドネシア・フォーカス」「ノムラ・タイ・フォーカス」「ノムラ・フィリピン・フォーカス」は0.5%、「ノムラ・アセアン・フォーカス」「ノムラ・豪州・フォーカス」は0.3%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、「ノムラ・印度・フォーカス」については、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件3億円を超える一部解約は行なえません。「ノムラ・韓国・フォーカス」、「ノムラ・台湾・フォーカス」、「ノムラ・アセアン・フォーカス」、「ノムラ・豪州・フォーカス」については、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。「ノムラ・インドネシア・フォーカス」、「ノムラ・タイ・フォーカス」、「ノムラ・フィリピン・フォーカス」については、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件1億円を超える一部解約は行なえません。また、各ファンドにおいて、別途、換金制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。ただし、「ノムラ・印度・フォーカス」、「ノムラ・アセアン・フォーカス」、「ノムラ・インドネシア・フォーカス」、「ノムラ・タイ・フォーカス」、「ノムラ・フィリピン・フォーカス」については、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

各ファンド（「ノムラ・豪州・フォーカス」、「マネープール・ファンド」を除く）については、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

「ノムラ・豪州・フォーカス」については、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

「マネープール・ファンド」については、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとします。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日 ¹ の金融商品取引所の最終相場で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日 ¹ における以下のいずれかの価額で評価します。 ² 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) 価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行いません。

1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

「ノムラ・印度・フォーカス」、「マネープール・ファンド」：2009年9月16日設定

「ノムラ・アセアン・フォーカス」、「ノムラ・豪州・フォーカス」：2009年12月7日設定

「ノムラ・インドネシア・フォーカス」、「ノムラ・タイ・フォーカス」、「ノムラ・フィリピン・フォーカス」：2010年12月6日設定

2024年9月12日までとします。

「ノムラ・韓国・フォーカス」、「ノムラ・台湾・フォーカス」：2009年9月16日設定

2019年9月12日までとします。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

原則として、毎年9月13日から翌年9月12日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

(a)ファンドの繰上償還条項

()「ノムラ・アジア・シリーズ(マネープール・ファンド)」につき、委託者は、信託終了前に、「ノムラ・アジア・シリーズ」を構成する全てのファンド(「マネープール・ファンド」を除く)が存続しないこととなる場合は、「ノムラ・アジア・シリーズ(マネープール・ファンド)」の信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

()各ファンド(「マネープール・ファンド」を除く)につき、委託者は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、各ファンドにつき、「ノムラ・アジア・シリーズ」を構成するファンドの受益権の口数を合計した口数が50億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、各ファンドの信託契約を解約し、各ファンドの信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b)信託期間の終了

()委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項()」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

()上記()の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

()上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

()上記()から()までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()から()までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合

には適用しません。

- () 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- () 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更等()」の書面決議が否決となる場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

(c)運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(d)信託約款の変更等

- () 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- () 委託者は、上記()の事項(上記()の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- () 上記()の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- () 上記()の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- () 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- () 上記()から()までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- () 上記()から()の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f)受託者の辞任および解任に伴う取扱い

()受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d)信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

()委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g)反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(h)他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

- 1.他の受益者の氏名または名称および住所
- 2.他の受益者が有する受益権の内容

(i)関係法人との契約の更新に関する手続

()委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

()委託者と投資顧問会社との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

収益分配金の支払い開始日

<自動けいぞく投資契約を結んでいない場合>

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

<自動けいぞく投資契約を結んでいる場合>

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金請求権の失効

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

償還金の支払い開始日

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

換金(解約)の単位

受益者は、受益権を1口単位または1円単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金(解約)代金の支払い開始日

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、7営業日目から受益者にお支払いします。ただし、「ノムラ・インド・フォーカス」、「ノムラ・アセアン・フォーカス」、「ノムラ・インドネシア・フォーカス」、「ノムラ・タイ・フォーカス」、「ノムラ・フィリピン・フォーカス」については、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

第3【ファンドの経理状況】

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・印度・フォーカス)
ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・韓国・フォーカス)
ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・台湾・フォーカス)
ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・アセアン・フォーカス)
ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・豪州・フォーカス)
ノムラ・アジア・シリーズ(マネープール・ファンド)

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間(2017年9月13日から2018年9月12日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・インドネシア・フォーカス)
ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・タイ・フォーカス)
ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・フィリピン・フォーカス)

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間(2017年9月13日から2018年9月12日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第8期 (2017年 9月12日現在)	第9期 (2018年 9月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,068,053,379	4,723,362,730
親投資信託受益証券	105,638,737,508	105,385,598,537
未収入金	-	32,605,372
流動資産合計	109,706,790,887	110,141,566,639
資産合計	109,706,790,887	110,141,566,639
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,017,898,364	2,949,669,293
未払解約金	198,861,236	502,432,384
未払受託者報酬	18,354,470	31,170,777
未払委託者報酬	624,051,842	1,059,806,411
未払利息	6,436	8,534
その他未払費用	1,101,205	1,870,186
流動負債合計	3,860,273,553	4,544,957,585
負債合計	3,860,273,553	4,544,957,585
純資産の部		
元本等		
元本	46,429,205,604	49,161,154,899
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	59,417,311,730	56,435,454,155
（分配準備積立金）	9,824,179,677	5,077,584,325
元本等合計	105,846,517,334	105,596,609,054
純資産合計	105,846,517,334	105,596,609,054
負債純資産合計	109,706,790,887	110,141,566,639

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第8期		第9期	
	自	2016年 9月13日	自	2017年 9月13日
	至	2017年 9月12日	至	2018年 9月12日
営業収益				
有価証券売買等損益		13,684,548,473		1,755,949,676
営業収益合計		13,684,548,473		1,755,949,676
営業費用				
支払利息		163,848		625,278
受託者報酬		22,952,360		60,378,370
委託者報酬		780,379,896		2,052,864,480
その他費用		1,377,021		3,622,579
営業費用合計		804,873,125		2,117,490,707
営業利益又は営業損失 ()		12,879,675,348		3,873,440,383
経常利益又は経常損失 ()		12,879,675,348		3,873,440,383
当期純利益又は当期純損失 ()		12,879,675,348		3,873,440,383
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ()		455,441,674		215,710,484
期首剰余金又は期首欠損金 ()		4,622,682,772		59,417,311,730
剰余金増加額又は欠損金減少額		47,380,881,544		17,272,717,426
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		47,380,881,544		17,272,717,426
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,992,587,896		13,215,754,841
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,992,587,896		13,215,754,841
分配金		3,017,898,364		2,949,669,293
期末剰余金又は期末欠損金 ()		59,417,311,730		56,435,454,155

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2017年9月13日から2018年9月12日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第8期 2017年9月12日現在	第9期 2018年9月12日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 46,429,205,604口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 49,161,154,899口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.2797円 (10,000口当たり純資産額) (22,797円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.1480円 (10,000口当たり純資産額) (21,480円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期 自 2016年9月13日 至 2017年9月12日	第9期 自 2017年9月13日 至 2018年9月12日																		
<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である野村インド株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 162,173,567円</p>	<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である野村インド株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 429,643,761円</p>																		
<p>2. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>493,453,102円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>11,930,780,572円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	493,453,102円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	11,930,780,572円	<p>2. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	493,453,102円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	11,930,780,572円																	
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	0円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																	

収益調整金額	C	49,593,132,053円	収益調整金額	C	51,357,869,830円
分配準備積立金額	D	417,844,367円	分配準備積立金額	D	8,027,253,618円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	62,435,210,094円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	59,385,123,448円
当ファンドの期末残存口数	F	46,429,205,604口	当ファンドの期末残存口数	F	49,161,154,899口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	13,447円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	12,079円
10,000口当たり分配金額	H	650円	10,000口当たり分配金額	H	600円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,017,898,364円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,949,669,293円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第8期 自 2016年 9月13日 至 2017年 9月12日	第9期 自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日
<p>1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>1.金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

第8期 2017年 9月12日現在	第9期 2018年 9月12日現在
----------------------	----------------------

<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載して おります。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 同左</p>
--	---

（関連当事者との取引に関する注記）

第8期 自 2016年 9月13日 至 2017年 9月12日	第9期 自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般 の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない ため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第8期 自 2016年 9月13日 至 2017年 9月12日	第9期 自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日
期首元本額 6,994,807,135円	期首元本額 46,429,205,604円
期中追加設定元本額 41,814,521,361円	期中追加設定元本額 13,067,380,869円
期中一部解約元本額 2,380,122,892円	期中一部解約元本額 10,335,431,574円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第8期 自 2016年 9月13日 至 2017年 9月12日	第9期 自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	13,262,508,775	1,914,246,265
合計	13,262,508,775	1,914,246,265

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2018年9月12日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2018年9月12日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益 証券	日本円	野村インド株マザーファンド	32,632,171,710	105,385,598,537	
	小計	銘柄数:1	32,632,171,710	105,385,598,537	
		組入時価比率:99.8%			100.0%
合計				105,385,598,537	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第8期 (2017年 9月12日現在)	第9期 (2018年 9月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,436,390	686,817
親投資信託受益証券	396,674,232	272,698,872
未収入金	18,000,000	14,000,000
流動資産合計	419,110,622	287,385,689
資産合計	419,110,622	287,385,689
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	15,915,472	9,462,208
未払解約金	-	31,073
未払受託者報酬	111,211	81,381
未払委託者報酬	3,558,685	2,603,875
未払利息	7	1
その他未払費用	6,608	4,811
流動負債合計	19,591,983	12,183,349
負債合計	19,591,983	12,183,349
純資産の部		
元本等		
元本	318,309,442	225,290,669
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	81,209,197	49,911,671
（分配準備積立金）	16,112,738	1,208,813
元本等合計	399,518,639	275,202,340
純資産合計	399,518,639	275,202,340
負債純資産合計	419,110,622	287,385,689

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第8期		第9期	
	自	2016年 9月13日	自	2017年 9月13日
	至	2017年 9月12日	至	2018年 9月12日
営業収益				
有価証券売買等損益		67,250,210		9,094,240
営業収益合計		67,250,210		9,094,240
営業費用				
支払利息		1,908		1,248
受託者報酬		197,189		167,076
委託者報酬		6,309,735		5,346,191
その他費用		11,713		9,892
営業費用合計		6,520,545		5,524,407
営業利益又は営業損失()		60,729,665		3,569,833
経常利益又は経常損失()		60,729,665		3,569,833
当期純利益又は当期純損失()		60,729,665		3,569,833
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		2,020,860		4,723,878
期首剰余金又は期首欠損金()		26,436,320		81,209,197
剰余金増加額又は欠損金減少額		16,331,277		9,670,549
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		16,331,277		9,670,549
剰余金減少額又は欠損金増加額		4,351,733		30,351,822
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		4,351,733		30,351,822
分配金		15,915,472		9,462,208
期末剰余金又は期末欠損金()		81,209,197		49,911,671

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2017年9月13日から2018年9月12日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第8期 2017年9月12日現在	第9期 2018年9月12日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 318,309,442口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 225,290,669口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2551円 (10,000口当たり純資産額) (12,551円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2215円 (10,000口当たり純資産額) (12,215円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期 自 2016年9月13日 至 2017年9月12日	第9期 自 2017年9月13日 至 2018年9月12日																																										
<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である野村韓国株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用</p> <p>なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 1,632,885円</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>5,490,505円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>10,178,875円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>65,096,459円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>16,358,830円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>97,124,669円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>318,309,442口</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	5,490,505円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	10,178,875円	収益調整金額	C	65,096,459円	分配準備積立金額	D	16,358,830円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	97,124,669円	当ファンドの期末残存口数	F	318,309,442口	<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である野村韓国株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用</p> <p>なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 1,386,833円</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>48,702,858円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>10,671,021円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>59,373,879円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>225,290,669口</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	48,702,858円	分配準備積立金額	D	10,671,021円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	59,373,879円	当ファンドの期末残存口数	F	225,290,669口
項目																																											
費用控除後の配当等収益額	A	5,490,505円																																									
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	10,178,875円																																									
収益調整金額	C	65,096,459円																																									
分配準備積立金額	D	16,358,830円																																									
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	97,124,669円																																									
当ファンドの期末残存口数	F	318,309,442口																																									
項目																																											
費用控除後の配当等収益額	A	0円																																									
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																									
収益調整金額	C	48,702,858円																																									
分配準備積立金額	D	10,671,021円																																									
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	59,373,879円																																									
当ファンドの期末残存口数	F	225,290,669口																																									

10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	3,051円	10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	2,635円
10,000口当たり分配金額	H	500円	10,000口当たり分配金額	H	420円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	15,915,472円	収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	9,462,208円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第8期 自 2016年 9月13日 至 2017年 9月12日	第9期 自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日
<p>1.金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p>信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>1.金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

第8期 2017年 9月12日現在	第9期 2018年 9月12日現在
<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p>

<p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>2. 時価の算定方法</p> <p>同左</p>
--	-----------------------------

（関連当事者との取引に関する注記）

第8期 自 2016年 9月13日 至 2017年 9月12日	第9期 自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第8期 自 2016年 9月13日 至 2017年 9月12日	第9期 自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日
期首元本額	253,756,996円
期中追加設定元本額	104,926,671円
期中一部解約元本額	40,374,225円
期首元本額	318,309,442円
期中追加設定元本額	27,184,802円
期中一部解約元本額	120,203,575円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第8期 自 2016年 9月13日 至 2017年 9月12日	第9期 自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	63,144,407	4,241,822
合計	63,144,407	4,241,822

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2018年9月12日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2018年9月12日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益 証券	日本円	野村韓国株マザーファンド	142,438,690	272,698,872	
		銘柄数：1	142,438,690	272,698,872	
	小計	組入時価比率：99.1%		100.0%	
合計				272,698,872	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第8期 (2017年 9月12日現在)	第9期 (2018年 9月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,400,141	3,401,865
親投資信託受益証券	101,099,292	97,255,466
流動資産合計	104,499,433	100,657,331
資産合計	104,499,433	100,657,331
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,397,200	2,156,456
未払解約金	-	97,936
未払受託者報酬	24,252	28,811
未払委託者報酬	775,840	922,026
未払利息	5	6
その他未払費用	1,389	1,670
流動負債合計	3,198,686	3,206,905
負債合計	3,198,686	3,206,905
純資産の部		
元本等		
元本	53,271,130	53,911,412
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	48,029,617	43,539,014
（分配準備積立金）	14,125,383	10,110,631
元本等合計	101,300,747	97,450,426
純資産合計	101,300,747	97,450,426
負債純資産合計	104,499,433	100,657,331

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第8期		第9期	
	自	2016年 9月13日	自	2017年 9月13日
	至	2017年 9月12日	至	2018年 9月12日
営業収益				
有価証券売買等損益		26,373,355		1,029,482
営業収益合計		26,373,355		1,029,482
営業費用				
支払利息		221		267
受託者報酬		52,788		57,720
委託者報酬		1,688,931		1,846,877
その他費用		3,038		3,351
営業費用合計		1,744,978		1,908,215
営業利益又は営業損失（ ）		24,628,377		2,937,697
経常利益又は経常損失（ ）		24,628,377		2,937,697
当期純利益又は当期純損失（ ）		24,628,377		2,937,697
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		4,317,384		841,380
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		40,943,942		48,029,617
剰余金増加額又は欠損金減少額		7,522,189		11,105,674
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		7,522,189		11,105,674
剰余金減少額又は欠損金増加額		18,350,307		9,660,744
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		18,350,307		9,660,744
分配金		2,397,200		2,156,456
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		48,029,617		43,539,014

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補 足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2017年9月13日から2018年9月12日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第8期 2017年9月12日現在	第9期 2018年9月12日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 53,271,130口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 53,911,412口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.9016円 (10,000口当たり純資産額) (19,016円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.8076円 (10,000口当たり純資産額) (18,076円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期 自 2016年9月13日 至 2017年9月12日	第9期 自 2017年9月13日 至 2018年9月12日																		
<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である野村台湾株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 331,512円</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>1,658,268円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>14,829,250円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,658,268円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	14,829,250円	<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である野村台湾株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 362,654円</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>626,293円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	626,293円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	1,658,268円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	14,829,250円																	
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	626,293円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																	

収益調整金額	C	33,904,234円	収益調整金額	C	33,428,383円
分配準備積立金額	D	35,065円	分配準備積立金額	D	11,640,794円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	50,426,817円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	45,695,470円
当ファンドの期末残存口数	F	53,271,130口	当ファンドの期末残存口数	F	53,911,412口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	9,466円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	8,476円
10,000口当たり分配金額	H	450円	10,000口当たり分配金額	H	400円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	2,397,200円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	2,156,456円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第8期 自 2016年 9月13日 至 2017年 9月12日	第9期 自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日
<p>1.金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>1.金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

第8期 2017年 9月12日現在	第9期 2018年 9月12日現在
----------------------	----------------------

<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載して おります。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 同左</p>
--	---

（関連当事者との取引に関する注記）

第8期 自 2016年 9月13日 至 2017年 9月12日	第9期 自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般 の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない ため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第8期 自 2016年 9月13日 至 2017年 9月12日	第9期 自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日
期首元本額 78,463,349円	期首元本額 53,271,130円
期中追加設定元本額 9,895,631円	期中追加設定元本額 11,338,008円
期中一部解約元本額 35,087,850円	期中一部解約元本額 10,697,726円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第8期 自 2016年 9月13日 至 2017年 9月12日	第9期 自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	21,380,930	1,871,317
合計	21,380,930	1,871,317

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2018年9月12日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2018年9月12日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	野村台湾株マザーファンド	40,531,555	97,255,466	
	小計	銘柄数: 1	40,531,555	97,255,466	
		組入時価比率: 99.8%			100.0%
合計				97,255,466	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第8期 (2017年 9月12日現在)	第9期 (2018年 9月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	43,290,035	35,637,757
親投資信託受益証券	1,338,978,006	1,363,469,344
未収入金	-	13,674,293
流動資産合計	1,382,268,041	1,412,781,394
資産合計	1,382,268,041	1,412,781,394
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	22,672,766	19,330,798
未払解約金	6,061,404	13,693,274
未払受託者報酬	361,165	410,033
未払委託者報酬	11,557,130	13,121,151
未払利息	68	64
その他未払費用	21,600	24,536
流動負債合計	40,674,133	46,579,856
負債合計	40,674,133	46,579,856
純資産の部		
元本等		
元本	906,910,649	966,539,929
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	434,683,259	399,661,609
（分配準備積立金）	61,831,362	32,615,292
元本等合計	1,341,593,908	1,366,201,538
純資産合計	1,341,593,908	1,366,201,538
負債純資産合計	1,382,268,041	1,412,781,394

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第8期		第9期	
	自 2016年 9月13日	至 2017年 9月12日	自 2017年 9月13日	至 2018年 9月12日
営業収益				
有価証券売買等損益		210,772,766		33,701,806
その他収益		4,196		-
営業収益合計		210,776,962		33,701,806
営業費用				
支払利息		5,745		7,164
受託者報酬		723,457		822,453
委託者報酬		23,150,577		26,318,382
その他費用		43,282		49,223
営業費用合計		23,923,061		27,197,222
営業利益又は営業損失（ ）		186,853,901		60,899,028
経常利益又は経常損失（ ）		186,853,901		60,899,028
当期純利益又は当期純損失（ ）		186,853,901		60,899,028
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		33,647,190		37,997,054
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		329,307,943		434,683,259
剰余金増加額又は欠損金減少額		90,397,070		358,765,323
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		90,397,070		358,765,323
剰余金減少額又は欠損金増加額		115,555,699		275,560,093
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		115,555,699		275,560,093
分配金		22,672,766		19,330,798
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		434,683,259		399,661,609

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2017年9月13日から2018年9月12日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第8期 2017年9月12日現在	第9期 2018年9月12日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 906,910,649口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 966,539,929口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4793円 (10,000口当たり純資産額) (14,793円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4135円 (10,000口当たり純資産額) (14,135円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期 自 2016年9月13日 至 2017年9月12日	第9期 自 2017年9月13日 至 2018年9月12日																		
<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である野村アセアン株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 4,545,590円</p>	<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である野村アセアン株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 5,168,683円</p>																		
<p>2. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>23,677,700円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	23,677,700円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	<p>2. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>16,048,485円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	16,048,485円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	23,677,700円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																	
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	16,048,485円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																	

収益調整金額	C	372,851,897円	収益調整金額	C	367,046,317円
分配準備積立金額	D	60,826,428円	分配準備積立金額	D	35,897,605円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	457,356,025円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	418,992,407円
当ファンドの期末残存口数	F	906,910,649口	当ファンドの期末残存口数	F	966,539,929口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	5,042円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	4,334円
10,000口当たり分配金額	H	250円	10,000口当たり分配金額	H	200円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	22,672,766円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	19,330,798円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第8期 自 2016年 9月13日 至 2017年 9月12日	第9期 自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日
<p>1.金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>1.金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

第8期 2017年 9月12日現在	第9期 2018年 9月12日現在
----------------------	----------------------

<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載して おります。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 同左</p>
--	---

（関連当事者との取引に関する注記）

第8期 自 2016年 9月13日 至 2017年 9月12日	第9期 自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般 の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない ため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第8期 自 2016年 9月13日 至 2017年 9月12日	第9期 自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日
期首元本額 1,069,629,517円	期首元本額 906,910,649円
期中追加設定元本額 205,795,333円	期中追加設定元本額 608,974,650円
期中一部解約元本額 368,514,201円	期中一部解約元本額 549,345,370円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第8期 自 2016年 9月13日 至 2017年 9月12日	第9期 自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	175,419,074	68,737,951
合計	175,419,074	68,737,951

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2018年9月12日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2018年9月12日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益 証券	日本円	野村アセアン株マザーファンド	700,328,391	1,363,469,344	
	小計	銘柄数：1	700,328,391	1,363,469,344	
		組入時価比率：99.8%			100.0%
合計				1,363,469,344	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第8期 (2017年 9月12日現在)	第9期 (2018年 9月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,744,015	6,160,698
親投資信託受益証券	264,892,004	244,110,475
流動資産合計	272,636,019	250,271,173
資産合計	272,636,019	250,271,173
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,175,242	3,430,118
未払解約金	11,708	-
未払受託者報酬	65,395	72,170
未払委託者報酬	1,961,895	2,165,086
未払利息	12	11
その他未払費用	3,865	4,265
流動負債合計	7,218,117	5,671,650
負債合計	7,218,117	5,671,650
純資産の部		
元本等		
元本	172,508,098	171,505,942
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	92,909,804	73,093,581
（分配準備積立金）	24,938,685	23,165,935
元本等合計	265,417,902	244,599,523
純資産合計	265,417,902	244,599,523
負債純資産合計	272,636,019	250,271,173

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第8期		第9期	
	自	2016年 9月13日	自	2017年 9月13日
	至	2017年 9月12日	至	2018年 9月12日
営業収益				
有価証券売買等損益		61,830,941		13,056,007
営業収益合計		61,830,941		13,056,007
営業費用				
支払利息		573		1,006
受託者報酬		124,294		148,230
委託者報酬		3,728,756		4,446,738
その他費用		7,333		8,766
営業費用合計		3,860,956		4,604,740
営業利益又は営業損失（ ）		57,969,985		17,660,747
経常利益又は経常損失（ ）		57,969,985		17,660,747
当期純利益又は当期純損失（ ）		57,969,985		17,660,747
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		3,464,713		528,533
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		32,105,365		92,909,804
剰余金増加額又は欠損金減少額		16,151,321		24,553,120
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		16,151,321		24,553,120
剰余金減少額又は欠損金増加額		4,676,912		23,807,011
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		4,676,912		23,807,011
分配金		5,175,242		3,430,118
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		92,909,804		73,093,581

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2017年9月13日から2018年9月12日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第8期 2017年9月12日現在	第9期 2018年9月12日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 172,508,098口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 171,505,942口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5386円 (10,000口当たり純資産額) (15,386円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4262円 (10,000口当たり純資産額) (14,262円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期 自 2016年9月13日 至 2017年9月12日	第9期 自 2017年9月13日 至 2018年9月12日																		
<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である野村豪州株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 735,831円</p>	<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である野村豪州株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 876,463円</p>																		
<p>2. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>10,331,497円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	10,331,497円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	<p>2. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>6,860,076円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	6,860,076円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	10,331,497円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																	
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	6,860,076円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																	

収益調整金額	C	67,971,119円	収益調整金額	C	72,042,463円
分配準備積立金額	D	19,782,430円	分配準備積立金額	D	19,735,977円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	98,085,046円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	98,638,516円
当ファンドの期末残存口数	F	172,508,098口	当ファンドの期末残存口数	F	171,505,942口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	5,685円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	5,751円
10,000口当たり分配金額	H	300円	10,000口当たり分配金額	H	200円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	5,175,242円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	3,430,118円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第8期 自 2016年 9月13日 至 2017年 9月12日	第9期 自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日
<p>1.金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>1.金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

第8期 2017年 9月12日現在	第9期 2018年 9月12日現在
----------------------	----------------------

<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載して おります。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 同左</p>
--	---

（関連当事者との取引に関する注記）

第8期 自 2016年 9月13日 至 2017年 9月12日	第9期 自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般 の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない ため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第8期 自 2016年 9月13日 至 2017年 9月12日	第9期 自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日
期首元本額 150,350,095円	期首元本額 172,508,098円
期中追加設定元本額 43,473,808円	期中追加設定元本額 42,848,429円
期中一部解約元本額 21,315,805円	期中一部解約元本額 43,850,585円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第8期 自 2016年 9月13日 至 2017年 9月12日	第9期 自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	57,134,682	11,743,199
合計	57,134,682	11,743,199

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2018年9月12日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2018年9月12日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	野村豪州株マザーファンド	136,710,616	244,110,475	
	小計	銘柄数: 1	136,710,616	244,110,475	
		組入時価比率: 99.8%			100.0%
合計				244,110,475	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第7期 (2017年 9月12日現在)	第8期 (2018年 9月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	191,245,002	123,735,455
親投資信託受益証券	5,759,704,945	4,755,481,050
流動資産合計	5,950,949,947	4,879,216,505
資産合計	5,950,949,947	4,879,216,505
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	83,225,726	39,756,802
未払解約金	49,922,681	27,956,818
未払受託者報酬	1,416,078	1,406,597
未払委託者報酬	45,314,665	45,011,151
未払利息	302	223
その他未払費用	84,902	84,331
流動負債合計	179,964,354	114,215,922
負債合計	179,964,354	114,215,922
純資産の部		
元本等		
元本	4,161,286,309	3,975,680,280
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,609,699,284	789,320,303
（分配準備積立金）	310,396,761	153,584,319
元本等合計	5,770,985,593	4,765,000,583
純資産合計	5,770,985,593	4,765,000,583
負債純資産合計	5,950,949,947	4,879,216,505

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期		第8期	
	自	2016年 9月13日	自	2017年 9月13日
	至	2017年 9月12日	至	2018年 9月12日
営業収益				
有価証券売買等損益		704,343,834		619,748,000
営業収益合計		704,343,834		619,748,000
営業費用				
支払利息		31,360		37,397
受託者報酬		2,750,559		2,977,116
委託者報酬		88,018,021		95,267,740
その他費用		164,914		178,502
営業費用合計		90,964,854		98,460,755
営業利益又は営業損失 ()		613,378,980		718,208,755
経常利益又は経常損失 ()		613,378,980		718,208,755
当期純利益又は当期純損失 ()		613,378,980		718,208,755
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ()		163,077,575		24,427,426
期首剰余金又は期首欠損金 ()		694,518,705		1,609,699,284
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,098,237,700		847,229,746
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,098,237,700		847,229,746
剰余金減少額又は欠損金増加額		550,132,800		885,215,744
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		550,132,800		885,215,744
分配金		83,225,726		39,756,802
期末剰余金又は期末欠損金 ()		1,609,699,284		789,320,303

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補 足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2017年 9月13日から2018年 9月12日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第7期 2017年 9月12日現在	第8期 2018年 9月12日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 4,161,286,309口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 3,975,680,280口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3868円 (10,000口当たり純資産額) (13,868円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1985円 (10,000口当たり純資産額) (11,985円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期 自 2016年 9月13日 至 2017年 9月12日	第8期 自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日												
<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である野村インドネシア株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 17,303,550円</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>62,262,542円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	62,262,542円	<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である野村インドネシア株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 18,698,275円</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>7,556,146円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	7,556,146円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	62,262,542円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	7,556,146円											

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	248,512,625円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	1,299,302,523円	収益調整金額	C	909,420,551円
分配準備積立金額	D	82,847,320円	分配準備積立金額	D	185,784,975円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,692,925,010円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,102,761,672円
当ファンドの期末残存口数	F	4,161,286,309口	当ファンドの期末残存口数	F	3,975,680,280口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,068円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,773円
10,000口当たり分配金額	H	200円	10,000口当たり分配金額	H	100円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	83,225,726円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	39,756,802円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第7期 自 2016年 9月13日 至 2017年 9月12日	第8期 自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日
<p>1.金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p>信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>1.金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

第7期 2017年 9月12日現在	第8期 2018年 9月12日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 同左</p>

（関連当事者との取引に関する注記）

第7期 自 2016年 9月13日 至 2017年 9月12日	第8期 自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第7期 自 2016年 9月13日 至 2017年 9月12日	第8期 自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日
期首元本額 2,979,474,341円	期首元本額 4,161,286,309円
期中追加設定元本額 3,300,542,142円	期中追加設定元本額 2,087,655,755円
期中一部解約元本額 2,118,730,174円	期中一部解約元本額 2,273,261,784円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第7期 自 2016年 9月13日 至 2017年 9月12日	第8期 自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	558,476,472	606,673,023
合計	558,476,472	606,673,023

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2018年9月12日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2018年9月12日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	野村インドネシア株マザーファンド	3,263,437,449	4,755,481,050	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：99.8%	3,263,437,449	4,755,481,050 100.0%	
合計				4,755,481,050	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第7期 (2017年 9月12日現在)	第8期 (2018年 9月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	25,418,219	38,111,799
親投資信託受益証券	864,493,987	1,121,445,487
未収入金	-	12,536,682
流動資産合計	889,912,206	1,172,093,968
資産合計	889,912,206	1,172,093,968
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	15,729,704	23,262,990
未払解約金	51,178	12,135,442
未払受託者報酬	239,715	393,111
未払委託者報酬	7,670,745	12,579,470
未払利息	40	68
その他未払費用	14,325	23,523
流動負債合計	23,705,707	48,394,604
負債合計	23,705,707	48,394,604
純資産の部		
元本等		
元本	524,323,480	664,656,872
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	341,883,019	459,042,492
（分配準備積立金）	71,656,453	24,805,218
元本等合計	866,206,499	1,123,699,364
純資産合計	866,206,499	1,123,699,364
負債純資産合計	889,912,206	1,172,093,968

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期		第8期	
	自	2016年 9月13日	自	2017年 9月13日
	至	2017年 9月12日	至	2018年 9月12日
営業収益				
有価証券売買等損益		249,276,006		26,759,869
営業収益合計		249,276,006		26,759,869
営業費用				
支払利息		3,697		5,907
受託者報酬		490,294		728,493
委託者報酬		15,689,258		23,311,619
その他費用		29,301		43,586
営業費用合計		16,212,550		24,089,605
営業利益又は営業損失（ ）		233,063,456		2,670,264
経常利益又は経常損失（ ）		233,063,456		2,670,264
当期純利益又は当期純損失（ ）		233,063,456		2,670,264
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		37,658,782		32,819,653
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		209,694,212		341,883,019
剰余金増加額又は欠損金減少額		18,384,393		468,493,565
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		18,384,393		468,493,565
剰余金減少額又は欠損金増加額		65,870,556		297,921,713
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		65,870,556		297,921,713
分配金		15,729,704		23,262,990
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		341,883,019		459,042,492

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補 足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2017年9月13日から2018年9月12日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第7期 2017年9月12日現在	第8期 2018年9月12日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 524,323,480口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 664,656,872口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6520円 (10,000口当たり純資産額) (16,520円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6906円 (10,000口当たり純資産額) (16,906円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期 自 2016年9月13日 至 2017年9月12日	第8期 自 2017年9月13日 至 2018年9月12日																		
<p>1.運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である野村タイ株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 3,080,599円</p> <p>2.分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>19,042,763円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>34,431,542円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	19,042,763円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	34,431,542円	<p>1.運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である野村タイ株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 4,580,145円</p> <p>2.分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>3,915,565円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	3,915,565円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	19,042,763円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	34,431,542円																	
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	3,915,565円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																	

収益調整金額	C	270,226,566円	収益調整金額	C	434,237,274円
分配準備積立金額	D	33,911,852円	分配準備積立金額	D	44,152,643円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	357,612,723円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	482,305,482円
当ファンドの期末残存口数	F	524,323,480口	当ファンドの期末残存口数	F	664,656,872口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	6,820円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	7,256円
10,000口当たり分配金額	H	300円	10,000口当たり分配金額	H	350円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	15,729,704円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	23,262,990円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第7期 自 2016年 9月13日 至 2017年 9月12日	第8期 自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日
<p>1.金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>1.金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

第7期 2017年 9月12日現在	第8期 2018年 9月12日現在
----------------------	----------------------

<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載して おります。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 同左</p>
--	---

（関連当事者との取引に関する注記）

第7期 自 2016年 9月13日 至 2017年 9月12日	第8期 自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般 の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない ため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第7期 自 2016年 9月13日 至 2017年 9月12日	第8期 自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日
期首元本額 707,891,992円	期首元本額 524,323,480円
期中追加設定元本額 37,550,570円	期中追加設定元本額 537,024,318円
期中一部解約元本額 221,119,082円	期中一部解約元本額 396,690,926円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第7期 自 2016年 9月13日 至 2017年 9月12日	第8期 自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	206,401,087	7,944,143
合計	206,401,087	7,944,143

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2018年9月12日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2018年9月12日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益 証券	日本円	野村タイ株マザーファンド	520,778,995	1,121,445,487	
	小計	銘柄数: 1	520,778,995	1,121,445,487	
		組入時価比率: 99.8%			100.0%
合計				1,121,445,487	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・フィリピン・フォーカス)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第7期 (2017年 9月12日現在)	第8期 (2018年 9月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	111,236,472	94,793,644
親投資信託受益証券	3,350,230,080	2,666,875,886
未収入金	-	11,476,587
流動資産合計	3,461,466,552	2,773,146,117
資産合計	3,461,466,552	2,773,146,117
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	83,454,151	61,654,235
未払解約金	107,339	12,769,021
未払受託者報酬	650,061	800,907
未払委託者報酬	20,801,981	25,628,853
未払利息	175	171
その他未払費用	38,939	47,988
流動負債合計	105,052,646	100,901,175
負債合計	105,052,646	100,901,175
純資産の部		
元本等		
元本	1,669,083,024	1,541,355,889
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,687,330,882	1,130,889,053
(分配準備積立金)	8,816,005	798,844
元本等合計	3,356,413,906	2,672,244,942
純資産合計	3,356,413,906	2,672,244,942
負債純資産合計	3,461,466,552	2,773,146,117

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期		第8期	
	自 2016年 9月13日 至 2017年 9月12日		自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日	
営業収益				
有価証券売買等損益		147,051,313		321,395,434
営業収益合計		147,051,313		321,395,434
営業費用				
支払利息		9,933		19,760
受託者報酬		1,100,055		1,796,181
委託者報酬		35,201,628		57,477,478
その他費用		65,878		107,646
営業費用合計		36,377,494		59,401,065
営業利益又は営業損失（ ）		110,673,819		380,796,499
経常利益又は経常損失（ ）		110,673,819		380,796,499
当期純利益又は当期純損失（ ）		110,673,819		380,796,499
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		17,957,563		5,974,431
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		789,872,429		1,687,330,882
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,236,507,954		799,064,257
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,236,507,954		799,064,257
剰余金減少額又は欠損金増加額		348,311,606		919,029,783
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		348,311,606		919,029,783
分配金		83,454,151		61,654,235
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		1,687,330,882		1,130,889,053

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2017年9月13日から2018年9月12日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第7期 2017年9月12日現在	第8期 2018年9月12日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,669,083,024口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,541,355,889口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.0109円 (10,000口当たり純資産額) (20,109円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.7337円 (10,000口当たり純資産額) (17,337円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期 自 2016年9月13日 至 2017年9月12日	第8期 自 2017年9月13日 至 2018年9月12日												
<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である野村フィリピン株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 6,928,397円</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>13,710,761円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	13,710,761円	<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である野村フィリピン株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 11,280,989円</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	0円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	13,710,761円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	0円											

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	1,711,896,538円	収益調整金額	C	1,184,808,343円
分配準備積立金額	D	45,177,734円	分配準備積立金額	D	7,734,945円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,770,785,033円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,192,543,288円
当ファンドの期末残存口数	F	1,669,083,024口	当ファンドの期末残存口数	F	1,541,355,889口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	10,609円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,736円
10,000口当たり分配金額	H	500円	10,000口当たり分配金額	H	400円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	83,454,151円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	61,654,235円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第7期 自 2016年 9月13日 至 2017年 9月12日	第8期 自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日
<p>1.金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>1.金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

第7期 2017年 9月12日現在	第8期 2018年 9月12日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 同左</p>

（関連当事者との取引に関する注記）

第7期 自 2016年 9月13日 至 2017年 9月12日	第8期 自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第7期 自 2016年 9月13日 至 2017年 9月12日	第8期 自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日
期首元本額 851,284,423円	期首元本額 1,669,083,024円
期中追加設定元本額 1,188,817,023円	期中追加設定元本額 768,776,013円
期中一部解約元本額 371,018,422円	期中一部解約元本額 896,503,148円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第7期 自 2016年 9月13日 至 2017年 9月12日	第8期 自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	135,240,039	306,781,388
合計	135,240,039	306,781,388

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2018年9月12日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2018年9月12日現在)

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	野村フィリピン株マザーファンド	1,125,786,604	2,666,875,886	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：99.8%	1,125,786,604	2,666,875,886 100.0%	
合計				2,666,875,886	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第8期 (2017年 9月12日現在)	第9期 (2018年 9月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	40,957,750	1,196,761
親投資信託受益証券	59,565,582	86,182,468
流動資産合計	100,523,332	87,379,229
資産合計	100,523,332	87,379,229
負債の部		
流動負債		
未払解約金	40,831,599	1,013,997
未払受託者報酬	26	27
未払委託者報酬	441	397
未払利息	64	2
流動負債合計	40,832,130	1,014,423
負債合計	40,832,130	1,014,423
純資産の部		
元本等		
元本	59,636,736	86,310,966
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	54,466	53,840
（分配準備積立金）	339,384	276,444
元本等合計	59,691,202	86,364,806
純資産合計	59,691,202	86,364,806
負債純資産合計	100,523,332	87,379,229

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第8期		第9期	
	自	2016年 9月13日	自	2017年 9月13日
	至	2017年 9月12日	至	2018年 9月12日
営業収益				
有価証券売買等損益		20,288		13,114
営業収益合計		20,288		13,114
営業費用				
支払利息		1,295		5,510
受託者報酬		38		66
委託者報酬		721		805
営業費用合計		2,054		6,381
営業利益又は営業損失()		22,342		19,495
経常利益又は経常損失()		22,342		19,495
当期純利益又は当期純損失()		22,342		19,495
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		20,560		8,342
期首剰余金又は期首欠損金()		106,205		54,466
剰余金増加額又は欠損金減少額		176,540		643,456
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		176,540		643,456
剰余金減少額又は欠損金増加額		226,497		632,929
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		226,497		632,929
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金()		54,466		53,840

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2017年9月13日から2018年9月12日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第8期 2017年9月12日現在	第9期 2018年9月12日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 59,636,736口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 86,310,966口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0009円 (10,000口当たり純資産額) (10,009円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0006円 (10,000口当たり純資産額) (10,006円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期 自 2016年9月13日 至 2017年9月12日	第9期 自 2017年9月13日 至 2018年9月12日																																																												
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>317,835円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>1,271,574円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>21,549円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>1,610,958円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>59,636,736口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F × 10,000</td> <td>270円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F × H/10,000</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	317,835円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	1,271,574円	分配準備積立金額	D	21,549円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,610,958円	当ファンドの期末残存口数	F	59,636,736口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	270円	10,000口当たり分配金額	H	0円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	0円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>274,960円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>2,418,535円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>1,484円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>2,694,979円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>86,310,966口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F × 10,000</td> <td>312円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F × H/10,000</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	274,960円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	2,418,535円	分配準備積立金額	D	1,484円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,694,979円	当ファンドの期末残存口数	F	86,310,966口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	312円	10,000口当たり分配金額	H	0円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	0円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	317,835円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
収益調整金額	C	1,271,574円																																																											
分配準備積立金額	D	21,549円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,610,958円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	59,636,736口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	270円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	0円																																																											
収益分配金金額	I=F × H/10,000	0円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	274,960円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
収益調整金額	C	2,418,535円																																																											
分配準備積立金額	D	1,484円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,694,979円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	86,310,966口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	312円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	0円																																																											
収益分配金金額	I=F × H/10,000	0円																																																											

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第8期 自 2016年 9月13日 至 2017年 9月12日	第9期 自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日
<p>1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>1.金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

第8期 2017年 9月12日現在	第9期 2018年 9月12日現在
<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2.時価の算定方法</p>	<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2.時価の算定方法</p>

親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。	同左
---	----

（関連当事者との取引に関する注記）

第8期 自 2016年 9月13日 至 2017年 9月12日	第9期 自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般 の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない ため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第8期 自 2016年 9月13日 至 2017年 9月12日	第9期 自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日
期首元本額 86,495,863円	期首元本額 59,636,736円
期中追加設定元本額 190,094,251円	期中追加設定元本額 745,246,922円
期中一部解約元本額 216,953,378円	期中一部解約元本額 718,572,692円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第8期 自 2016年 9月13日 至 2017年 9月12日	第9期 自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	5,834	8,150
合計	5,834	8,150

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2018年9月12日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2018年9月12日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	84,442,944	86,182,468	
		銘柄数: 1	84,442,944	86,182,468	
		組入時価比率: 99.8%		100.0%	
合計				86,182,468	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・インド・フォーカス)」は「野村インド株マザーファンド」、
「ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・韓国・フォーカス)」は「野村韓国株マザーファンド」、
「ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・台湾・フォーカス)」は「野村台湾株マザーファンド」、
「ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・アセアン・フォーカス)」は「野村アセアン株マザーファンド」、
「ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・豪州・フォーカス)」は「野村豪州株マザーファンド」、
「ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・インドネシア・フォーカス)」は「野村インドネシア株マザーファンド」、
「ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・タイ・フォーカス)」は「野村タイ株マザーファンド」、
「ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・フィリピン・フォーカス)」は「野村フィリピン株マザーファンド」、
「ノムラ・アジア・シリーズ(マネープール・ファンド)」は「野村マネー マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

野村インド株マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

(2018年 9月12日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	988,733,176

コール・ローン	617,233,457
株式	106,121,962,414
未収入金	54,414,160
未収配当金	35,528,607
前払金	64,864,264
流動資産合計	107,882,736,078
資産合計	107,882,736,078
負債の部	
流動負債	
未払解約金	32,605,372
未払利息	1,115
外国税引当金	572,069,744
流動負債合計	604,676,231
負債合計	604,676,231
純資産の部	
元本等	
元本	33,218,132,189
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	74,059,927,658
元本等合計	107,278,059,847
純資産合計	107,278,059,847
負債純資産合計	107,882,736,078

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 引当金の計上基準	外国税引当金 将来発生する可能性のあるキャピタルゲイン税の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。
4. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
5. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2018年 9月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	3,2295円
(10,000口当たり純資産額)	(32,295円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日
<p>1.金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p>信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

2018年 9月12日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ</p> <p>ん。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>株式</p> <p>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2018年 9月12日現在

期首	2017年 9月13日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	32,261,028,404円
同期中における追加設定元本額	6,001,652,118円
同期中における一部解約元本額	5,044,548,333円
期末元本額	33,218,132,189円
期末元本額の内訳*	
ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・印度・フォーカス)	32,632,171,710円
野村インド株オープン投信(適格機関投資家専用)	585,960,479円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2018年9月12日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	インドルピー	SANGHI INDUSTRIES LTD	5,425,600	79.60	431,877,760.00	
		LARSEN&TOUBRO LIMITED	2,275,580	1,329.65	3,025,724,947.00	
		NBCC INDIA LTD	12,551,704	67.25	844,102,094.00	
		SADBHAV ENGINEERING LTD	2,143,405	261.95	561,464,939.75	
		ENDURANCE TECHNOLOGIES LTD	1,810,097	1,469.90	2,660,661,580.30	
		VARROC ENGINEERING LTD	1,132,195	1,036.80	1,173,859,776.00	
		EICHER MOTORS LTD	37,132	28,069.60	1,042,280,387.20	
		MARUTI SUZUKI INDIA LTD	434,779	8,517.05	3,703,034,481.95	
		CROMPTON GREAVES CONSUMER EL	5,028,472	218.75	1,099,978,250.00	
		PAGE INDUSTRIES LTD	59,000	33,517.80	1,977,550,200.00	
		ZEE ENTERTAINMENT ENTERPRISE	2,115,741	466.00	985,935,306.00	
		AVENUE SUPERMARTS LTD	821,659	1,506.80	1,238,075,781.20	
		BRITANNIA INDUSTRIES LTD	343,266	5,940.05	2,039,017,203.30	
		GLAXOSMITHKLINE CONSUMER	194,582	7,144.25	1,390,142,453.50	
		MCLEOD RUSSEL INDIA LIMITED	6,475,220	161.15	1,043,481,703.00	
		ITC LTD	4,500,000	297.20	1,337,400,000.00	
		DABUR INDIA LTD	4,937,563	443.75	2,191,043,581.25	
		GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	2,446,385	1,248.25	3,053,700,076.25	
CADILA HEALTHCARE LTD	3,137,116	408.90	1,282,766,732.40			
LAURUS LABS LTD	1,133,182	430.95	488,344,782.90			

	NATCO PHARMA LTD	1,463,158	829.75	1,214,055,350.50	
	BANDHAN BANK LTD	4,395,129	620.25	2,726,078,762.25	
	HDFC BANK LIMITED	4,380,741	2,000.40	8,763,234,296.40	
	ICICI BANK LTD	10,595,152	326.55	3,459,846,885.60	
	INDUSIND BANK LTD	856,548	1,826.50	1,564,484,922.00	
	KOTAK MAHINDRA BANK LTD	539,402	1,206.40	650,734,572.80	
	RBL BANK LTD	518,787	602.90	312,776,682.30	
	YES BANK LTD	1,972,096	316.60	624,365,593.60	
	HDFC STANDARD LIFE INSURANCE	2,684,717	445.95	1,197,249,546.15	
	ICICI LOMBARD GENERAL INSURANCE COMPANY	1,815,440	898.70	1,631,535,928.00	
	HCL TECHNOLOGIES LTD	2,259,438	1,085.10	2,451,716,173.80	
	MPHASIS LTD	1,520,000	1,259.30	1,914,136,000.00	
	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	1,678,966	1,868.05	3,136,392,436.30	
	INDIABULLS HOUSING FINANCE LTD	1,856,376	1,130.25	2,098,168,974.00	
	PNB HOUSING FINANCE LTD	755,676	1,303.35	984,910,314.60	
	BAJAJ FINANCE LTD	486,986	2,600.75	1,266,528,839.50	
	IIFL HOLDINGS LTD	1,100,884	652.75	718,602,031.00	
	INDIABULLS VENTURES LTD	595,902	727.40	433,459,114.80	
	INDIABULLS VENTURES-PARTLY	1,162,442	335.65	390,173,657.30	
	BRIGADE ENTERPRISES LTD	5,377,139	199.90	1,074,890,086.10	
	INDIABULLS REAL ESTATE LTD	2,000,000	141.00	282,000,000.00	
	小計銘柄数：41			68,465,782,203.00	
				(106,121,962,414)	
	組入時価比率：98.9%			100.0%	
	合計			106,121,962,414	
				(106,121,962,414)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2018年9月12日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

野村韓国株マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2018年 9月12日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	23,364,720
コール・ローン	4,134,710
株式	258,992,829
未収入金	239,205
流動資産合計	286,731,464
資産合計	286,731,464
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	38,500
未払解約金	14,000,000
未払利息	7
流動負債合計	14,038,507
負債合計	14,038,507
純資産の部	
元本等	
元本	142,438,690
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	130,254,267
元本等合計	272,692,957
純資産合計	272,692,957
負債純資産合計	286,731,464

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>為替差損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>
------------------------	---

（貸借対照表に関する注記）

2018年 9月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.9145円
(10,000口当たり純資産額)	(19,145円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日
<p>1.金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p> 市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p> 信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p> 流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

2018年 9月12日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ

ん。

2. 時価の算定方法

株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2018年 9月12日現在	
期首	2017年 9月13日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	212,250,111円
同期中における追加設定元本額	17,350,487円
同期中における一部解約元本額	87,161,908円
期末元本額	142,438,690円
期末元本額の内訳*	
ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・韓国・フォーカス)	142,438,690円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2018年9月12日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	ウォン	S-OIL CORPORATION	570	126,000.00	71,820,000.00	
		KUMHO PETRO CHEMICAL CO	299	101,500.00	30,348,500.00	
		LG CHEMICALS LTD	251	341,000.00	85,591,000.00	
		POSCO CHEMTECH COMPANY LTD	457	67,000.00	30,619,000.00	
		SSANGYONG CEMENT INDUSTRIAL CO LTD	2,460	6,810.00	16,752,600.00	
		KOREA ZINC CO LTD	62	400,000.00	24,800,000.00	
		POSCO	269	292,000.00	78,548,000.00	
		GS ENGINEERING & CONSTRUCT	300	52,600.00	15,780,000.00	
		HYUNDAI ENGINEERING & CONSTR	472	68,800.00	32,473,600.00	

SAMSUNG ENGINEERING CO LTD	367	16,800.00	6,165,600.00
DOOSAN CORP	254	136,000.00	34,544,000.00
SAMSUNG C&T CORP	355	126,000.00	44,730,000.00
SK HOLDINGS CO LTD	213	267,000.00	56,871,000.00
DOOSAN BOBCAT INC	430	36,400.00	15,652,000.00
HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES	248	124,000.00	30,752,000.00
HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES HOLDINGS CO LTD	79	371,500.00	29,348,500.00
HYUNDAI MIPO DOCKYARD CO., LTD.	373	94,500.00	35,248,500.00
SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	1,179	7,510.00	8,854,290.00
S-1 CORPORATION	71	85,600.00	6,077,600.00
HYUNDAI GLOVIS CO LTD	323	128,000.00	41,344,000.00
PAN OCEAN CO LTD	5,760	5,100.00	29,376,000.00
HANKOOK TIRE CO LTD/NEW	319	45,700.00	14,578,300.00
HYUNDAI MOBIS	251	222,500.00	55,847,500.00
HYUNDAI MOTOR CO LTD	442	128,000.00	56,576,000.00
DOUBLEGAMES CO LTD	244	66,300.00	16,177,200.00
PARADISE CO LTD	664	20,200.00	13,412,800.00
CHEIL WORLDWIDE INC	212	19,850.00	4,208,200.00
CJ HELLOVISION CO LTD	1,400	9,950.00	13,930,000.00
INNOCEAN WORLDWIDE INC	238	59,900.00	14,256,200.00
STUDIO DRAGON CORP	136	106,000.00	14,416,000.00
CJ ENM CO LTD	127	237,800.00	30,200,600.00
HYUNDAI DEPT STORE CO	128	96,500.00	12,352,000.00
CUCKOO HOMESYS CO LTD	66	206,500.00	13,629,000.00
HOTEL SHILLA CO LTD	75	99,000.00	7,425,000.00
E-MART CO	136	195,500.00	26,588,000.00
KT & G CORP	433	102,500.00	44,382,500.00
AMOREPACIFIC CORP	202	256,500.00	51,813,000.00
COSMAX INC	88	150,000.00	13,200,000.00
CELLTRION INC	304	274,500.00	83,448,000.00
GREEN CROSS CORP	83	195,500.00	16,226,500.00
HUGEL INC	31	436,400.00	13,528,400.00
DAEWOONG CO LTD	890	18,300.00	16,287,000.00
DAEWOONG PHARMACEUTICAL CO LTD	75	198,500.00	14,887,500.00
HANMI PHARMACEUTICAL CO., LTD	61	489,000.00	29,829,000.00

	HANA FINANCIAL HOLDINGS	920	42,200.00	38,824,000.00	
	KB FINANCIAL GROUP INC	1,066	51,100.00	54,472,600.00	
	WOORI BANK	3,810	16,200.00	61,722,000.00	
	SAMSUNG FIRE & MARINE INSURANCE	89	260,000.00	23,140,000.00	
	SAMSUNG LIFE INSURANCE CO	374	92,000.00	34,408,000.00	
	AFREECATV CO LTD	357	36,050.00	12,869,850.00	
	CAFE24 CORP	92	152,000.00	13,984,000.00	
	KAKAO CORP	219	116,500.00	25,513,500.00	
	SAMSUNG SDS CO LTD	145	243,000.00	35,235,000.00	
	NCISOFT CORPORATION	74	425,000.00	31,450,000.00	
	PEARL ABYSS CORP	58	246,800.00	14,314,400.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS	12,018	45,050.00	541,410,900.00	
	ABCO ELECTRONICS CO LTD	1,842	7,660.00	14,109,720.00	
	LG INNOTEK CO LTD	96	138,000.00	13,248,000.00	
	SAMSUNG ELECTRO MECHANICS	140	153,000.00	21,420,000.00	
	SAMSUNG SDI CO,LTD	129	249,500.00	32,185,500.00	
	EUGENE TECHNOLOGY CO LTD	929	14,450.00	13,424,050.00	
	KOH YOUNG TECHNOLOGY INC	201	102,900.00	20,682,900.00	
	LEENO INDUSTRIAL INC	367	61,900.00	22,717,300.00	
	SK HYNIX INC	1,085	76,600.00	83,111,000.00	
	SK TELECOM CO LTD	132	271,500.00	35,838,000.00	
	KOREA GAS CORPORATION	688	56,300.00	38,734,400.00	
	SAMSUNG CARD CO	218	35,250.00	7,684,500.00	
	KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO	361	69,600.00	25,125,600.00	
	MERITZ SECURITIES	7,220	4,045.00	29,204,900.00	
	SAMSUNG SECURITIES	167	31,400.00	5,243,800.00	
	SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	124	466,500.00	57,846,000.00	
	小計 銘柄数：71			2,610,814,810.00	
				(258,992,829)	
	組入時価比率：95.0%			100.0%	
	合計			258,992,829	
				(258,992,829)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(2018年9月12日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2018年 9月12日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	13,849,500	-	13,888,000	38,500
ウォン	13,849,500	-	13,888,000	38,500
合計	13,849,500	-	13,888,000	38,500

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

野村台湾株マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2018年 9月12日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	2,855,051
コール・ローン	538,767
株式	93,609,917
未収配当金	251,346
流動資産合計	97,255,081

(2018年 9月12日現在)

資産合計	97,255,081
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	40,531,555
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	56,723,526
元本等合計	97,255,081
純資産合計	97,255,081
負債純資産合計	97,255,081

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2018年 9月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.3995円
(10,000口当たり純資産額)	(23,995円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2017年 9月13日
至 2018年 9月12日

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。

信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2018年 9月12日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ

ん。

2. 時価の算定方法

株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2018年 9月12日現在

期首	2017年 9月13日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	41,735,177円
同期中における追加設定元本額	8,493,383円
同期中における一部解約元本額	9,697,005円
期末元本額	40,531,555円
期末元本額の内訳*	
ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・台湾・フォーカス)	40,531,555円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2018年9月12日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	新台幣ドル	FORMOSA PETROCHEMICAL CORP	3,000	125.50	376,500.00	
		CHINA STEEL CHEMICAL CORP	11,000	140.50	1,545,500.00	
		FORMOSA PLASTIC	10,720	111.00	1,189,920.00	
		NANOPLUS LTD	2,143	41.69	89,341.67	
		CTCI CORP	7,000	48.50	339,500.00	
		KING SLIDE WORKS CO LTD	4,000	385.00	1,540,000.00	
		MACAUTO INDUSTRIAL CO LTD	1,000	80.60	80,600.00	
		FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	1,768	183.50	324,428.00	
		TAIWAN PAIHO LIMITED	3,000	68.10	204,300.00	
		POYA CO LTD	3,432	303.50	1,041,612.00	
		TCI CO LTD	2,644	572.00	1,512,368.00	
		ST SHINE OPTICAL CO LTD	3,000	611.00	1,833,000.00	
		CATHAY FINANCIAL HOLDING CO LTD	14,241	50.50	719,170.50	
		CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	42,456	29.75	1,263,066.00	
		BROGENT TECHNOLOGIES INC	5,266	169.50	892,587.00	
		ALL RING TECH CO LTD	5,000	55.70	278,500.00	
		E INK HOLDINGS INC	33,000	31.95	1,054,350.00	
		EGIS TECHNOLOGY INC	4,000	122.50	490,000.00	
		POSIFLEX TECHNOLOGY INC	3,552	109.00	387,168.00	
		TONG HSING ELECTRONIC INDUST	6,000	79.70	478,200.00	
		YAGEO CORPORATION	1,198	546.00	654,108.00	
		ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LTD	6,000	70.90	425,400.00	
		ASPEED TECHNOLOGY INC	1,439	726.00	1,044,714.00	
		EMEMORY TECHNOLOGY INC	1,000	311.00	311,000.00	
		FORMOSA SUMCO TECHNOLOGY COR	14,000	85.40	1,195,600.00	
LAND MARK OPTOELECTRONICS CORPORATION	1,000	285.50	285,500.00			
MACRONIX INTERNATIONAL	8,027	28.15	225,960.05			
SILERGY CORP	1,396	575.00	802,700.00			

	TAIWAN SEMICONDUCTOR	15,000	260.00	3,900,000.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR CO LTD	20,000	68.70	1,374,000.00	
	小計 銘柄数：30			25,859,093.22	
				(93,609,917)	
				100.0%	
	組入時価比率：96.3%				
合計				93,609,917	
				(93,609,917)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2018年9月12日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

野村アセアン株マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

(2018年 9月12日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	5,299,421
コール・ローン	14,493,391
株式	1,348,232,505
未収入金	8,135,122
未収配当金	1,026,718
流動資産合計	1,377,187,157
資産合計	1,377,187,157
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	21,853
未払解約金	13,674,293
未払利息	26
流動負債合計	13,696,172
負債合計	13,696,172
純資産の部	
元本等	
元本	700,328,391
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	663,162,594

(2018年 9月12日現在)

元本等合計	1,363,490,985
純資産合計	1,363,490,985
負債純資産合計	1,377,187,157

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>為替予約取引</p> <p>計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>配当株式</p> <p>配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(貸借対照表に関する注記)

2018年 9月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.9469円
(10,000口当たり純資産額)	(19,469円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2017年 9月13日

至 2018年 9月12日

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。

信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2018年 9月12日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ

ん。

2. 時価の算定方法

株式

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2018年 9月12日現在

期首	2017年 9月13日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	678,341,358円
同期中における追加設定元本額	432,929,790円
同期中における一部解約元本額	410,942,757円
期末元本額	700,328,391円
期末元本額の内訳*	

ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・アセアン・フォーカス)

700,328,391円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2018年9月12日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考	
				単価	金額		
株式	シンガポール	SINGAPORE TECH ENGINEERING	268,000	3.29	881,720.00		
		KEPPEL CORP.	125,000	6.36	795,000.00		
		SATS LTD	62,000	4.96	307,520.00		
		MM2 ASIA LTD	520,000	0.35	182,000.00		
		FIRST RESOURCES LTD	180,000	1.64	295,200.00		
		HAW PAR CORP LTD	16,000	13.54	216,640.00		
		DBS GROUP HLDGS	76,000	24.24	1,842,240.00		
		VENTURE CORP LTD	8,000	16.62	132,960.00		
		CAPITALAND LIMITED	60,000	3.26	195,600.00		
		CITY DEVELOPMENTS LTD	24,000	8.62	206,880.00		
	小計	銘柄数：10				5,055,760.00 (409,921,020) 30.5%	
		組入時価比率：30.1%					
	リング	GAMUDA BERHAD	140,000	3.65	511,000.00		
		SIME DARBY BERHAD	415,000	2.69	1,116,350.00		
		AIRASIA GROUP BHD	150,000	3.23	484,500.00		
		GENTING BHD	266,000	8.20	2,181,200.00		
		PADINI HOLDINGS BERHAD	118,000	5.82	686,760.00		
		CIMB GROUP HOLDINGS BERHAD	575,549	5.92	3,407,250.08		
	小計	銘柄数：6				8,387,060.08 (225,444,174) 16.7%	
		組入時価比率：16.5%					
パーツ	PTT PCL(F)	370,000	48.75	18,037,500.00			
	INDORAMA VENTURES-FOREIGN	228,000	56.50	12,882,000.00			
	CH.KARNCHANG PUBLIC CO LTD (F)	320,000	26.25	8,400,000.00			

	AIRPORTS OF THAILAND PCL(F)	235,000	62.00	14,570,000.00	
	CP ALL PCL-FOREIGN	320,000	65.25	20,880,000.00	
	TISCO FINANCIAL GROUP-NVDR	93,000	81.25	7,556,250.00	
	CENTRAL PATTANA(F)	126,000	80.50	10,143,000.00	
	LAND & HOUSES PUB - NVDR	391,860	11.40	4,467,204.00	
小計	銘柄数：8			96,935,954.00	
				(329,582,243)	
	組入時価比率：24.2%			24.4%	
フィリピンペソ	ROBINSONS RETAIL HOLDINGS INC	25,000	80.95	2,023,750.00	
	BDO UNIBANK INC	61,000	118.00	7,198,000.00	
	AYALA LAND LTD	251,000	41.85	10,504,350.00	
小計	銘柄数：3			19,726,100.00	
				(40,833,027)	
	組入時価比率：3.0%			3.0%	
ルピア	UNITED TRACTORS TBK PT	190,000	32,700.00	6,213,000,000.00	
	SURYA CITRA MEDIA PT TBK	400,000	1,875.00	750,000,000.00	
	MAYORA INDAH PT	760,000	2,790.00	2,120,400,000.00	
	GUDANG GARAM TBK	74,000	73,400.00	5,431,600,000.00	
	INDUSTRI JAMU DAN FARMASI SI	1,120,000	825.00	924,000,000.00	
	BANK CENTRAL ASIA	441,000	24,750.00	10,914,750,000.00	
	BANK TABUNGAN PENSIUNAN NASI	2,250,000	1,640.00	3,690,000,000.00	
	XL AXIATA TBK PT	1,210,000	2,900.00	3,509,000,000.00	
	PRODIA WIDYAHUSADA TBK PT	327,700	2,940.00	963,438,000.00	
	PAKUWON JATI TBK PT	1,970,000	525.00	1,034,250,000.00	
小計	銘柄数：10			35,550,438,000.00	
				(266,628,285)	
	組入時価比率：19.6%			19.8%	
ドン	SAIGON CARGO SERVICE CORP	13,800	159,000.00	2,194,200,000.00	
	DHG PHARMACEUTICAL JSC	11,490	92,100.00	1,058,229,000.00	
	IMEXPHARM PHARMACEUTICAL JSC	49,335	52,200.00	2,575,287,000.00	
	BANK FOR FOREIGN TRADE JSC	28,000	63,000.00	1,764,000,000.00	
	HDBANK	125,000	37,100.00	4,637,500,000.00	
	SAIGON SECURITIES INC	87,000	32,200.00	2,801,400,000.00	
	VINCOM RETAIL JSC	20,000	38,300.00	766,000,000.00	
小計	銘柄数：7			15,796,616,000.00	
				(75,823,756)	

	組入時価比率：5.6%		5.6%
合計			1,348,232,505 (1,348,232,505)

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2018年9月12日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2018年 9月12日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	8,601,645	-	8,623,498	21,853
パーツ	8,601,645	-	8,623,498	21,853
合計	8,601,645	-	8,623,498	21,853

(注)時価の算定方法

1 為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

貸借対照表

(単位：円)

(2018年 9月12日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	2,471,701
コール・ローン	3,081,735
株式	211,886,495
投資証券	23,988,230
未収配当金	2,678,037
流動資産合計	244,106,198
資産合計	244,106,198
負債の部	
流動負債	
未払利息	5
流動負債合計	5
負債合計	5
純資産の部	
元本等	
元本	136,710,616
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	107,395,577
元本等合計	244,106,193
純資産合計	244,106,193
負債純資産合計	244,106,198

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資証券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>配当株式</p> <p>配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益</p>

4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>約定日基準で計上しております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>
------------------------	---

（貸借対照表に関する注記）

2018年 9月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.7856円
(10,000口当たり純資産額)	(17,856円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p style="padding-left: 20px;">市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p style="padding-left: 20px;">信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p style="padding-left: 20px;">流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

2018年 9月12日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p>

株式

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

投資証券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2018年 9月12日現在	
期首	2017年 9月13日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	141,949,523円
同期中における追加設定元本額	34,497,281円
同期中における一部解約元本額	39,736,188円
期末元本額	136,710,616円
期末元本額の内訳*	
ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）	136,710,616円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2018年9月12日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	豪ドル	WOODSIDE PETROLEUM	2,850	36.12	102,942.00	
		BORAL LTD	10,000	6.87	68,700.00	
		BHP BILLITON LIMITED	8,700	31.20	271,440.00	
		BLUESCOPE STEEL LTD	6,200	16.58	102,796.00	
		FORTESCUE METALS GROUP LTD	21,850	3.64	79,534.00	
		METALS X LTD	109,974	0.50	55,536.87	
		RIO TINTO LTD	4,109	71.32	293,053.88	
		PRIMERO GROUP LIMITED	100,000	0.42	42,000.00	
		SYDNEY AIRPORT	16,458	7.32	120,472.56	
		CORPORATE TRAVEL MANAGEMENT	4,630	31.80	147,234.00	
		TABCORP HOLDINGS	17,500	4.81	84,175.00	
		JB HI-FI LTD	2,625	24.79	65,073.75	

	WOOLWORTHS GROUP LTD	6,732	28.54	192,131.28	
	CSL LIMITED	695	210.63	146,387.85	
	BANK OF QUEENSLAND LTD	6,550	11.50	75,325.00	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK	8,000	27.77	222,160.00	
	WESTPAC BANKING CORP	7,750	27.89	216,147.50	
	AMP LIMITED	14,000	3.29	46,060.00	
	KINA SECURITIES LTD	100,000	0.96	96,000.00	
	QBE INSURANCE	13,855	10.97	151,989.35	
	INVOCARE LTD	7,586	12.50	94,825.00	
	小計 銘柄数：21			2,673,984.04	
				(211,886,495)	
	組入時価比率：86.8%			100.0%	
合計				211,886,495	
				(211,886,495)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2018年9月12日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	豪ドル	INGENIA COMMUNITIES GROUP	18,598	55,794.00	
		STOCKLAND TRUST GROUP	58,794	246,934.80	
	小計	銘柄数：2	77,392	302,728.80	
		組入時価比率：9.8%		(23,988,230)	100.0%
合計				23,988,230	
				(23,988,230)	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

野村インドネシア株マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2018年 9月12日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	119,152,542
コール・ローン	16,041,257
株式	4,620,288,069
流動資産合計	4,755,481,868
資産合計	4,755,481,868
負債の部	
流動負債	
未払利息	28
流動負債合計	28
負債合計	28
純資産の部	
元本等	
元本	3,263,437,449
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,492,044,391
元本等合計	4,755,481,840
純資産合計	4,755,481,840
負債純資産合計	4,755,481,868

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

2018年 9月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.4572円
(10,000口当たり純資産額)	(14,572円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日
<p>1.金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p> 市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p> 信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p> 流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

2018年 9月12日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ</p> <p>ん。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>株式</p> <p>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2018年 9月12日現在	
期首	2017年 9月13日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	3,505,815,902円
同期中における追加設定元本額	1,265,464,700円
同期中における一部解約元本額	1,507,843,153円
期末元本額	3,263,437,449円
期末元本額の内訳*	
ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・インドネシア・フォーカス)	3,263,437,449円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2018年9月12日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	ルピア	ADARO ENERGY PT	6,442,300	1,735.00	11,177,390,500.00	
		INDO TAMBANGRAYA MEGAH TBK P	351,300	25,200.00	8,852,760,000.00	
		UNITED TRACTORS TBK PT	766,300	32,700.00	25,058,010,000.00	
		INDOCEMENT TUNGGAL PRAKARSA	566,100	17,200.00	9,736,920,000.00	
		SEMEN INDONESIA PERSERO TBK PT	1,264,700	8,775.00	11,097,742,500.00	
		PEMBANGUNAN PERUMAHAN PERSER	2,414,665	1,610.00	3,887,610,650.00	
		JASA MARGA (PERSERO) TBK PT	1,531,544	4,350.00	6,662,216,400.00	
		PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	3,908,900	7,175.00	28,046,357,500.00	
		SURYA CITRA MEDIA PT TBK	7,940,600	1,875.00	14,888,625,000.00	
		MITRA ADIPERKASA TBK PT	12,565,000	800.00	10,052,000,000.00	
		RAMAYANA LESTARI SENTOSA PT	8,788,800	1,300.00	11,425,440,000.00	
		ACE HARDWARE INDONESIA	10,843,200	1,255.00	13,608,216,000.00	
		SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	12,529,400	815.00	10,211,461,000.00	
		INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	2,286,500	8,900.00	20,349,850,000.00	
		INDOFOOD SUKSES MAK TBK	890,500	6,125.00	5,454,312,500.00	
		MAYORA INDAH PT	4,140,000	2,790.00	11,550,600,000.00	
		GUDANG GARAM TBK	374,300	73,400.00	27,473,620,000.00	
		HM SAMPOERNA TBK PT	15,185,500	3,800.00	57,704,900,000.00	
UNILEVER INDONESIA TBK PT	776,700	45,525.00	35,359,267,500.00			
INDUSTRI JAMU DAN FARMASI SI	17,780,400	825.00	14,668,830,000.00			

	BANK CENTRAL ASIA	2,893,000	24,750.00	71,601,750,000.00	
	BANK CIMB NIAGA TBK PT	9,226,500	905.00	8,349,982,500.00	
	BANK DANAMON PT	2,643,000	6,650.00	17,575,950,000.00	
	BANK MANDIRI	6,625,346	6,575.00	43,561,649,950.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA	11,370,800	2,970.00	33,771,276,000.00	
	BANK TABUNGAN NEGARA TBK PT	2,169,100	2,560.00	5,552,896,000.00	
	BANK TABUNGAN PENSIUNAN NASI	12,574,400	1,640.00	20,622,016,000.00	
	TELEKOMUNIKASI	9,807,930	3,380.00	33,150,803,400.00	
	XL AXIATA TBK PT	6,356,100	2,900.00	18,432,690,000.00	
	BFI FINANCE INDONESIA TBK PT	9,000,000	640.00	5,760,000,000.00	
	PRODIA WIDYAHUSADA TBK PT	1,732,100	2,940.00	5,092,374,000.00	
	CIPUTRA DEVELOPMENT TBK PT	8,878,783	740.00	6,570,299,420.00	
	PAKUWON JATI TBK PT	16,629,700	525.00	8,730,592,500.00	
	小計 銘柄数：33			616,038,409,320.00	
				(4,620,288,069)	
	組入時価比率：97.2%			100.0%	
	合計			4,620,288,069	
				(4,620,288,069)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2018年9月12日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

野村タイ株マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

(2018年 9月12日現在)

資産の部

流動資産

(2018年 9月12日現在)

預金	461,081
コール・ローン	18,823,675
株式	1,113,563,994
新株予約権証券	364,990
未収配当金	792,935
流動資産合計	1,134,006,675
資産合計	1,134,006,675
負債の部	
流動負債	
未払解約金	12,536,682
未払利息	34
流動負債合計	12,536,716
負債合計	12,536,716
純資産の部	
元本等	
元本	520,778,995
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	600,690,964
元本等合計	1,121,469,959
純資産合計	1,121,469,959
負債純資産合計	1,134,006,675

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>新株予約権証券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2018年 9月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2,1534円
(10,000口当たり純資産額)	(21,534円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日
<p>1.金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p>信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

2018年 9月12日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>株式</p> <p>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>新株予約権証券</p> <p>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2018年 9月12日現在	
期首	2017年 9月13日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	426,889,530円
同期中における追加設定元本額	414,256,120円
同期中における一部解約元本額	320,366,655円
期末元本額	520,778,995円
期末元本額の内訳*	
ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）	520,778,995円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2018年9月12日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	バーツ	IRPC PUBLIC COMPANY LIMITED (F)	1,200,000	6.70	8,040,000.00	
		PTT EXPLORATION & PRODUCTION (F)	70,000	138.00	9,660,000.00	
		PTT PCL(F)	1,260,000	48.75	61,425,000.00	
		INDORAMA VENTURES-FOREIGN	451,000	56.50	25,481,500.00	
		VINYTHAI PUBLIC(F)	204,000	25.25	5,151,000.00	
		CH.KARNCHANG PUBLIC CO LTD (F)	390,000	26.25	10,237,500.00	
		UNIQUE ENGINEERING & CONSTRUCTION PCL/F	100,060	12.20	1,220,732.00	
		JMT NETWORK SERVICES PCL-F	110,000	12.50	1,375,000.00	
		JWD INFOLOGISTICS PCL/F	180,000	7.50	1,350,000.00	
		SYNERGETIC AUTO PERFORMANCE-F	210,000	6.00	1,260,000.00	
		AIRPORTS OF THAILAND PCL(F)	584,000	62.00	36,208,000.00	
		SOMBOON ADV TECH - FOREIGN	160,000	22.30	3,568,000.00	
		ERAWAN GROUP PCL/THE-FOREIGN	638,000	7.75	4,944,500.00	
		PLAN B MEDIA PCL-F	920,000	6.75	6,210,000.00	
		CP ALL PCL-FOREIGN	690,000	65.25	45,022,500.00	
		BANGKOK CHAIN HOSPITAL-F	400,000	19.20	7,680,000.00	
		BANGKOK BANK(F)	65,000	206.00	13,390,000.00	
		KASIKORNBANK PCL(F)	118,000	206.00	24,308,000.00	
TISCO FINANCIAL GROUP-NVDR	80,000	81.25	6,500,000.00			

	HUMANICA PCL-FOREIGN	728,000	10.30	7,498,400.00	
	HANA MICROELECTRONICS PCL-FOREIG	32,000	40.75	1,304,000.00	
	ADVANCED INFO SERVICE (F)	32,000	199.50	6,384,000.00	
	MUANGTHAI CAPITAL PCL - F	65,000	39.75	2,583,750.00	
	SIAM WELLNESS GROUP PCL-F	420,000	15.50	6,510,000.00	
	CENTRAL PATTANA(F)	285,000	80.50	22,942,500.00	
	LAND & HOUSES PUB - NVDR	253,600	11.40	2,891,040.00	
	WHA CORP PCL-FOREIGN	1,110,000	3.94	4,373,400.00	
	小計 銘柄数：27			327,518,822.00	
				(1,113,563,994)	
	組入時価比率：99.3%			100.0%	
合計				1,113,563,994	
				(1,113,563,994)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2018年9月12日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	パーツ	JMT NETWORK SERV-CW21	47,500.00	107,350.00	
	小計	銘柄数：1	47,500.00	107,350.00	
		組入時価比率：0.0%		(364,990)	
				100.0%	
合計				364,990	
				(364,990)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

野村フィリピン株マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2018年 9月12日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	32,985,984
株式	2,642,905,300
未収配当金	2,480,445
流動資産合計	2,678,371,729
資産合計	2,678,371,729
負債の部	
流動負債	
未払解約金	11,476,587
未払利息	59
流動負債合計	11,476,646
負債合計	11,476,646
純資産の部	
元本等	
元本	1,125,786,604
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,541,108,479
元本等合計	2,666,895,083
純資産合計	2,666,895,083
負債純資産合計	2,678,371,729

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2018年 9月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2,3689円
(10,000口当たり純資産額)	(23,689円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

2018年 9月12日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>株式</p> <p>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2018年 9月12日現在	
期首	2017年 9月13日

本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	1,266,292,505円
同期中における追加設定元本額	475,148,386円
同期中における一部解約元本額	615,654,287円
期末元本額	1,125,786,604円
期末元本額の内訳*	
ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・フィリピン・フォーカス)	1,125,786,604円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2018年9月12日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	フィリピンペソ	CONCEPCION INDUSTRIAL CORPOR	368,880	42.95	15,843,396.00	
		MEGAWIDE CONSTRUCTION CORP	738,500	17.20	12,702,200.00	
		DMCI HOLDINGS INC	666,250	12.20	8,128,250.00	
		JG SUMMIT HOLDINGS INC	810,000	54.60	44,226,000.00	
		SM INVESTMENTS CORP	135,787	950.00	128,997,650.00	
		INTERNATIONAL CONTAINER TERMINAL SVCS	280,000	92.00	25,760,000.00	
		MACROASIA CORPORATION	591,500	18.52	10,954,580.00	
		BLOOMBERRY RESORTS CORP	7,046,900	8.99	63,351,631.00	
		JOLLIBEE FOODS CORPORATION	145,000	276.00	40,020,000.00	
		SHAKEYS PIZZA ASIA VENTURES	989,200	12.48	12,345,216.00	
		WILCON DEPOT INC	1,194,200	10.80	12,897,360.00	
		ROBINSONS RETAIL HOLDINGS INC	707,110	80.95	57,240,554.50	
		UNIVERSAL ROBINA CORP	100,000	149.00	14,900,000.00	
		BDO UNIBANK INC	979,382	118.00	115,567,076.00	
		METROPOLITAN BANK & TRUST	533,662	69.00	36,822,678.00	
		AYALA CORPORATION	147,653	895.50	132,223,261.50	
		GT CAPITAL HOLDINGS INC	40,174	870.00	34,951,380.00	
		METRO PACIFIC INVESTMENTS CO	4,951,000	5.15	25,497,650.00	
		GLOBE TELECOM INC	40,960	2,120.00	86,835,200.00	
		ABOITIZ POWER CORP	846,400	36.60	30,978,240.00	
AYALA LAND LTD	4,556,700	41.85	190,697,895.00			

	MEGAWORLD CORP	5,333,800	4.30	22,935,340.00	
	SM PRIME HLDGS	4,188,775	36.50	152,890,287.50	
	小計 銘柄数：23			1,276,765,845.50	
				(2,642,905,300)	
	組入時価比率：99.1%			100.0%	
合計				2,642,905,300	
				(2,642,905,300)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2018年9月12日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

野村マネー マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

(2018年 9月12日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	2,707,614,158
地方債証券	724,083,743
特殊債券	3,352,577,134
社債券	2,411,089,033
コマーシャル・ペーパー	5,099,998,867
未収利息	9,105,697
前払費用	4,401,910
流動資産合計	14,308,870,542
資産合計	14,308,870,542
負債の部	
流動負債	
未払金	705,008,504
未払利息	4,892
流動負債合計	705,013,396
負債合計	705,013,396
純資産の部	
元本等	
元本	13,328,642,018
剰余金	

(2018年 9月12日現在)

期末剰余金又は期末欠損金（ ）	275,215,128
元本等合計	13,603,857,146
純資産合計	13,603,857,146
負債純資産合計	14,308,870,542

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 コマーシャル・ペーパー 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2018年 9月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0206円
(10,000口当たり純資産額)	(10,206円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2017年 9月13日 至 2018年 9月12日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2018年 9月12日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	
地方債証券、特殊債券、社債券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
コマーシャル・ペーパー	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており	
ます。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2018年 9月12日現在	
期首	2017年 9月13日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	16,849,126,609円
同期中における追加設定元本額	3,412,334,361円
同期中における一部解約元本額	6,932,818,952円
期末元本額	13,328,642,018円
期末元本額の内訳*	
野村米国ハイ・イールド債券投信(マネープールファンド)年2回決算型	21,108,661円
野村新中国株投資 マネープール・ファンド	12,129,411円
野村日本ブランド株投資(マネープールファンド)年2回決算型	261,753,984円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(マネープールファンド)年2回決算型	6,950,162円
野村ピクテ・ヘルスケア マネープール・ファンド	3,546,551円
野村・グリーン・テクノロジー マネープール・ファンド	1,019,915円
野村新興国消費関連株投信 マネープール・ファンド	5,061,963円
野村世界業種別投資シリーズ(マネープール・ファンド)	12,999,332円
ノムラ・アジア・シリーズ(マネープール・ファンド)	84,442,944円
野村新エマージング債券投信(マネープールファンド)年2回決算型	11,360,223円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(マネープールファンド)年2回決算型	1,230,043円
野村グローバルC B投信(マネープールファンド)年2回決算型	3,825,143円

野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信(マネープールファンド)年2回決算型	13,341,293円
ネクストコア	19,922,154円
野村世界高金利通貨投信	151,953,753円
野村新世界高金利通貨投信	982,608円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド(欧州通貨コース)	982,609円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド(円コース)	982,609円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド(豪ドルコース)	982,609円
野村米国ハイ・イールド債券投信(円コース)毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信(米ドルコース)毎月分配型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信(ユーロコース)毎月分配型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルリアルコース)毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信(トルコリラコース)毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信(円コース)年2回決算型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信(米ドルコース)年2回決算型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信(ユーロコース)年2回決算型	9,826円
野村米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)年2回決算型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルリアルコース)年2回決算型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)年2回決算型	98,260円
野村米国ハイ・イールド債券投信(トルコリラコース)年2回決算型	98,261円
野村日本ブランド株投資(円コース)毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資(豪ドルコース)毎月分配型	982,608円
野村日本ブランド株投資(ブラジルリアルコース)毎月分配型	982,608円
野村日本ブランド株投資(南アフリカランドコース)毎月分配型	98,261円
野村日本ブランド株投資(トルコリラコース)毎月分配型	982,607円
野村日本ブランド株投資(円コース)年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資(豪ドルコース)年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資(ブラジルリアルコース)年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資(南アフリカランドコース)年2回決算型	98,260円
野村日本ブランド株投資(トルコリラコース)年2回決算型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(円コース)毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルリアルコース)毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(トルコリラコース)毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(円コース)年2回決算型	98,261円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)年2回決算型	98,260円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルリアルコース)年2回決算型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)年2回決算型	98,261円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(トルコリラコース)年2回決算型	98,260円
野村PIMCO・グローバル・アドバンテージ債券投信 Aコース	982,608円
野村PIMCO・グローバル・アドバンテージ債券投信 Bコース	98,260円
野村新エマージング債券投信(円コース)毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信(米ドルコース)毎月分配型	98,261円
野村新エマージング債券投信(豪ドルコース)毎月分配型	982,607円
野村新エマージング債券投信(ブラジルリアルコース)毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信(南アフリカランドコース)毎月分配型	98,261円

野村新エマージング債券投信(中国元コース)毎月分配型	982,607円
野村新エマージング債券投信(インドネシアルピアコース)毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信(円コース)年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信(米ドルコース)年2回決算型	98,261円
野村新エマージング債券投信(豪ドルコース)年2回決算型	98,260円
野村新エマージング債券投信(ブラジルリアルコース)年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信(南アフリカランドコース)年2回決算型	9,826円
野村新エマージング債券投信(中国元コース)年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信(インドネシアルピアコース)年2回決算型	98,261円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(円コース)毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(資源国通貨コース)毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(アジア通貨コース)毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(円コース)年2回決算型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(資源国通貨コース)年2回決算型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(アジア通貨コース)年2回決算型	984,834円
野村高金利国際機関債投信(毎月分配型)	49,354,623円
野村アジアC B投信(毎月分配型)	982,608円
野村グローバルC B投信(円コース)毎月分配型	984,543円
野村グローバルC B投信(資源国通貨コース)毎月分配型	984,543円
野村グローバルC B投信(アジア通貨コース)毎月分配型	984,543円
野村グローバルC B投信(円コース)年2回決算型	984,543円
野村グローバルC B投信(資源国通貨コース)年2回決算型	984,543円
野村グローバルC B投信(アジア通貨コース)年2回決算型	984,543円
ノムラ新興国債券ファンズ(野村SMA向け)	10,000円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信(円コース)毎月分配型	984,252円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信(米ドルコース)毎月分配型	98,261円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信(豪ドルコース)毎月分配型	984,252円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信(ブラジルリアルコース)毎月分配型	984,252円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信(円コース)年2回決算型	984,252円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信(米ドルコース)年2回決算型	98,261円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信(豪ドルコース)年2回決算型	984,252円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信(ブラジルリアルコース)年2回決算型	984,252円
野村日本ブランド株投資(資源国通貨コース)毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資(アジア通貨コース)毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資(資源国通貨コース)年2回決算型	982,609円
野村日本ブランド株投資(アジア通貨コース)年2回決算型	982,609円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(円コース)毎月分配型	982,607円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(資源国通貨コース)毎月分配型	982,607円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(アジア通貨コース)毎月分配型	982,608円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(円コース)年2回決算型	98,261円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(資源国通貨コース)年2回決算型	98,261円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(アジア通貨コース)年2回決算型	98,261円
野村米国ブランド株投資(円コース)毎月分配型	98,261円
野村米国ブランド株投資(資源国通貨コース)毎月分配型	983,768円
野村米国ブランド株投資(アジア通貨コース)毎月分配型	983,768円
野村米国ブランド株投資(円コース)年2回決算型	983,768円
野村米国ブランド株投資(資源国通貨コース)年2回決算型	983,768円
野村米国ブランド株投資(アジア通貨コース)年2回決算型	983,768円

ノムラ・グローバルトレンド(円コース)毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド(資源国通貨コース)毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド(アジア通貨コース)毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド(円コース)年2回決算型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド(資源国通貨コース)年2回決算型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド(アジア通貨コース)年2回決算型	983,672円
野村テンプレトン・トータル・リターン Aコース	983,381円
野村テンプレトン・トータル・リターン Bコース	98,261円
野村テンプレトン・トータル・リターン Cコース	983,381円
野村テンプレトン・トータル・リターン Dコース	983,381円
野村米国ハイ・イールド債券投信(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,609円
野村米国ハイ・イールド債券投信(通貨セレクトコース)年2回決算型	98,262円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,609円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信(通貨セレクトコース)年2回決算型	98,261円
野村グローバル高配当株プレミアム(円コース)毎月分配型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム(通貨セレクトコース)毎月分配型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム(円コース)年2回決算型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム(通貨セレクトコース)年2回決算型	983,091円
野村アジアハイ・イールド債券投信(円コース)毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信(アジア通貨セレクトコース)毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信(円コース)年2回決算型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信(通貨セレクトコース)年2回決算型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信(アジア通貨セレクトコース)年2回決算型	982,898円
野村豪ドル債オープン・プレミアム毎月分配型	982,801円
野村豪ドル債オープン・プレミアム年2回決算型	491,401円
野村グローバルREITプレミアム(円コース)毎月分配型	982,608円
野村グローバルREITプレミアム(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,608円
野村グローバルREITプレミアム(円コース)年2回決算型	982,608円
野村グローバルREITプレミアム(通貨セレクトコース)年2回決算型	982,608円
野村日本高配当株プレミアム(円コース)毎月分配型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム(円コース)年2回決算型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム(通貨セレクトコース)年2回決算型	982,415円
野村高配当インフラ関連株プレミアム(円コース)毎月分配型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム(通貨セレクトコース)毎月分配型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム(円コース)年2回決算型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム(通貨セレクトコース)年2回決算型	982,029円
野村カルミニャック・ファンド Aコース	981,547円
野村カルミニャック・ファンド Bコース	981,547円
野村通貨選択日本株投信(米ドルコース)毎月分配型	981,451円
野村通貨選択日本株投信(ユーロコース)毎月分配型	1,963円
野村通貨選択日本株投信(豪ドルコース)毎月分配型	457,265円
野村通貨選択日本株投信(ブラジルリアルコース)毎月分配型	981,451円
野村通貨選択日本株投信(トルコリラコース)毎月分配型	123,377円
野村通貨選択日本株投信(メキシコペソコース)毎月分配型	981,451円
野村通貨選択日本株投信(中国元コース)毎月分配型	58,906円
野村通貨選択日本株投信(インドネシアルピアコース)毎月分配型	80,956円

野村通貨選択日本株投信(インドルピーコース)毎月分配型	568,479円
野村通貨選択日本株投信(ロシアルーブルコース)毎月分配型	48,092円
野村通貨選択日本株投信(米ドルコース)年2回決算型	981,451円
野村通貨選択日本株投信(ユーロコース)年2回決算型	4,908円
野村通貨選択日本株投信(豪ドルコース)年2回決算型	434,099円
野村通貨選択日本株投信(ブラジルリアルコース)年2回決算型	406,687円
野村通貨選択日本株投信(トルコリラコース)年2回決算型	52,622円
野村通貨選択日本株投信(メキシコペソコース)年2回決算型	981,451円
野村通貨選択日本株投信(中国元コース)年2回決算型	57,201円
野村通貨選択日本株投信(インドネシアルピアコース)年2回決算型	36,702円
野村通貨選択日本株投信(インドルピーコース)年2回決算型	220,902円
野村通貨選択日本株投信(ロシアルーブルコース)年2回決算型	13,741円
野村エマージング債券プレミアム毎月分配型	981,451円
野村エマージング債券プレミアム年2回決算型	981,451円
ノムラ THE USA Aコース	981,258円
ノムラ THE USA Bコース	981,258円
ノムラ THE EUROPE Aコース	98,117円
ノムラ THE EUROPE Bコース	98,117円
米国変動好金利ファンド Aコース	2,952,997円
米国変動好金利ファンド Bコース	981,066円
野村日本ブランド株投資(米ドルコース)毎月分配型	9,809円
野村日本ブランド株投資(メキシコペソコース)毎月分配型	9,809円
野村日本ブランド株投資(米ドルコース)年2回決算型	9,809円
野村日本ブランド株投資(メキシコペソコース)年2回決算型	9,809円
野村アジアハイ・イールド債券投信(米ドルコース)毎月分配型	9,808円
野村アジアハイ・イールド債券投信(米ドルコース)年2回決算型	9,808円
野村米国ハイ・イールド債券投信(メキシコペソコース)毎月分配型	9,808円
野村米国ハイ・イールド債券投信(メキシコペソコース)年2回決算型	9,808円
野村米国ブランド株投資(米ドルコース)毎月分配型	9,807円
野村米国ブランド株投資(米ドルコース)年2回決算型	9,807円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(米ドルコース)毎月分配型	9,807円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(米ドルコース)年2回決算型	9,807円
野村グローバルボンド投信 Aコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Bコース	980,489円
野村グローバルボンド投信 Cコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Dコース	980,489円
野村グローバルボンド投信 Eコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Fコース	980,489円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(米ドルコース)毎月分配型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(メキシコペソコース)毎月分配型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(米ドルコース)年2回決算型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(メキシコペソコース)年2回決算型	9,805円
野村高配当インフラ関連株ファンド(円コース)毎月分配型	9,803円
野村高配当インフラ関連株ファンド(米ドルコース)毎月分配型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド(通貨セレクトコース)毎月分配型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド(円コース)年2回決算型	9,803円
野村高配当インフラ関連株ファンド(米ドルコース)年2回決算型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド(通貨セレクトコース)年2回決算型	9,803円

野村新興国高配当株トリプルウイング ブラジルリアル毎月分配型	9,803円
ピムコ・世界インカム戦略ファンド(円コース)	9,803円
ピムコ・世界インカム戦略ファンド(米ドルコース)	9,803円
ピムコ・世界インカム戦略ファンド(世界通貨分散コース)	9,803円
ノムラ新興国債券ファンズ(野村SMA・EW向け)	9,801円
野村ブルーベイ・トータルリターンファンド(野村SMA・EW向け)	9,801円
ノムラ THE ASIA Aコース	97,992円
ノムラ THE ASIA Bコース	979,912円
グローバル・ストック Aコース	97,953円
グローバル・ストック Bコース	979,528円
グローバル・ストック Cコース	97,953円
グローバル・ストック Dコース	979,528円
野村グローバル・クオリティ・グロース Aコース(野村SMA・EW向け)	9,794円
野村グローバル・クオリティ・グロース Bコース(野村SMA・EW向け)	9,794円
野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Aコース(野村SMA・EW向け)	9,794円
野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Bコース(野村SMA・EW向け)	9,794円
野村ファンドラップ債券プレミア	9,795円
野村ファンドラップオルタナティブプレミア	9,795円
野村PIMCO米国投資適格債券戦略ファンド(為替ヘッジあり)毎月分配型	9,797円
野村PIMCO米国投資適格債券戦略ファンド(為替ヘッジあり)年2回決算型	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Aコース	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Bコース	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Cコース	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Dコース	9,797円
第1回 野村短期公社債ファンド	3,037,421円
第2回 野村短期公社債ファンド	3,919,169円
第3回 野村短期公社債ファンド	1,371,897円
第4回 野村短期公社債ファンド	1,077,981円
第5回 野村短期公社債ファンド	1,959,729円
第6回 野村短期公社債ファンド	1,077,981円
第7回 野村短期公社債ファンド	686,093円
第8回 野村短期公社債ファンド	98,261円
第9回 野村短期公社債ファンド	5,094,831円
第10回 野村短期公社債ファンド	1,959,728円
第11回 野村短期公社債ファンド	1,861,757円
第12回 野村短期公社債ファンド	6,664,982円
ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド30(非課税適格機関投資家専用)	5,423,785,404円
野村日経225 ショート・ファンド(適格機関投資家専用)	120,493,731円
ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド50(適格機関投資家転売制限付)	3,324,627,145円
野村日経225ターゲット(公社債運用移行型)Zプライス(適格機関投資家専用)	389,222,673円
野村日経225ターゲット(公社債運用移行型)Dプライス(適格機関投資家専用)	3,161,244,481円
野村DC運用戦略ファンド	85,180,134円
野村DCテンプレートン・トータル・リターン Aコース	9,818円
野村DCテンプレートン・トータル・リターン Bコース	9,818円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	7,492,405円

* は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2018年9月12日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2018年9月12日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
地方債証券	日本円	神奈川県 公募第158回	30,000,000	30,122,068	
		大阪府 公募第322回	252,000,000	253,533,852	
		大阪府 公募(5年)第100回	300,000,000	300,165,840	
		名古屋市 公募(5年)第19回	100,000,000	100,094,920	
		横浜市 公募公債平成20年度5回	40,000,000	40,167,063	
	小計	銘柄数:5 組入時価比率:5.3%	722,000,000	724,083,743	6.2%
	合計			724,083,743	
特殊債券	日本円	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第44回	130,000,000	130,566,782	
		地方公営企業等金融機構債券 政府保証第1回	110,000,000	110,157,295	
		日本政策金融公庫債券 政府保証第27回	60,000,000	60,232,941	
		日本学生支援債券 財投機関債第46回	100,000,000	100,007,000	
		農林債券 利付第762回い号	700,000,000	700,436,253	
		農林債券 利付第763回い号	200,000,000	200,173,000	
		しんきん中金債券 利付第287回	450,000,000	450,187,393	
		しんきん中金債券 利付第288回	600,000,000	600,381,556	
		中日本高速道路債券 財投機関債第5回	1,000,000,000	1,000,434,914	
	小計	銘柄数:9 組入時価比率:24.6%	3,350,000,000	3,352,577,134	28.9%
	合計			3,352,577,134	

社債券	日本円	トヨタ自動車 第8回社債間限定同等特約付	100,000,000	100,540,953	
		みずほ銀行 第35回特定社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,210,600	
		住友不動産 第91回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,044,182	
		N T T ドコモ 第17回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,087,884	
		中部電力 第426回	500,000,000	504,937,008	
		関西電力 第469回	400,000,000	400,778,558	
		北海道電力 第265回	300,000,000	301,664,576	
		N T T デ - タ 第22回社債間限定同順位特約付	600,000,000	602,825,272	
		小計	銘柄数：8 組入時価比率：17.7%	2,400,000,000	2,411,089,033
	合計			2,411,089,033	
コマーシャル・ペーパー	日本円	ホンダファイナンス	500,000,000	500,000,039	
		ホンダファイナンス	500,000,000	500,002,052	
		三井住友F & L	200,000,000	199,999,944	
		三井住友F & L	200,000,000	199,999,832	
		三井住友F & L	200,000,000	199,999,720	
		三井住友F & L	100,000,000	99,999,524	
		三井住友F & L	200,000,000	199,998,600	
		三井住友F & L	200,000,000	199,998,504	
		三菱UFJニコス	1,000,000,000	1,000,000,195	
		三菱商事	1,000,000,000	1,000,000,014	
		阪急阪神HD	1,000,000,000	1,000,000,443	
		小計	銘柄数：11 組入時価比率：37.5%	5,100,000,000	5,099,998,867
	合計			5,099,998,867	
合計			11,587,748,777		

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）

2018年10月31日現在

資産総額	91,190,243,504円
負債総額	701,109,889円
純資産総額（ - ）	90,489,133,615円
発行済口数	48,594,487,506口
1口当たり純資産額（ / ）	1.8621円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス）

2018年10月31日現在

資産総額	202,918,855円
負債総額	636,229円
純資産総額（ - ）	202,282,626円
発行済口数	183,773,571口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1007円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス）

2018年10月31日現在

資産総額	80,019,022円
負債総額	218,375円
純資産総額（ - ）	79,800,647円
発行済口数	54,098,251口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4751円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

2018年10月31日現在

資産総額	1,312,301,054円
負債総額	3,409,688円
純資産総額（ - ）	1,308,891,366円
発行済口数	968,962,281口
1口当たり純資産額（ / ）	1.3508円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

2018年10月31日現在

資産総額	238,790,654円
負債総額	562,182円
純資産総額（ - ）	238,228,472円
発行済口数	173,107,278口
1口当たり純資産額（ / ）	1.3762円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

2018年10月31日現在

資産総額	4,543,025,907円
負債総額	13,050,525円
純資産総額（ - ）	4,529,975,382円
発行済口数	3,884,564,403口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1661円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

2018年10月31日現在

資産総額	1,049,627,550円
負債総額	2,803,085円
純資産総額（ - ）	1,046,824,465円
発行済口数	631,844,511口
1口当たり純資産額（ / ）	1.6568円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

2018年10月31日現在

資産総額	2,394,459,505円
負債総額	6,124,026円
純資産総額（ - ）	2,388,335,479円
発行済口数	1,439,365,374口
1口当たり純資産額（ / ）	1.6593円

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

2018年10月31日現在

資産総額	71,076,465円
負債総額	2,604円
純資産総額（ - ）	71,073,861円
発行済口数	71,029,471口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0006円

（参考）野村インド株マザーファンド

2018年10月31日現在

資産総額	91,950,532,472円
負債総額	2,092円
純資産総額（ - ）	91,950,530,380円
発行済口数	32,763,529,805口
1口当たり純資産額（ / ）	2.8065円

（参考）野村韓国株マザーファンド

2018年10月31日現在

資産総額	201,562,953円
負債総額	14円
純資産総額（ - ）	201,562,939円
発行済口数	116,608,739口
1口当たり純資産額（ / ）	1.7285円

（参考）野村台湾株マザーファンド

2018年10月31日現在

資産総額	79,640,983円
負債総額	1円
純資産総額（ - ）	79,640,982円
発行済口数	40,598,552口
1口当たり純資産額（ / ）	1.9617円

（参考）野村アセアン株マザーファンド

2018年10月31日現在

資産総額	1,318,660,755円
------	----------------

負債総額	12,403,821円
純資産総額（ - ）	1,306,256,934円
発行済口数	700,493,805口
1口当たり純資産額（ / ）	1.8648円

（参考）野村豪州株マザーファンド

2018年10月31日現在

資産総額	237,757,749円
負債総額	1円
純資産総額（ - ）	237,757,748円
発行済口数	137,682,707口
1口当たり純資産額（ / ）	1.7269円

（参考）野村インドネシア株マザーファンド

2018年10月31日現在

資産総額	4,521,036,585円
負債総額	58円
純資産総額（ - ）	4,521,036,527円
発行済口数	3,181,998,192口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4208円

（参考）野村タイ株マザーファンド

2018年10月31日現在

資産総額	1,044,750,239円
負債総額	18円
純資産総額（ - ）	1,044,750,221円
発行済口数	493,851,587口
1口当たり純資産額（ / ）	2.1155円

（参考）野村フィリピン株マザーファンド

2018年10月31日現在

資産総額	2,383,507,184円
負債総額	38円
純資産総額（ - ）	2,383,507,146円
発行済口数	1,049,045,837口

1口当たり純資産額（ / ）	2.2721円
----------------	---------

（参考）野村マネー マザーファンド

2018年10月31日現在

資産総額	13,584,861,413円
負債総額	50,051,251円
純資産総額（ - ）	13,534,810,162円
発行済口数	13,261,339,367口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0206円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2018年10月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間にける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は指名委員会等設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役3名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2018年9月28日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
----	----	------------

追加型株式投資信託	1,018	28,181,711
単位型株式投資信託	130	687,711
追加型公社債投資信託	14	5,486,753
単位型公社債投資信託	401	1,760,275
合計	1,563	36,116,450

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2017年4月1日から2018年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度	当事業年度
		(2017年3月31日)	(2018年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金		127	919
金銭の信託		52,247	47,936
有価証券		15,700	22,600
前払金		33	0
前払費用		2	26
未収入金		495	464
未収委託者報酬		16,287	24,059
未収運用受託報酬		7,481	6,764
繰延税金資産		1,661	2,111
その他		42	181
貸倒引当金		11	15
流動資産計		94,066	105,048
固定資産			
有形固定資産			
建物	2	377	348
器具備品	2	624	525
無形固定資産			
ソフトウェア		7,184	7,156

その他		0		0
投資その他の資産			13,165	13,825
投資有価証券		1,233		1,184
関係会社株式		8,124		9,033
従業員長期貸付金		-		36
長期差入保証金		44		54
長期前払費用		37		36
前払年金費用		2,594		2,350
繰延税金資産		960		962
その他		170		168
貸倒引当金		-		0
固定資産計			21,353	21,857
資産合計			115,419	126,906

区分	注記 番号	前事業年度 (2017年3月31日)		当事業年度 (2018年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			98		133
未払金	1		10,401		17,853
未払収益分配金		1		1	
未払償還金		31		31	
未払手数料		5,242		7,884	
関係会社未払金		4,438		7,930	
その他未払金		687		2,005	
未払費用	1		9,461		12,441
未払法人税等			714		2,241
前受収益			39		33
賞与引当金			4,339		4,626
流動負債計			25,055		37,329
固定負債					
退職給付引当金			2,947		2,938
時効後支払損引当金			538		548
固定負債計			3,485		3,486
負債合計			28,540		40,816
(純資産の部)					
株主資本			86,837		86,078
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			55,927		55,168
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		55,242		54,483	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		30,635		29,876	
評価・換算差額等			41		11
その他有価証券評価差額金			41		11
純資産合計			86,878		86,090

負債・純資産合計		115,419	126,906
----------	--	---------	---------

(2)【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度	当事業年度
		(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
営業収益			
委託者報酬		96,594	115,907
運用受託報酬		28,466	26,200
その他営業収益		266	338
営業収益計		125,327	142,447
営業費用			
支払手数料		39,785	45,252
広告宣伝費		1,011	1,079
公告費		0	0
調査費		26,758	30,516
調査費		5,095	5,830
委託調査費		21,662	24,685
委託計算費		1,290	1,376
営業雑経費		4,408	5,464
通信費		162	125
印刷費		940	966
協会費		76	79
諸経費		3,228	4,293
営業費用計		73,254	83,689
一般管理費			
給料		11,269	11,716
役員報酬	2	301	425
給料・手当		6,923	6,856
賞与		4,044	4,433
交際費		126	132
旅費交通費		469	482
租税公課		898	1,107
不動産賃借料		1,222	1,221
退職給付費用		1,223	1,119
固定資産減価償却費		2,730	2,706
諸経費		8,118	9,122
一般管理費計		26,059	27,609
営業利益		26,012	31,148

区分	注記 番号	前事業年度	当事業年度
		(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)

営業外収益					
受取配当金	1	7,397		4,031	
受取利息		0		4	
金銭の信託運用益		684		-	
その他		379		362	
営業外収益計			8,461		4,398
営業外費用					
支払利息		17		2	
金銭の信託運用損		-		312	
時効後支払損引当金繰入額		16		13	
為替差損		33		46	
その他		9		31	
営業外費用計			77		405
經常利益			34,397		35,141
特別利益					
投資有価証券等売却益		26		20	
関係会社清算益		41		-	
株式報酬受入益		59		75	
特別利益計			126		95
特別損失					
投資有価証券等評価損		6		2	
固定資産除却損	3	9		58	
特別損失計			15		60
税引前当期純利益			34,507		35,176
法人税、住民税及び事業税			7,147		10,775
法人税等調整額			1,722		439
当期純利益			25,637		24,840

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主 資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	43,405	68,696	99,606
当期変動額									
剰余金の配当							38,407	38,407	38,407
当期純利益							25,637	25,637	25,637

株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	12,769	12,769	12,769
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,635	55,927	86,837

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	5,349	5,349	104,956
当期変動額			
剰余金の配当			38,407
当期純利益			25,637
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	5,308	5,308	5,308
当期変動額合計	5,308	5,308	18,078
当期末残高	41	41	86,878

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主 資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金			
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
						別途 積立金	繰 越 利益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,635	55,927	86,837
当期変動額									
剰余金の配当							25,598	25,598	25,598
当期純利益							24,840	24,840	24,840
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	758	758	758
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	41	41	86,878
当期変動額			
剰余金の配当			25,598
当期純利益			24,840
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	29	29	29
当期変動額合計	29	29	788
当期末残高	11	11	86,090

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの ... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの ... 移動平均法による原価法</p>								
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法								
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>建物</td> <td>38～50年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>8～15年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年
建物	38～50年								
附属設備	8～15年								
構築物	20年								
器具備品	4～15年								
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p>								

<p>5. 消費税等の会計処理方法</p> <p>6. 連結納税制度の適用</p>	<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理していません。</p> <p>連結納税制度を適用しております。</p>
---	---

【未適用の会計基準等】

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日）

日)

(1) 概要

個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いが見直され、また（分類1）に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの明確化が行われております。

(2) 適用予定日

2019年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

[表示方法の変更に関する注記]

(貸借対照表)

前事業年度において、流動負債の「その他未払金」に含めて表示していた「関係会社未払金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「その他未払金」に表示していた4,438百万円は、「関係会社未払金」4,438百万円として組み替えております。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (2017年3月31日)	当事業年度末 (2018年3月31日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 938百万円	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 1,781百万円
2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 681百万円 器具備品 3,331 合計 4,013	2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 708百万円 器具備品 3,491 合計 4,200

損益計算書関係

前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するもの は、次のとおりであります。 受取配当金 5,252百万円 支払利息 17	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するもの は、次のとおりであります。 受取配当金 4,026百万円 支払利息 2
2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されてお ります。	2. 役員報酬の範囲額 (同左)

3. 固定資産除却損		3. 固定資産除却損	
建物	-百万円	建物	4百万円
器具備品	0	器具備品	0
ソフトウェア	9	ソフトウェア	53
ア		ア	
合計	9	合計	58

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2016年5月13日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 34,973百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 6,790円

基準日 2016年3月31日

効力発生日 2016年6月24日

配当財産が金銭以外である場合における当該財産の総額

2016年10月27日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当財産の種類 株式会社野村総合研究所の株式

配当財産の帳簿価額 3,064百万円

1株当たり配当額 594円87銭

効力発生日 2016年10月27日

配当財産の種類 株式会社ジャフコの株式

配当財産の帳簿価額 282百万円

1株当たり配当額 54円93銭

効力発生日 2016年10月27日

配当財産の種類 朝日火災海上保険株式会社の株式

配当財産の帳簿価額 87百万円

1株当たり配当額 16円89銭

効力発生日 2016年10月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2017年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,598百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,970円
基準日	2017年3月31日
効力発生日	2017年6月23日

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2017年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,598百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,970円
基準日	2017年3月31日
効力発生日	2017年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,826百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,820円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月25日

金融商品関係

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自らが運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2017年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	127	127	-
(2)金銭の信託	52,247	52,247	-
(3)未収委託者報酬	16,287	16,287	-
(4)未収運用受託報酬	7,481	7,481	-
(5)有価証券及び投資有価証券	15,700	15,700	-
その他有価証券	15,700	15,700	-
資産計	91,843	91,843	-
(6)未払金	10,401	10,401	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	5,242	5,242	-
関係会社未払金	4,438	4,438	-
その他未払金	687	687	-
(7)未払費用	9,461	9,461	-
(8)未払法人税等	714	714	-

負債計	20,578	20,578	-
-----	--------	--------	---

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,233百万円、関係会社株式8,124百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	127	-	-	-
金銭の信託	52,247	-	-	-
未収委託者報酬	16,287	-	-	-
未収運用受託報酬	7,481	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	15,700	-	-	-

合計	91,843	-	-	-
----	--------	---	---	---

当事業年度（自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年 3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
--	----------	----	----

(1)現金・預金	919	919	-
(2)金銭の信託	47,936	47,936	-
(3)未収委託者報酬	24,059	24,059	-
(4)未収運用受託報酬	6,764	6,764	-
(5)有価証券及び投資有価証券	22,600	22,600	-
其他有価証券	22,600	22,600	-
資産計	102,279	102,279	-
(6)未払金	17,853	17,853	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	7,884	7,884	-
関係会社未払金	7,930	7,930	-
その他未払金	2,005	2,005	-
(7)未払費用	12,441	12,441	-
(8)未払法人税等	2,241	2,241	-
負債計	32,536	32,536	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

 其他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており

ます。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,184百万円、関係会社株式9,033百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	919	-	-	-
金銭の信託	47,936	-	-	-
未収委託者報酬	24,059	-	-	-
未収運用受託報酬	6,764	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	22,600	-	-	-
合計	102,279	-	-	-

有価証券関係

前事業年度（自 2016年 4月 1日 至 2017年 3月 31日）

1．売買目的有価証券(2017年 3月 31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2017年 3月 31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2017年 3月 31日)

該当事項はありません。

4．その他有価証券(2017年 3月 31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 譲渡性預金	15,700	15,700	-
小計	15,700	15,700	-

合計	15,700	15,700	-
----	--------	--------	---

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1．売買目的有価証券(2018年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2018年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2018年3月31日)

該当事項はありません。

4．その他有価証券(2018年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	22,600	22,600	-
小計	22,600	22,600	-
合計	22,600	22,600	-

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

退職給付関係

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
1．採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。
2．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	18,692 百万円
勤務費用	889
利息費用	125
数理計算上の差異の発生額	464
退職給付の支払額	634
その他	8
退職給付債務の期末残高	19,546
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	15,764 百万円
期待運用収益	394
数理計算上の差異の発生額	468
事業主からの拠出額	507
退職給付の支払額	562
年金資産の期末残高	16,572
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	16,578 百万円
年金資産	16,572
	5
非積立型制度の退職給付債務	2,967
未積立退職給付債務	2,973
未認識数理計算上の差異	2,992
未認識過去勤務費用	371
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	352
退職給付引当金	2,947
前払年金費用	2,594
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	352
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	889 百万円
利息費用	125
期待運用収益	394
数理計算上の差異の費用処理額	412
過去勤務費用の費用処理額	40
確定給付制度に係る退職給付費用	993
(5) 年金資産に関する事項	
年金資産の主な内容	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。	
債券	49%
株式	39%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%
長期期待運用収益率の設定方法	
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。	
(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項	
当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎	
確定給付型企業年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.6%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、195百万円でした。

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	19,546 百万円
勤務費用	929
利息費用	167
数理計算上の差異の発生額	1,415
退職給付の支払額	660
その他	0
退職給付債務の期末残高	21,398

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	16,572 百万円
期待運用収益	414
数理計算上の差異の発生額	395
事業主からの拠出額	510
退職給付の支払額	518
年金資産の期末残高	17,373

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	18,163 百万円
年金資産	17,373
	790
非積立型制度の退職給付債務	3,235
未積立退職給付債務	4,025
未認識数理計算上の差異	3,768
未認識過去勤務費用	331
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588
退職給付引当金	2,938
前払年金費用	2,350
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	929 百万円
利息費用	167
期待運用収益	414
数理計算上の差異の費用処理額	244
過去勤務費用の費用処理額	40
確定給付制度に係る退職給付費用	887

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、195百万円でした。

税効果会計関係

前事業年度末 (2017年3月31日)	当事業年度末 (2018年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産 百万円	繰延税金資産 百万円
賞与引当金 1,345	賞与引当金 1,434
退職給付引当金 913	退職給付引当金 910
投資有価証券評価減 417	投資有価証券評価減 417
未払事業税 110	未払事業税 409
関係会社株式評価減 247	関係会社株式評価減 247
ゴルフ会員権評価減 212	ゴルフ会員権評価減 207
減価償却超過額 171	減価償却超過額 171
時効後支払損引当金 166	時効後支払損引当金 169
子会社株式売却損 148	子会社株式売却損 148
未払子会社役務提供費用 -	未払子会社役務提供費用 121
未払社会保険料 85	未払社会保険料 107
関係会社株式譲渡益 88	関係会社株式譲渡益 -
その他 274	その他 197
繰延税金資産小計 4,183	繰延税金資産小計 4,543
評価性引当額 739	評価性引当額 735
繰延税金資産合計 3,444	繰延税金資産合計 3,808
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金 18	その他有価証券評価差額金 5
前払年金費用 804	前払年金費用 728
繰延税金負債合計 822	繰延税金負債合計 733
繰延税金資産の純額 2,621	繰延税金資産の純額 3,074
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 31.0%	法定実効税率 31.0%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目 0.1%	交際費等永久に損金に算入されない項目 0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目 6.2%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 3.4%
タックスヘイブン税制 0.7%	タックスヘイブン税制 1.8%
外国税額控除 0.2%	外国税額控除 0.2%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 0.5%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 0.3%
その他 0.2%	その他 0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 25.7%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 29.3%

セグメント情報等

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	24,500	短期借入金	-
							資金の返済	24,500		
							借入金利息の支払	17	未払費用	-

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	-	サービス・製品の購入	自社利用ソフトウェア開発の委託等(*2)	787	未払費用	-

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代 hands 手数料の支払(*3)	33,019	未払手数料	4,486

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。なお、株式会社野村総合研究所は、2016年10月27日より関連当事者に該当しないこととなったため、取引金額は関連当事者であった期間について、期末残高は関連当事者でなくなった時点について記載しております。

(*3) 投資信託に係る事務代 hands 手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借 及び購入等 役員の兼任	資金の借入 (*1)	3,000	短期借入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息 の支払	2	未払費用	-

(イ) 子会社等

該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託 の募集の取扱 及び売上の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*2)	37,482	未払手数料	6,691

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、

ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

1株当たり情報

前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)		当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,867円41銭	1株当たり純資産額	16,714円33銭
1株当たり当期純利益	4,977円49銭	1株当たり当期純利益	4,822円68銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	25,637百万円	損益計算書上の当期純利益	24,840百万円
普通株式に係る当期純利益	25,637百万円	普通株式に係る当期純利益	24,840百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません。	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

【重要な後発事象】

当社は、2018年4月6日付で、香港の金融持株会社である8 Limited(エイト・リミテッド、以下「エイト・リミテッド」)の株式の14.9%を取得するとともに、同社の子会社であったエイト証券株式会社(以下「エイト証券」)の株式の78.3%を取得しました。当社のエイト・リミテッド及びエイト証券に対する出資額は、それぞれ約11億円及び約16億円であり、いずれも4月上旬に払込みを行っております。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証

券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

* 2018年9月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

* 2018年9月末現在

(3)投資顧問会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)	SG\$2,800,000	シンガポールの証券先物法(The Securities & Futures Act)及び関連する諸法令に基づき、投資助言、資産運用業務を営んでいます。
Samsung Active Asset Management Co., Ltd. (サムスン アクティブ アセット マネジメント カンパニー リミテッド)	KRW 30,000,000,000 ^{**}	韓国において投資顧問業および投資信託業務を行なっています。

* 2018年9月末現在

* * 2017年12月末現在

2【関係業務の概要】

(1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行いません。

(2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行いません。

(3)投資顧問会社

委託会社から各マザーファンド（「野村マネー マザーファンド」を除く）の運用の指図に関する権限の一部委託を受け、信託財産の運用の指図を行いません。

3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(3)投資顧問会社

委託会社と投資顧問会社の主な資本関係は次の通りです。

委託会社は、NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)の株式の100.0%を所有しています。

第3【その他】

(1)目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。

(2)目論見書の巻末に約款を掲載する場合があります。

(3)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

(4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

(5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。

(6)目論見書の表紙裏等にインターネットホームページに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレス

をコード化した図形等も含む)も掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載する場合があります。

(7)目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。

(8)目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載する場合があります。

独立監査人の監査報告書

2018年6月5日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 重 俊 寛指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻 井 雄 一 郎指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津 村 健 二 郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第59期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2018年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2018年4月6日付でエイト・リミテッドの株式を取得するとともに、同社の子会社であったエイト証券株式会社の株式を取得している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2018年11月9日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 森 重俊寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）の2017年9月13日から2018年9月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）の2018年9月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2018年11月9日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 重俊寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス）の2017年9月13日から2018年9月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・韓国・フォーカス）の2018年9月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2018年11月9日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 重俊寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス）の2017年9月13日から2018年9月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・台湾・フォーカス）の2018年9月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2018年11月9日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 森 重俊寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）の2017年9月13日から2018年9月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）の2018年9月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2018年11月9日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 森 重俊寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）の2017年9月13日から2018年9月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）の2018年9月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2018年11月9日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 森 重俊寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）の2017年9月13日から2018年9月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）の2018年9月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2018年11月9日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 重俊寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）の2017年9月13日から2018年9月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）の2018年9月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2018年11月9日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 森 重俊寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）の2017年9月13日から2018年9月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）の2018年9月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2018年11月9日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 森 重俊寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）の2017年9月13日から2018年9月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）の2018年9月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。